
第2期 潟上市 子どもの貧困対策整備計画

令和4年度～令和8年度

(案)

令和4年2月

潟上市

目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨.....	2
(1) 計画策定の背景.....	2
(2) 計画の位置づけ.....	3
2 計画の対象.....	4
3 計画の期間.....	4
4 計画の策定体制.....	5
第2章 子どもの貧困を取り巻く状況.....	6
1 潟上市の概況.....	7
(1) 人口、世帯の状況.....	7
(2) 要保護・準要保護児童・生徒数の推移.....	12
(3) ひとり親家庭の状況.....	13
(4) 各種支援の状況.....	18
(5) その他関連データ.....	22
2 市民アンケート調査結果のポイント.....	24
(1) 調査概要.....	24
(2) 調査結果.....	25
1) 回答世帯の状況.....	25
2) 子どもの生活環境.....	37
3) 市の施策への要望.....	48
3 秋田県子育て支援に関するアンケート結果から.....	51
4 進捗状況からみた課題.....	55
第3章 計画の基本的な方向性.....	57
1 基本理念.....	58
2 基本方針.....	59
3 施策の体系.....	60
第4章 施策の展開.....	61
基本方針1：教育の支援.....	62
(1) 学校をプラットフォームとした総合的な支援.....	62
(2) 就学支援の推進.....	63
基本方針2：生活の支援.....	66
(1) 保護者の生活支援.....	66
(2) 子どもの健康と生活の支援.....	70
基本方針3：保護者に対する就労の支援.....	73
(1) 就労に関する相談・情報提供.....	73
(2) 資格・技能の取得に向けた支援.....	74
基本方針4：経済的支援.....	75
計画の目標値.....	77
第5章 計画の推進.....	78
1 計画の推進体制.....	79
2 進捗管理の仕組み.....	81

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の背景

社会情勢の変化に伴う子育て世帯における所得の減少や、社会的孤立などのために貧困の状態にある子どもが増加傾向にあることが懸念されています。

国の調査によると、日本の子どもの貧困率は平成 24 年に 16.3%（国民生活基礎調査）となり、最も高い値となりました。

このような状況を受け、国では、貧困の連鎖によって子どもたちの将来が閉ざされることが決してないように、子どもたちの成育環境を整備するとともに、教育を受ける機会の均等を図り、生活の支援、保護者への就労支援などとあわせて、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、平成 26 年 1 月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行しました。それを受けて同年 8 月には、子どもの貧困対策についての基本的な方針等を定めた「子供の貧困対策に関する大綱」が策定され、今後の子どもの貧困対策における基本的な方針が示されました。さらに、令和元年には日本の将来を担う子どもたちを誰一人取り残すことがない社会に向けて、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、新たな大綱を策定しております。

こうした国の動きを踏まえ、秋田県においても、平成 28 年 3 月に「秋田県子どもの貧困対策推進計画」を、令和 3 年 3 月には「第 2 次秋田県子どもの貧困対策推進計画」を策定しました。

秋田県では、全ての子どもが現在から将来にわたって、その生まれ育った環境によって左右されることなく、心身ともに健やかに育ち、教育や進路選択の機会均等が保証され、一人一人が夢や希望を持つことができるよう、“教育の支援”、“子育て家庭の生活の安定に資するための支援”、“保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労支援”、“経済的支援”、“ネットワークによる網羅的支援”の 5 項目に力を入れて、総合的な子どもの貧困対策に取り組んでいくこととしています。

国の「子供の貧困対策に関する大綱」では、子どもの貧困対策の基本方針の一つとして、“官公民の連携によって子どもの貧困対策を国民運動として展開する”ことが掲げられており、潟上市においても、国の子どもの貧困対策や秋田県の取組と連携し、子どもの貧困対策を国民運動として展開すべく、困難な環境にある子どもや家庭に対する支援や取組の方針について、「第 2 期潟上市子どもの貧困対策整備計画」として策定するものです。

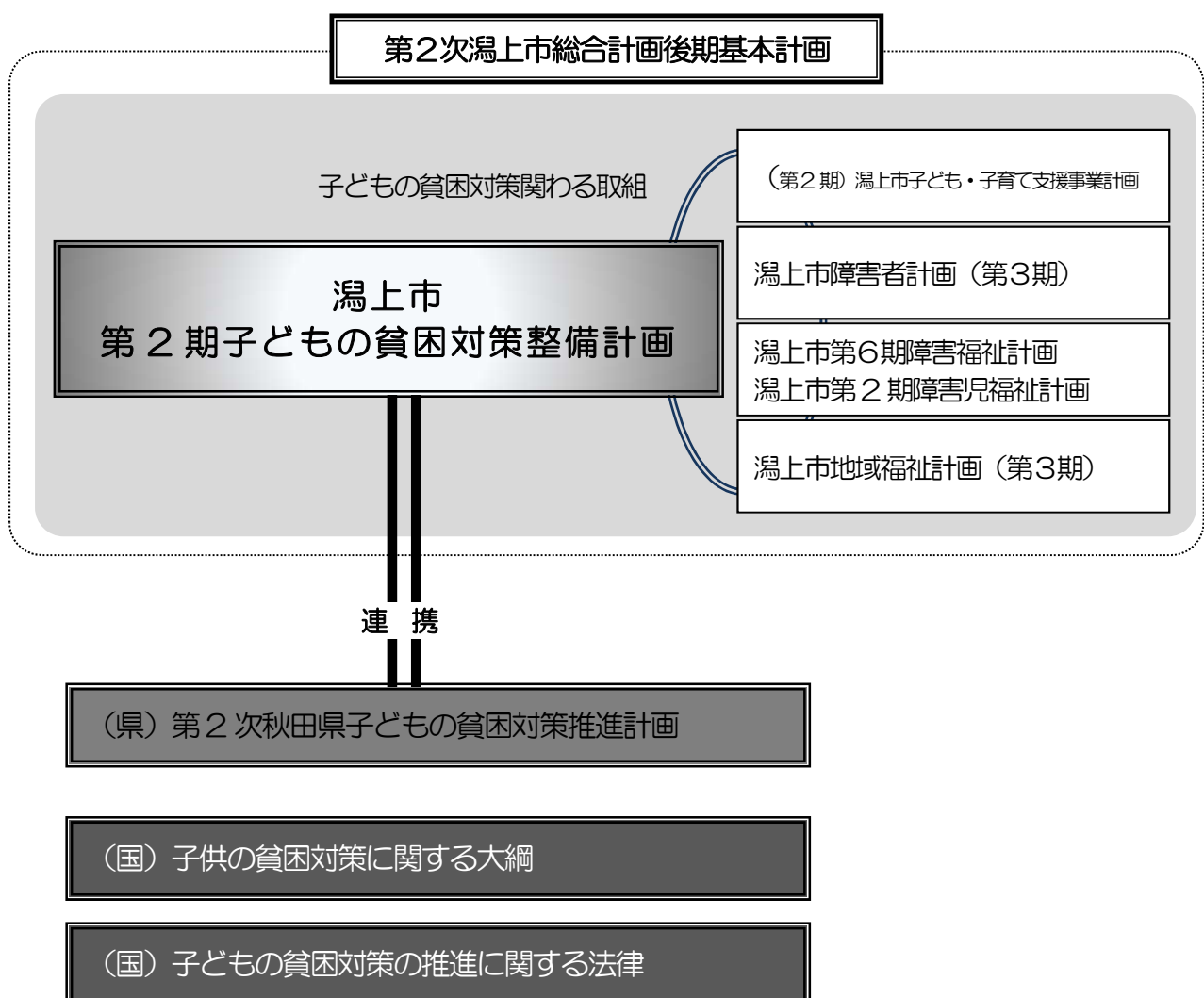
子どもの貧困対策を官公民の連携による国民運動として展開するため、潟上市における子どもの貧困対策の基本方針や取組について本計画において整理しました。

(2) 計画の位置づけ

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」において、市町村への計画策定に関する規定はありません。しかし、都道府県に対する計画策定の規定（第9条）は明記されており、「子供の貧困対策に関する大綱」においても、“官公民の連携によって子どもの貧困対策を国民運動として展開する”ことが掲げられていることから、本市においても、秋田県の計画と連携して、子どもの貧困対策を国民運動として展開するための計画として本計画を策定します。

また、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」において、“教育の支援”（第10条）、“生活の支援”（第11条）、“保護者に対する就労の支援”（第12条）、“経済的支援”（第13条）について必要の施策を講じることが地方公共団体には求められており、本計画は、これらの施策について取りまとめた計画と位置づけられます。

したがって、本市のあらゆる施策の基本となる「第2次潟上市総合計画後期基本計画（平成28年度～令和7年度）」、教育の支援や生活の支援等に関連するその他の分野別計画との整合性に配慮し、子どもの貧困対策を総合的に展開するために関係する本市の取組について整理し、本市の子どもの貧困対策に関わる基本方針について取りまとめたものが本計画となっています。



2 計画の対象

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」では、第2条において、“子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として講ずることにより、推進されなければならない。”と基本理念を掲げており、経済的な困窮下にある子どもに対して支援を行うだけでなく、子どもが生まれ育った環境によって将来を左右されることのない社会の実現を目指すものとされています。

したがって、本計画においては、現に経済的困窮状態にある子どもやその家庭に対する支援を行うとともに、妊娠や出産による経済的・精神的負担の増大、保護者の疾病や離職による家計の逼迫、ひとり親家庭における生活の厳しさなど、子どもが困難な状況に陥る様々なリスクに対しても、できるだけ早い段階から効果的な支援を行い、すべての子どもが生まれ育った環境により、教育や生活、就労などの場面において、家庭の状況による制約を受けることなく、健やかに育つことができるよう取り組みます。



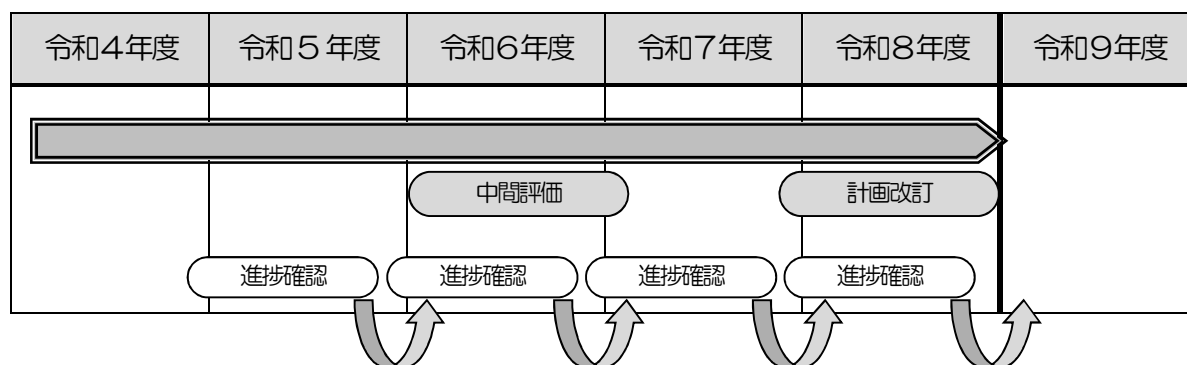
すべての子どもと子育て家庭を対象とします

3 計画の期間

本計画は令和4年度から、令和8年度までの5年間を計画の期間とします。

計画の改訂については、計画の最終年度である令和8年度に行うこととしますが、計画途中であっても、社会情勢や法整備の状況などに応じて、柔軟に計画の見直しを行います。

なお、計画の進捗確認は毎年度終了後に実施し、計画の中間年度には中間評価を行います。

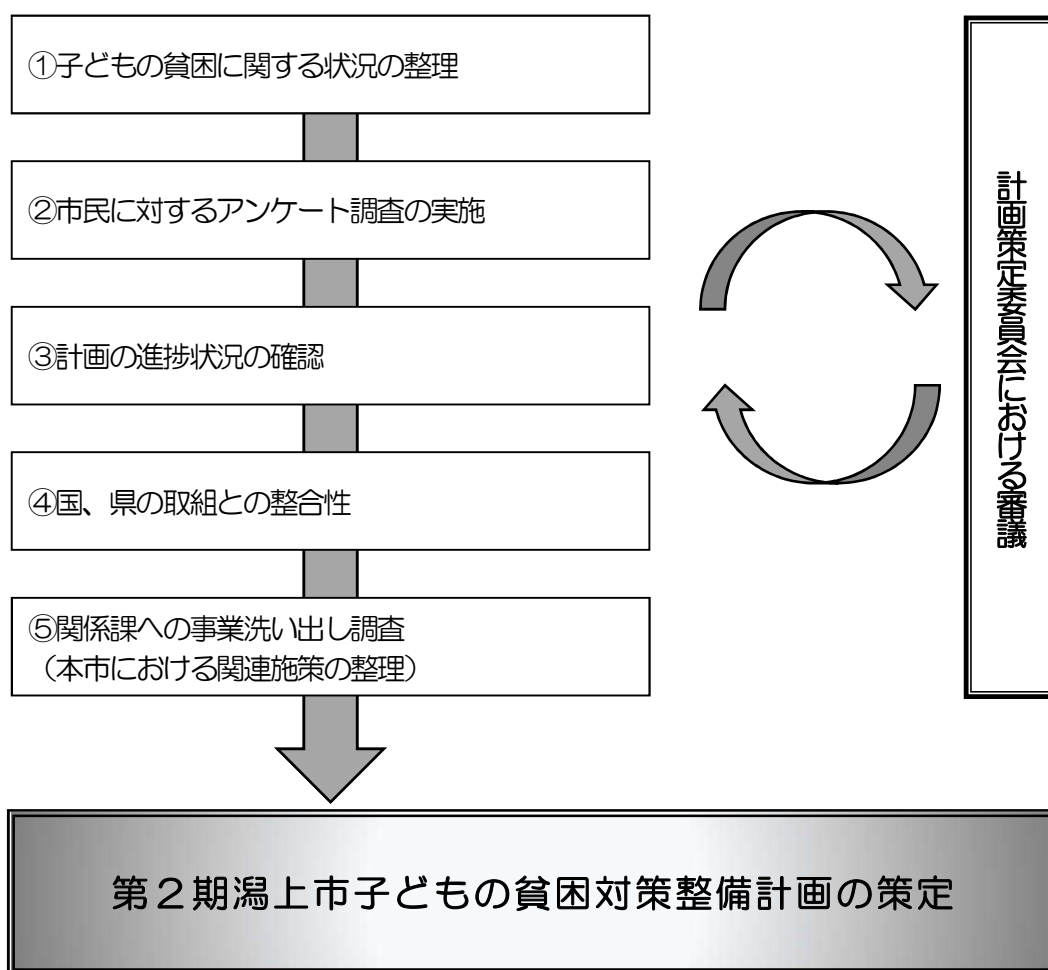


4 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、市民に対するアンケート調査を実施することで、子どもの貧困に関する状況や意識を把握するとともに、これまでの計画の進捗状況を確認した上で、計画の策定を図りました。

また、国や秋田県の子どもの貧困対策に関する取組との整合性を図るとともに、本市における関連する取組について整理し、計画に反映しています。

計画内容については、計画策定委員会において審議し、調整を図った上で、計画策定を行っています。

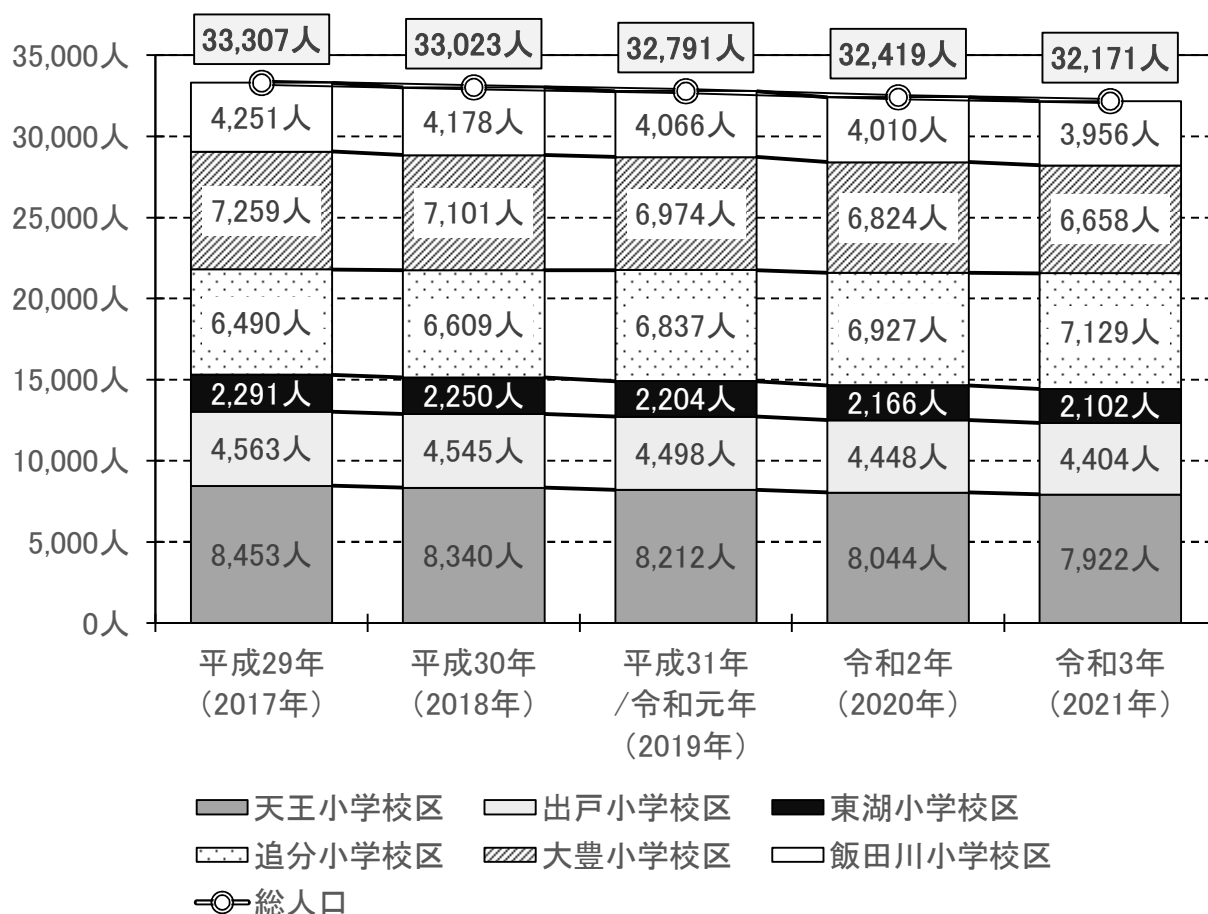


第2章 子どもの貧困を取り巻く状況

1 潟上市の概況

(1) 人口、世帯の状況

1) 総人口の推移



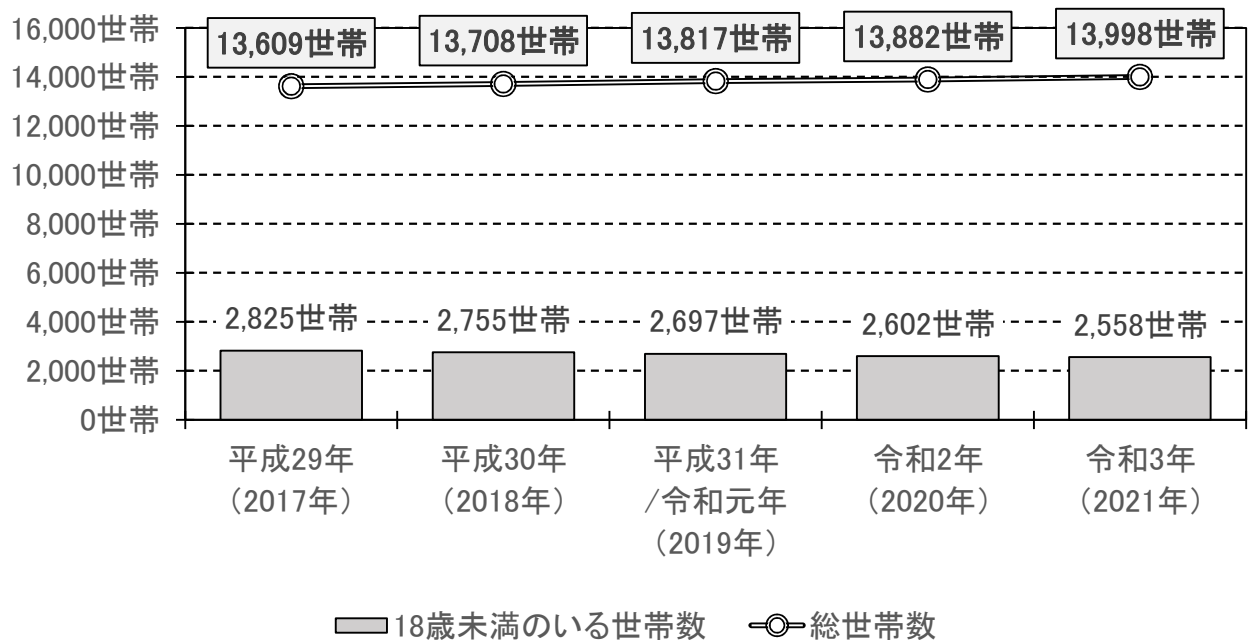
資料：潟上市統計データ、各年4月1日現在

総人口の推移をみると、総人口は平成 29 年の 33,307 人から令和 3 年には 32,171 人と 1,136 人の減少となっています。

小学校区別にみても多くの小学校区で減少傾向となっていますが、「追分小学校区」はやや増加傾向となっており、令和 2 年には「大豊小学校区」を抜いて、2 番目に人口の多い小学校区となっています。

「天王小学校区」の人口が令和 3 年まで 1 番多くなっていますが、令和 3 年には「追分小学校区」も 7 千人台まで人口が増加し、差は小さくなってきています。

2) 総世帯数と 18 歳未満のいる世帯数の推移

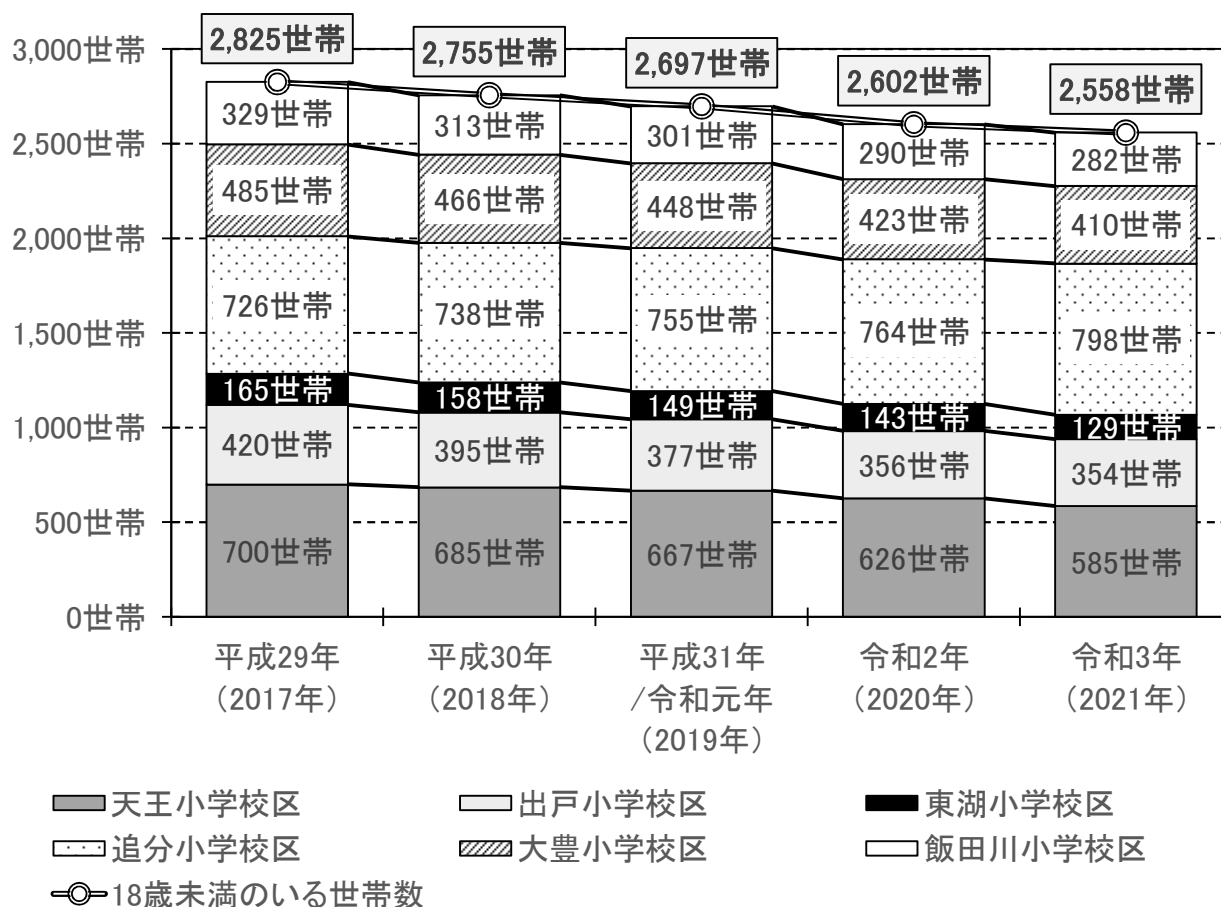


資料：潟上市統計データ、各年4月1日現在

総世帯数の推移をみると、平成 29 年の 13,609 世帯から令和 3 年には 13,998 世帯と 389 世帯の増加となっています。

一方、18 歳未満のいる世帯は減少傾向となっており、令和 3 年には 2,558 世帯と、平成 29 年に比べて 267 世帯の減少となっています。

3) 小学校区別にみた 18 歳未満のいる世帯数の推移



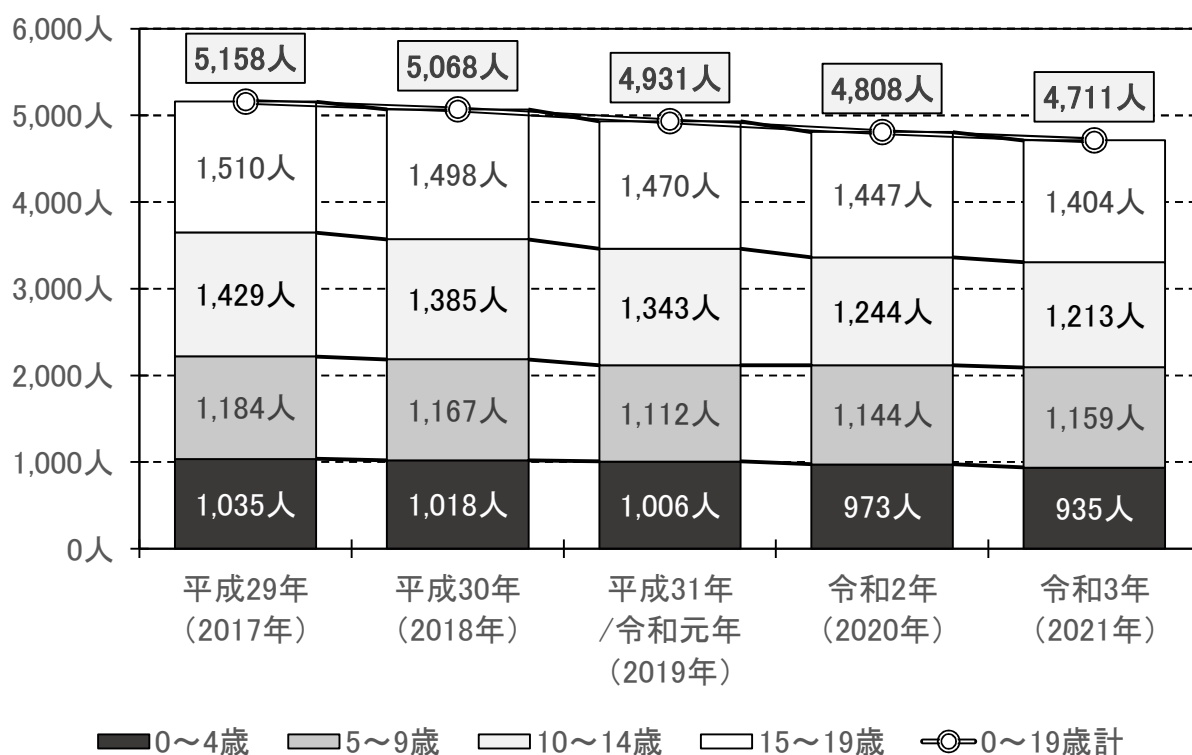
資料：湯上市統計データ、各年4月1日現在

18 歳未満のいる世帯数について小学校区別にみると、各年、「追分小学校区」と「天王小学校区」の世帯数が多く、平成 29 年にはともに 700 世帯以上となっています。

「追分小学校区」は平成 29 年以降増加傾向にあり、令和 3 年には 798 世帯と平成 29 年から 72 世帯増加しているのに対して、「天王小学校区」は減少傾向にあり、令和 3 年には平成 29 年から 115 世帯減少し、585 世帯となっています。

「追分小学校区」を除くと他の小学校区はいずれも 18 歳未満のいる世帯数は減少傾向となっています。

4) 0～19 歳人口の推移



資料：潟上市統計データ、各年3月31日現在

0～19歳人口の推移をみると、平成29年の5,158人から、令和3年には4,711人と、447人の減少となっています。

5歳階級別の内訳をみると、「5～9歳」は令和2年以降わずかに増加しているものの、平成29年から令和3年までの全般的な傾向としては減少傾向となっています。

他の年齢層は一貫して減少傾向にあり、平成29年に比べると令和3年はおおむね1割前後減少した水準となっています。

(2) 要保護・準要保護児童・生徒数の推移

1) 要保護児童・生徒数の推移

小学校		平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	平成31年 /令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)
天王小	全校児童数	389人	374人	363人	342人	312人
	要保護児童数	3人	3人	5人	7人	6人
	要保護児童割合	0.8%	0.8%	1.4%	2.0%	1.9%
出戸小	全校児童数	209人	205人	201人	215人	199人
	要保護児童数	0人	0人	0人	0人	0人
	要保護児童割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
東湖小	全校児童数	85人	88人	86人	74人	69人
	要保護児童数	1人	3人	2人	2人	1人
	要保護児童割合	1.2%	3.4%	2.3%	2.7%	1.4%
追分小	全校児童数	354人	357人	368人	387人	412人
	要保護児童数	6人	5人	2人	0人	0人
	要保護児童割合	1.7%	1.4%	0.5%	0.0%	0.0%
大豊小	全校児童数	243人	235人	235人	211人	210人
	要保護児童数	1人	1人	1人	3人	2人
	要保護児童割合	0.4%	0.4%	0.4%	1.4%	1.0%
飯田川小	全校児童数	178人	179人	168人	163人	152人
	要保護児童数	0人	0人	0人	0人	0人
	要保護児童割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
区域外	要保護児童数	0人	0人	0人	0人	0人
小学校計	全校児童数	1,458人	1,438人	1,421人	1,392人	1,354人
	要保護児童数	12人	12人	10人	12人	9人
	要保護児童割合	0.8%	0.8%	0.7%	0.9%	0.7%

中学校		平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	平成31年 /令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)
天王中	全校生徒数	288人	275人	254人	254人	262人
	要保護生徒数	4人	2人	3人	3人	5人
	要保護生徒割合	1.4%	0.7%	1.2%	1.2%	1.9%
天王南中	全校生徒数	334人	322人	299人	263人	283人
	要保護生徒数	5人	5人	4人	3人	3人
	要保護生徒割合	1.5%	1.6%	1.3%	1.1%	1.1%
羽城中	全校生徒数	247人	237人	229人	217人	219人
	要保護生徒数	4人	2人	2人	1人	1人
	要保護生徒割合	1.6%	0.8%	0.9%	0.5%	0.5%
区域外	要保護生徒数	0人	0人	0人	0人	0人
中学校計	全校生徒数	869人	834人	782人	734人	764人
	要保護生徒数	14人	9人	9人	7人	9人
	要保護生徒割合	1.6%	1.1%	1.2%	1.0%	1.2%

資料：湯上市統計データ
 全校生徒数は各年5月1日現在
 要保護児童・生徒数は各年度末現在

要保護児童・生徒数の推移をみると、小学校では10人前後で推移し、令和3年には9人となっています。中学校では減少傾向がみられ、令和3年は9人と、平成29年から比べて5人の減少となっています。

2) 準要保護児童・生徒数の推移

小学校		平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	平成31年 /令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)
天王小	全校児童数	389人	374人	363人	342人	312人
	準要保護児童数	45人	33人	36人	41人	41人
	準要保護児童割合	11.6%	8.8%	9.9%	12.0%	13.1%
出戸小	全校児童数	209人	205人	201人	215人	199人
	準要保護児童数	20人	24人	23人	22人	16人
	準要保護児童割合	9.6%	11.7%	11.4%	10.2%	8.0%
東湖小	全校児童数	85人	88人	86人	74人	69人
	準要保護児童数	16人	13人	7人	5人	3人
	準要保護児童割合	18.8%	14.8%	8.1%	6.8%	4.3%
追分小	全校児童数	354人	357人	368人	387人	412人
	準要保護児童数	31人	29人	26人	24人	18人
	準要保護児童割合	8.8%	8.1%	7.1%	6.2%	4.4%
大豊小	全校児童数	243人	235人	235人	211人	210人
	準要保護児童数	28人	37人	30人	19人	17人
	準要保護児童割合	11.5%	15.7%	12.8%	9.0%	8.1%
飯田川小	全校児童数	178人	179人	168人	163人	152人
	準要保護児童数	18人	18人	16人	14人	18人
	準要保護児童割合	10.1%	10.1%	9.5%	8.6%	11.8%
区域外	準要保護児童数	0人	0人	0人	0人	0人
小学校計	全校児童数	1,458人	1,438人	1,421人	1,392人	1,354人
	準要保護児童数	158人	154人	138人	125人	113人
	準要保護児童割合	10.8%	10.7%	9.7%	9.0%	8.3%

中学校		平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	平成31年 /令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)
天王中	全校生徒数	288人	275人	254人	254人	262人
	準要保護生徒数	48人	46人	37人	31人	26人
	準要保護生徒割合	16.7%	16.7%	14.6%	12.2%	9.9%
天王南中	全校生徒数	334人	322人	299人	263人	283人
	準要保護生徒数	23人	24人	28人	19人	16人
	準要保護生徒割合	6.9%	7.5%	9.4%	7.2%	5.7%
羽城中	全校生徒数	247人	237人	229人	217人	219人
	準要保護生徒数	24人	24人	24人	24人	18人
	準要保護生徒割合	9.7%	10.1%	10.5%	11.1%	8.2%
区域外	準要保護生徒数	1人	1人	0人	0人	0人
中学校計	全校生徒数	869人	834人	782人	734人	764人
	準要保護生徒数	95人	94人	89人	74人	60人
	準要保護生徒割合	10.9%	11.3%	11.4%	10.1%	7.9%

資料：湯上市統計データ

全校生徒数は各年5月1日現在

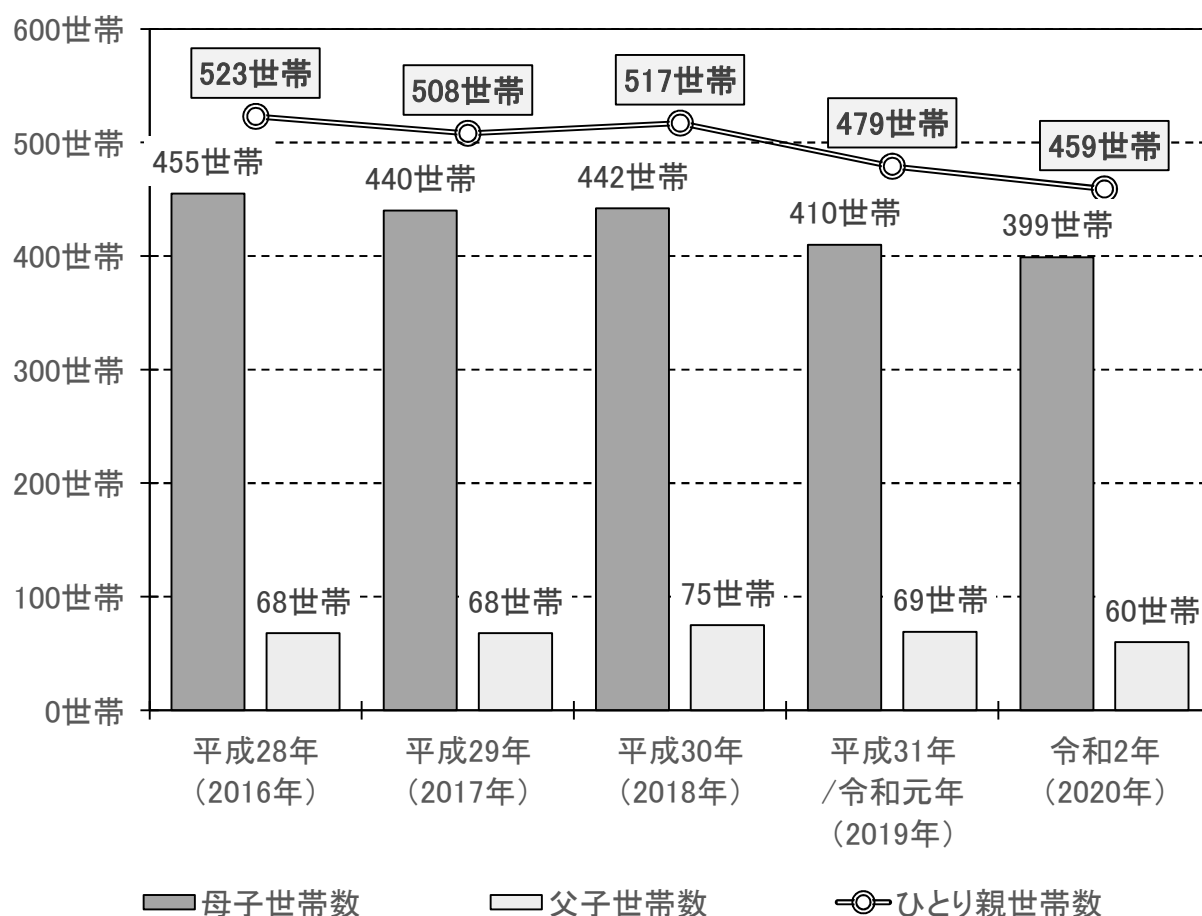
準要保護児童・生徒数は各年度末現在

準要保護児童・生徒数の推移をみると、小学校では平成29年の158人から令和3年には113人と、45人の減少となっています。

中学校でも減少傾向がみられ、令和3年には60人と、平成29年に比べて35人の減少となっています。

(3) ひとり親家庭の状況

1) ひとり親家庭世帯数の推移



資料：潟上市統計データ、各年8月1日現在

「母子世帯数」、「父子世帯数」とともに平成30年にやや増加に転じたものの、全般的には横ばいか減少傾向となっており、「ひとり親家庭数」は平成28年の523世帯から、令和2年には459世帯と64世帯の減少となっています。

「母子世帯数」は平成30年にわずかに増加したものの全般的には減少傾向となっており、令和2年には399世帯と、平成28年に比べ、56世帯の減少となっています。

「父子世帯数」は平成30年に75世帯に増加したものの、平成31年/令和元年まで68～69世帯でほぼ横ばいに推移し、令和2年に60世帯まで減少しています。

2) ひとり親家庭の収入状況

	母子世帯					父子世帯				
	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	平成31年 /令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	平成31年 /令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)
0円	70世帯 15.4%	57世帯 13.0%	77世帯 17.4%	72世帯 17.6%	64世帯 16.0%	5世帯 7.4%	3世帯 4.4%	3世帯 4.0%	3世帯 4.3%	1世帯 1.7%
50万円未満	29世帯 6.4%	26世帯 5.9%	12世帯 2.7%	8世帯 2.0%	7世帯 1.8%	2世帯 2.9%	2世帯 2.9%	2世帯 2.7%	2世帯 2.9%	1世帯 1.7%
50万円以上75万円未満	10世帯 2.2%	7世帯 1.6%	8世帯 1.8%	4世帯 1.0%	3世帯 0.8%	0世帯 0.0%	0世帯 0.0%	0世帯 0.0%	0世帯 0.0%	0世帯 0.0%
75万円以上100万円未満	33世帯 7.3%	33世帯 7.5%	27世帯 6.1%	20世帯 4.9%	23世帯 5.8%	0世帯 0.0%	0世帯 0.0%	0世帯 0.0%	0世帯 0.0%	1世帯 1.7%
100万円以上125万円未満	35世帯 7.7%	38世帯 8.6%	33世帯 7.5%	37世帯 9.0%	41世帯 10.3%	5世帯 7.4%	1世帯 1.5%	5世帯 6.7%	1世帯 1.4%	2世帯 3.3%
125万円以上180万円未満	77世帯 16.9%	80世帯 18.2%	82世帯 18.6%	70世帯 17.1%	63世帯 15.8%	5世帯 7.4%	10世帯 14.7%	5世帯 6.7%	4世帯 5.8%	1世帯 1.7%
180万円以上240万円未満	64世帯 14.1%	68世帯 15.5%	69世帯 15.6%	59世帯 14.4%	60世帯 15.0%	20世帯 29.4%	19世帯 27.9%	23世帯 30.7%	20世帯 29.0%	3世帯 5.0%
240万円以上300万円未満	57世帯 12.5%	57世帯 13.0%	49世帯 11.1%	51世帯 12.4%	54世帯 13.5%	13世帯 19.1%	14世帯 20.6%	13世帯 17.3%	13世帯 18.8%	7世帯 11.7%
300万円以上	58世帯 12.7%	55世帯 12.5%	64世帯 14.5%	73世帯 17.8%	70世帯 17.5%	15世帯 22.1%	15世帯 22.1%	18世帯 24.0%	20世帯 29.0%	38世帯 63.3%
不明	22世帯 4.8%	19世帯 4.3%	21世帯 4.8%	16世帯 3.9%	14世帯 3.5%	3世帯 4.4%	4世帯 5.9%	6世帯 8.0%	6世帯 8.7%	6世帯 10.0%
計	455世帯 100.0%	440世帯 100.0%	442世帯 100.0%	410世帯 100.0%	399世帯 100.0%	68世帯 100.0%	68世帯 100.0%	75世帯 100.0%	69世帯 100.0%	60世帯 100.0%

資料：潟上市統計データ、各年8月1日現在

ひとり親家庭の収入状況についてみると、「300 万円以上」の世帯は母子・父子家庭ともに増加傾向にあります。とくに父子世帯では令和2年に63.3%と大幅に増加しています。

「50 万円未満」、「0 円」の世帯の割合は父子世帯よりも母子世帯の方が高くなっており、「0 円」の世帯の割合は母子世帯では1割以上を占めています。

3) ひとり親家庭の世帯主の仕事の状況

		母子世帯					父子世帯				
		平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	平成31年 /令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	平成31年 /令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)
就 労 し て い る 者	自営業	12世帯 2.6%	12世帯 2.7%	12世帯 2.7%	12世帯 2.9%	10世帯 2.5%	7世帯 10.3%	8世帯 11.8%	9世帯 12.0%	8世帯 11.6%	6世帯 10.0%
	常用雇用者	222世帯 48.8%	218世帯 49.5%	216世帯 48.9%	214世帯 52.2%	212世帯 53.1%	52世帯 76.5%	54世帯 79.4%	57世帯 76.0%	55世帯 79.7%	51世帯 85.0%
	臨時雇用者	2世帯 0.4%	1世帯 0.2%	3世帯 0.7%	5世帯 1.2%	0世帯 0.0%	2世帯 2.9%	2世帯 2.9%	2世帯 2.7%	1世帯 1.4%	0世帯 0.0%
	日雇雇用者	0世帯 0.0%	0世帯 0.0%	0世帯 0.0%	0世帯 0.0%	0世帯 0.0%	1世帯 1.5%	0世帯 0.0%	0世帯 0.0%	0世帯 0.0%	0世帯 0.0%
	パート	133世帯 29.2%	128世帯 29.1%	127世帯 28.7%	114世帯 27.8%	115世帯 28.8%	1世帯 1.5%	0世帯 0.0%	1世帯 1.3%	0世帯 0.0%	0世帯 0.0%
	内職者	3世帯 0.7%	2世帯 0.5%	3世帯 0.7%	2世帯 0.5%	2世帯 0.5%	0世帯 0.0%	0世帯 0.0%	0世帯 0.0%	0世帯 0.0%	0世帯 0.0%
	その他の就労者	8世帯 1.8%	8世帯 1.8%	3世帯 0.7%	4世帯 1.0%	3世帯 0.8%	1世帯 1.5%	0世帯 0.0%	1世帯 1.3%	0世帯 0.0%	0世帯 0.0%
無職		58世帯 12.7%	55世帯 12.5%	63世帯 14.3%	48世帯 11.7%	48世帯 12.0%	3世帯 4.4%	1世帯 1.5%	2世帯 2.7%	2世帯 2.9%	2世帯 3.3%
不明		17世帯 3.7%	16世帯 3.6%	15世帯 3.4%	11世帯 2.7%	9世帯 2.3%	1世帯 1.5%	3世帯 4.4%	3世帯 4.0%	3世帯 4.3%	1世帯 1.7%
計		455世帯 100.0%	440世帯 100.0%	442世帯 100.0%	410世帯 100.0%	399世帯 100.0%	68世帯 100.0%	68世帯 100.0%	75世帯 100.0%	69世帯 100.0%	60世帯 100.0%

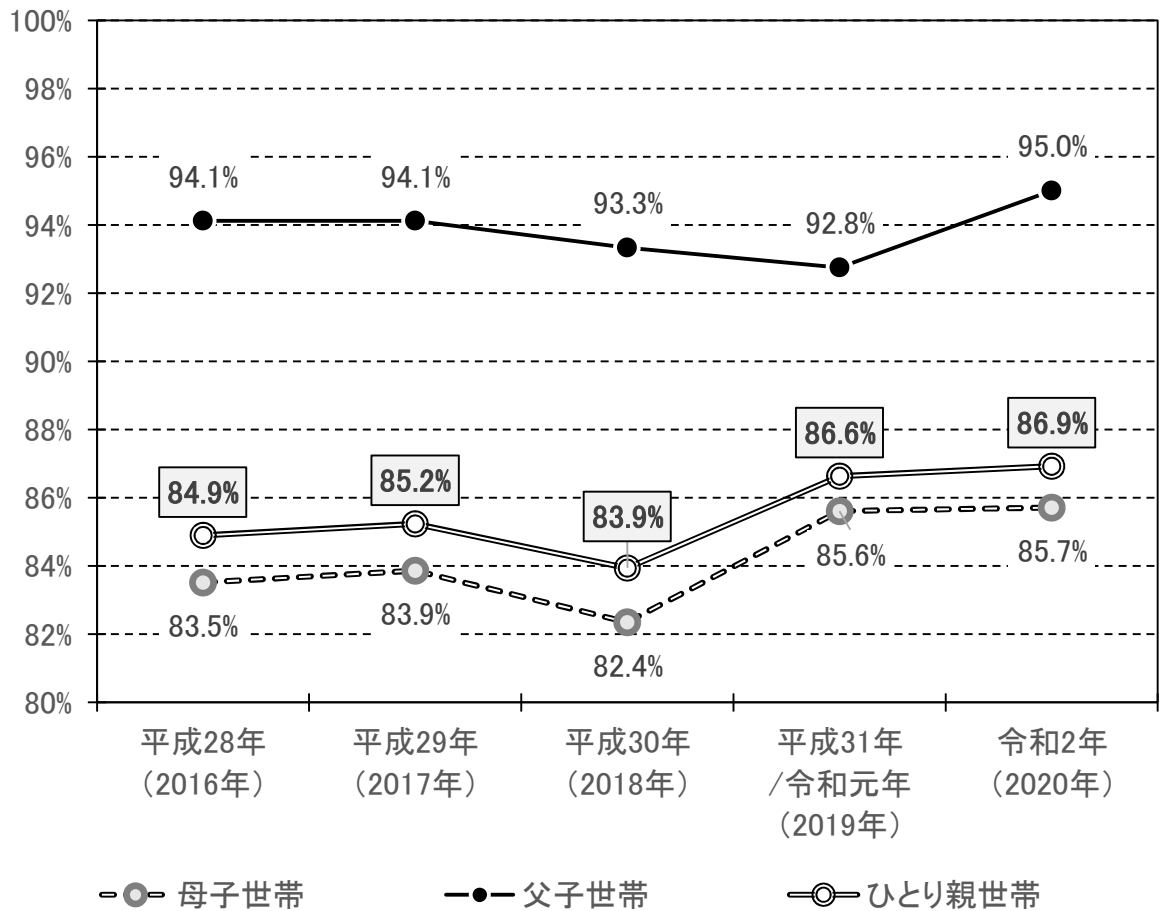
資料：潟上市統計データ、各年8月1日現在

ひとり親家庭の就労状況についてみると、母子・父子世帯ともに「常用雇用者」の占める割合がもっとも高くなっていますが、母子世帯では5割前後であるのに対して、父子世帯では8割前後を占めています。

その他に、母子世帯では「パート」の占める割合が3割弱と、父子世帯よりも割合が高くなっています。

また母子世帯では「無職」が各年1割以上を占めています。

4) 就労している者の割合の推移



資料：潟上市統計データ、各年8月1日現在

就労しているという人の割合についてみると、「父子世帯」では平成31年/令和元年にかけてやや減少し、令和2年に増加に転じており、「母子世帯」では平成30年にかけてやや減少しているものの、以降は増加に転じており、「ひとり親家庭」で就労している人の割合は令和2年には86.9%まで増加しています。

「父子世帯」では令和2年まで就労している人の割合は9割以上を占めているのに対して、「母子世帯」では8割台にとどまっています。

5) ひとり親家庭の児童の就学・就職状況

			母子世帯					父子世帯					
			平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	平成31年 /令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	平成31年 /令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	
就学前			93人 15.0%	91人 15.0%	96人 15.9%	90人 16.7%	78人 15.2%	3人 3.3%	6人 6.7%	10人 7.8%	11人 9.6%	7人 8.6%	
就 学 中	義務教育	小学校	181人 29.1%	174人 28.8%	173人 28.6%	162人 30.1%	163人 31.8%	23人 25.6%	18人 20.2%	37人 28.9%	28人 24.3%	27人 33.3%	
			中学校	129人 20.7%	110人 18.2%	114人 18.9%	100人 18.6%	103人 20.1%	27人 30.0%	26人 29.2%	38人 29.7%	28人 24.3%	12人 14.8%
	高等学校			155人 24.9%	155人 25.6%	144人 23.8%	144人 26.8%	130人 25.4%	32人 35.6%	33人 37.1%	29人 22.7%	35人 30.4%	27人 33.3%
	高等専門学校												
	短大	6人 1.0%	2人 0.3%	1人 0.2%	2人 0.4%	3人 0.6%	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	1人 0.9%	1人 1.2%		
		大学	12人 1.9%	14人 2.3%	19人 3.1%	8人 1.5%	7人 1.4%	1人 1.1%	1人 1.1%	1人 0.8%	1人 0.9%	1人 1.2%	
	専修学校その他		10人 1.6%	7人 1.2%	6人 1.0%	9人 1.7%	9人 1.8%	0人 0.0%	0人 0.0%	2人 1.6%	0人 0.0%	0人 0.0%	
	就 業			28人 4.5%	42人 6.9%	46人 7.6%	18人 3.3%	15人 2.9%	1人 1.1%	1人 1.1%	6人 4.7%	8人 7.0%	5人 6.2%
	無 職			6人 1.0%	8人 1.3%	3人 0.5%	2人 0.4%	1人 0.2%	2人 2.2%	1人 1.1%	1人 0.8%	0人 0.0%	1人 1.2%
	その他			2人 0.3%	2人 0.3%	2人 0.3%	3人 0.6%	3人 0.6%	1人 1.1%	3人 3.4%	4人 3.1%	3人 2.6%	0人 0.0%
計			622人 100.0%	605人 100.0%	604人 100.0%	538人 100.0%	512人 100.0%	90人 100.0%	89人 100.0%	128人 100.0%	115人 100.0%	81人 100.0%	

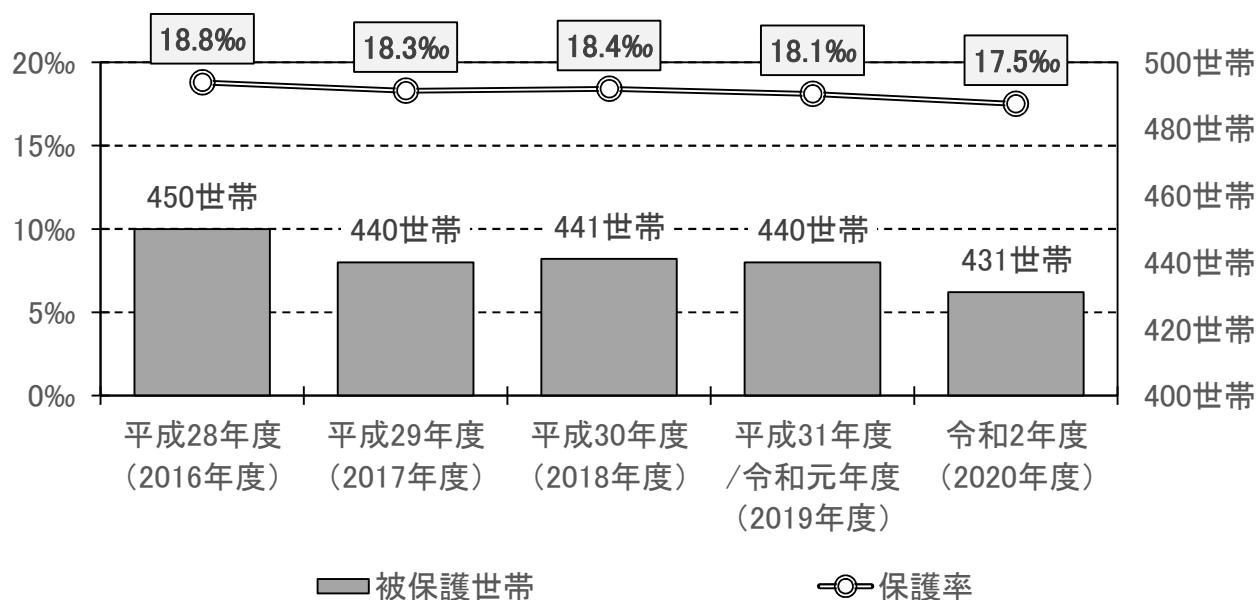
資料：潟上市統計データ、各年8月1日現在

ひとり親家庭の児童の就学・就職状況についてみると、母子・父子世帯ともに小学校から高等学校・高等専門学校の子どもの割合が高くなっています。

また母子世帯では「就学前」の子どもの割合が父子世帯よりもやや高く、1割台で推移しています。

(4) 各種支援の状況

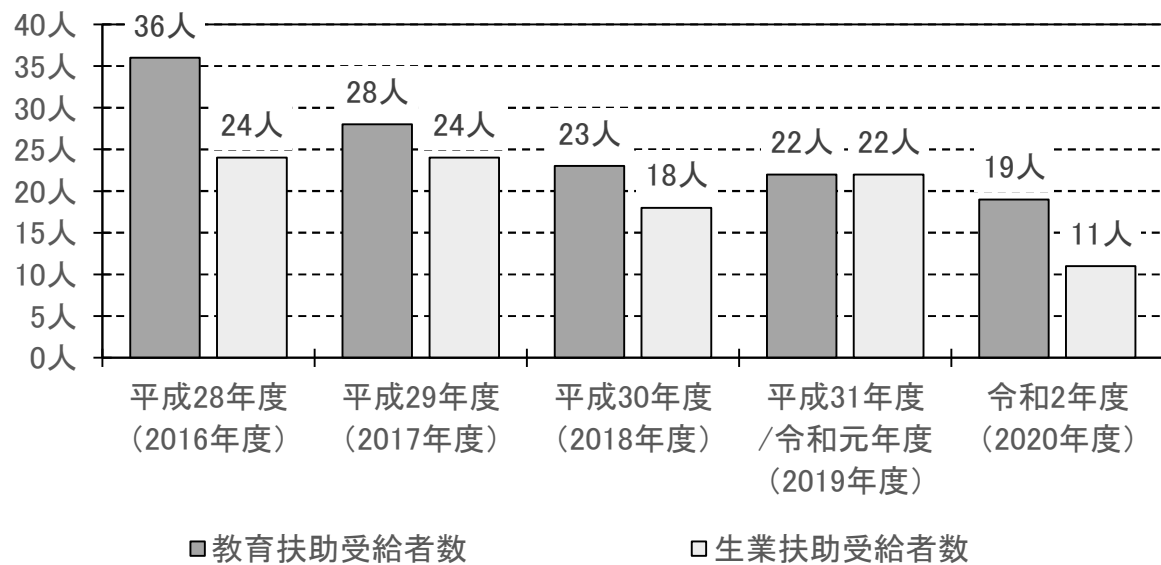
1) 生活保護世帯の推移



※ ‰ (パーミル) とは、1/1000 を1とする単位
資料：潟上市統計データ、各年度末現在

生活保護の状況についてみると、被保護世帯は平成28年度の450世帯から令和2年度には431世帯と、19世帯の減少となっています。保護率も平成28年度の18.8‰から令和2年度には17.5‰に減少しています。

2) 教育・生業扶助受給者数の推移



資料：潟上市統計データ、各年度末現在

教育・生業扶助受給者数をみると、「教育扶助受給者数」は減少傾向にあり、令和2年度には19人と平成28年度から17人の減少となっています。

「生業扶助受給者数」も年により若干の増減はあるものの、全般的には減少傾向となっており、令和2年度には11人と平成28年度から13人の減少となっています。

3) 生活保護世帯の児童の進学・就職状況

	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 /令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
進学率（高校）4月1日	5人／5人 100.0%	9人／9人 100.0%	6人／6人 100.0%	4人／4人 100.0%	5人／5人 100.0%	0人／0人 0.0%
進学率（大学）4月1日	0人／1人 0.0%	0人／4人 0.0%	1人／9人 11.1%	0人／1人 0.0%	2人／8人 25.0%	1人／4人 25.0%
就職率4月1日	1人／1人 100.0%	4人／4人 100.0%	6人／9人 66.6%	1人／1人 100.0%	6人／8人 75.0%	3人／4人 75.0%
中退率（高校）	0人	0人	0人	1人	1人	0人

資料：潟上市統計データ、各年度末現在

生活保護世帯の児童の進学や就職の状況についてみると、高校の進学率はほぼ 100%（令和 3 年度は該当する子ども無し）ですが、大学の進学率は 1 ～ 2 割台で、就職する子どもの割合の方が高くなっています。

4) 児童扶養手当の支給状況

	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 /令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
児童扶養手当					
受給資格者数	440人	388人	378人	351人	346人
支給額	183,061,550円	178,209,480円	173,837,820円	210,480,190円	152,539,110円

資料：潟上市統計データ、各年度末現在

児童扶養手当の受給資格者数は減少傾向にあり、平成 28 年度の 440 人から令和 2 年度には 346 人と 94 人の減少となっています。

5) 母子父子寡婦福祉資金の貸付状況

		平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 / 令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	
事業開始資金		件数 金額	— —	— 2, 850, 000円	1件 —	— —	
修学資金	高等学校	件数	2件	4件	3件	—	1件
		金額	1, 224, 000円	4, 014, 000円	4, 212, 000円	—	720, 000円
	短大・専修学校	件数	3件	—	—	—	—
		金額	3, 196, 560円	—	—	—	—
	大学	件数	2件	—	2件	1件	—
		金額	3, 513, 000円	—	6, 048, 000円	600, 000円	—
修業資金		件数 金額	4件 975, 000円	1件 280, 000円	1件 380, 000円	4件 1, 568, 000円	3件 1, 270, 000円
就職支度資金		件数 金額	— —	— —	— 70, 000円	1件 —	— —
生活資金		件数 金額	— —	1件 200, 000円	— —	— 300, 000円	1件 —
転宅資金		件数 金額	— —	— —	2件 234, 000円	— —	— —
就学支度資金		件数 金額	9件 2, 286, 800円	7件 2, 733, 000円	2件 220, 000円	4件 942, 000円	4件 1, 460, 000円
計		件数 金額	20件 11, 195, 360円	13件 7, 227, 000円	11件 13, 944, 000円	10件 3, 180, 000円	9件 3, 750, 000円

資料：潟上市統計データ、各年度末現在

母子父子寡婦福祉資金の貸付状況についてみると、主に利用されているものは「修学資金（高等学校）」、「修業資金」、「就学支度資金」などとなっています。

貸付件数の総数は減少傾向にあり、平成28年度の20件から令和2年度には9件と11件減少しています。

また、貸付件数の減少にともない貸付金額も減少し、令和2年度は平成28年度の3割程度の水準まで減少しています。

6) 母子家庭等自立支援給付金支給状況

		平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 / 令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
自立支援教育訓練給付金	件数	0件	0件	1件	0件	0件
	金額	0円	0円	69,984円	0円	0円
高等職業訓練促進給付金	件数	2件	1件	2件	0件	1件
	金額	1,623,000円	1,082,000円	1,446,000円	0円	1,200,000円

資料：潟上市統計データ、各年度末現在

母子家庭等自立支援給付金支給状況についてみると、「自立支援教育訓練給付金」は平成30年度に1件の利用があったものの、他の年度における支給はありませんでした。

「高等職業訓練促進給付金」についてはおおむね1～2件程度の支給が行われています。

(5) その他関連データ

1) 保育所・認定こども園の入所状況

		平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	平成31年 /令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)
二田保育園	入所定員	110人	110人	110人	110人	110人
	児童数	86人	78人	80人	84人	78人
	入所率	78.2%	70.9%	72.7%	76.4%	70.9%
湖岸保育園	入所定員	110人	110人	110人	110人	100人
	児童数	57人	64人	70人	62人	60人
	入所率	51.8%	58.2%	63.6%	56.4%	60.0%
出戸こども園	入所定員	180人	180人	180人	180人	180人
	児童数	86人	161人	159人	153人	136人
	入所率	47.8%	89.4%	88.3%	85.0%	75.6%
追分保育園	入所定員	200人	200人	200人	200人	200人
	児童数	167人	183人	166人	176人	151人
	入所率	83.5%	91.5%	83.0%	88.0%	75.5%
昭和中央保育園 ※平成30年より「昭和こども園」に統合	入所定員	150人				
	児童数	80人				
	入所率	53.3%				
昭和東保育園 ※平成30年より「昭和こども園」に統合	入所定員	60人				
	児童数	10人				
	入所率	16.7%				
昭和西保育園 ※平成30年より「昭和こども園」に統合	入所定員	60人				
	児童数	26人				
	入所率	43.3%				
昭和こども園	入所定員		200人	200人	200人	200人
	児童数		152人	148人	143人	123人
	入所率		76.0%	74.0%	71.5%	61.5%
若竹幼児教育センター	入所定員	200人	200人	200人	200人	105人
	児童数	98人	93人	89人	90人	86人
	入所率	49.0%	46.5%	44.5%	45.0%	81.9%
市外保育園	児童数	0人	23人	27人	18人	17人
計	入所定員	1,070人	1,000人	1,000人	1,000人	895人
	児童数	610人	754人	739人	726人	651人
	入所率	57.0%	75.4%	73.9%	72.6%	72.7%

資料：潟上市統計データ、各年4月1日現在

「昭和中央保育園」、「昭和東保育園」、「昭和西保育園」が平成30年から「昭和こども園」に統合されたため、平成30年から市内の保育所・認定こども園は6施設となっています。また、令和3年9月には「二田保育園」、「湖岸保育園」及び天王幼稚園を統合し、新たに「天王こども園」が開園しています。

入所している児童数は市外保育園を利用している場合も含めると、平成29年は610人でしたが、平成30年から令和2年は700人台に増加しています。(令和3年には651人に減少)

入所定員数は令和2年まで1,000人程度となっており、入所率は7割台で推移しています。令和3年には入所定員が895人に減少しましたが、入所している児童数も減少したため、入所率は引き続き7割台となっています。

2) 児童福祉施設等の利用状況

	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	平成31年 /令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)
児童養護施設	0人	0人	1人	1人
児童自立支援施設	0人	0人	1人	0人
母子生活支援施設	9人	11人	6人	4人
乳児院	0人	0人	0人	0人
情緒障害短期治療施設	0人	0人	1人	0人
知的障害児施設	0人	0人	0人	0人

資料：潟上市統計データ、各年3月31日現在（潟上市からの利用分）

市外を含む児童福祉施設等への潟上市からの利用状況をみると、「母子生活支援施設」の利用は平成30年以降減少傾向にあり、令和2年は4人の利用となっています。

「児童養護施設」、「児童自立支援施設」、「情緒障害短期治療施設」は平成31年/令和元年に1人の利用があるものの、他の年は利用がない状況となっています。（児童養護施設は令和2年にも1人の利用があります）

「乳児院」、「知的障害児施設」については、平成29年から令和2年まで利用がありませんでした。

2 市民アンケート調査結果のポイント

1 調査概要

(1) 調査の目的

本調査は、子どもを持つ世帯の状況を確認し、計画策定の基礎資料とするために実施しました。

(2) 調査の実施状況

1) 調査期間

令和3年6月24日～7月9日

2) 調査方法

郵送による配布・回収

3) 回収状況

調査対象：0～18歳までの子どもを持つ世帯

配布数：1,000票

回収票：514票

回収率：51.4%

(3) 報告書の見方

- 図表の中のnは回答者の総数を意味しています。設問によっては、回答者が制限される（別の設問である選択肢を選んだ回答者のみ回答する場合など）ため、nの数は一定ではありません。
- 比率は、nを100%とした百分比で算出し、小数点以下第2位を四捨五入しています。そのため、表示されている百分比の合計が100%にならない場合があります。
- 複数回答が可能な設問では、その比率の合計が100%を上回ることがあります。

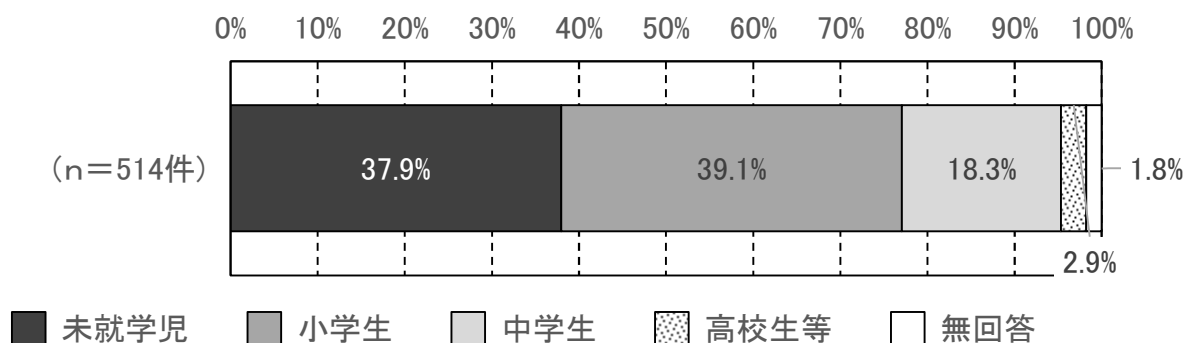
2 調査結果

(1) 回答世帯の状況

1) 回答世帯の基本属性

①回答対象の子どもの年齢

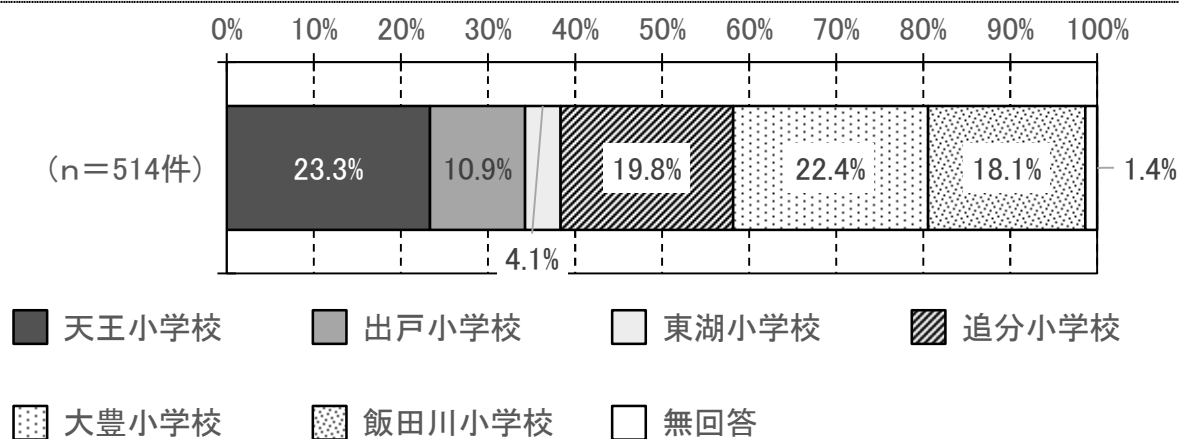
問1 宛名のお子さまの年齢について教えてください。(令和3年4月1日時点)



回答対象となった子どもの年齢についてみると、「未就学児」が37.9%、「小学生」が39.1%となっており、全体の7割以上が小学生以下となっています。

②居住地（学校区）

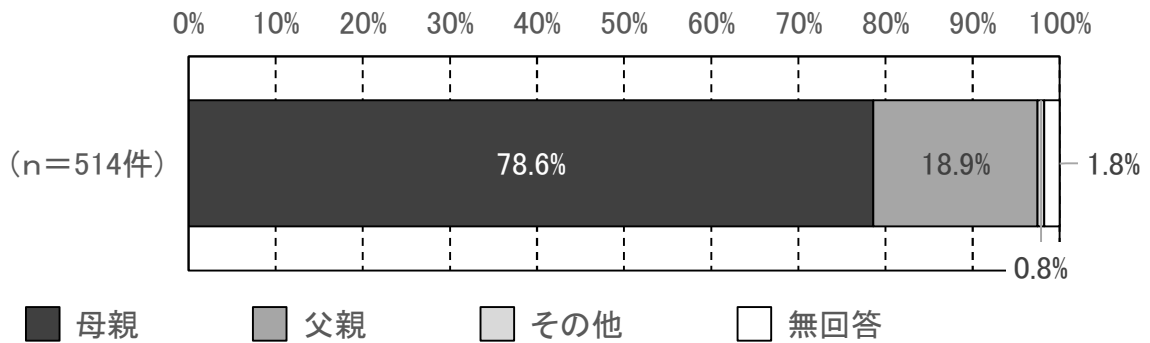
問2 お住まいの地域の学校区を教えてください。(〇は1つ)



回答世帯の居住地は、「天王小学校」(23.3%)、「大豊小学校」(22.4%)、「追分小学校」(19.8%)、「飯田川小学校」(18.1%)がいずれも2割前後を占め、「出戸小学校」(10.9%)と「東湖小学校」(4.1%)の占める割合はやや低くなっています。

③調査票への回答者

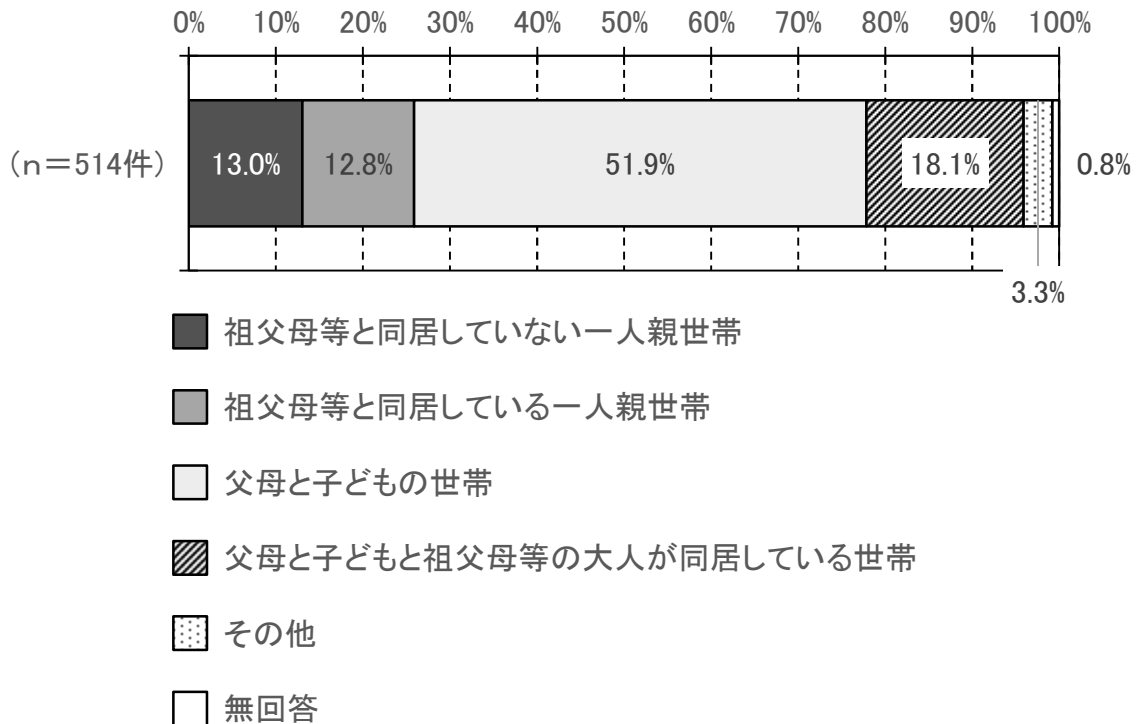
問3 この調査票にご回答いただいているのはどなたですか。(〇は1つ)



本調査票への回答は「母親」が78.6%と8割近くを占めています。

④世帯の状況

問4 世帯の状況について教えてください。(〇は1つ)



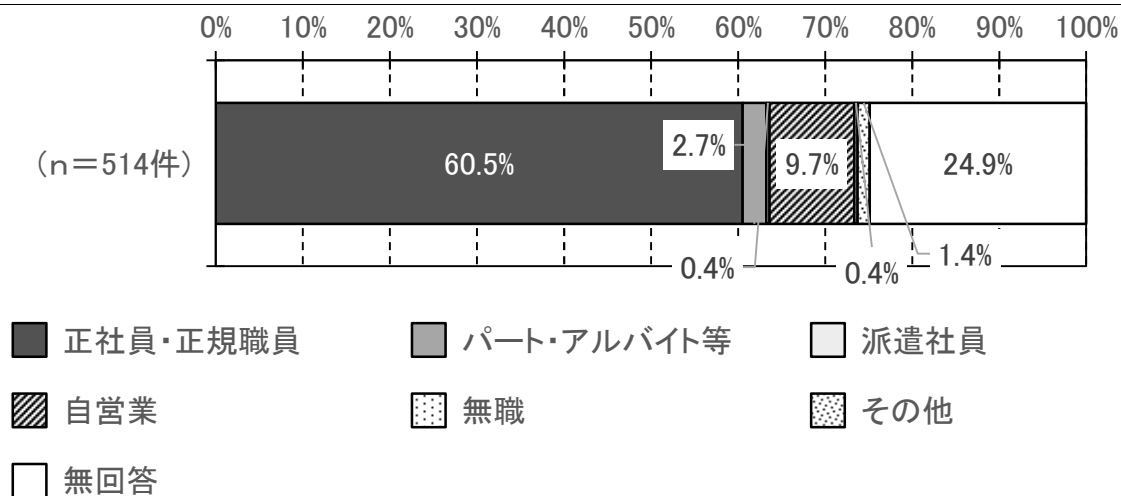
世帯の状況をみると、「父母と子どもの世帯」が51.9%と半数を占めています。

ひとり親家庭をあわせると全体の1/4程度を占め、「祖父母等と同居していないひとり親家庭」が13.0%、「祖父母等と同居しているひとり親家庭」が12.8%となっています。

⑤父母の就業形態

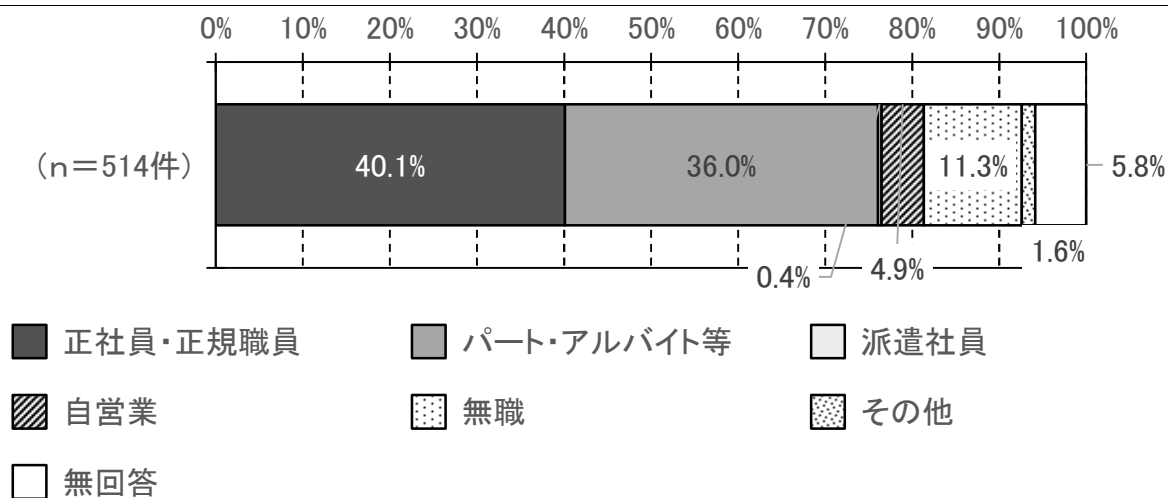
問5 父母の就業形態を教えてください。(〇は1つ)

<父親>



父親の就業形態をみると、「正社員・正規職員」が60.5%と6割を占めています。

<母親>

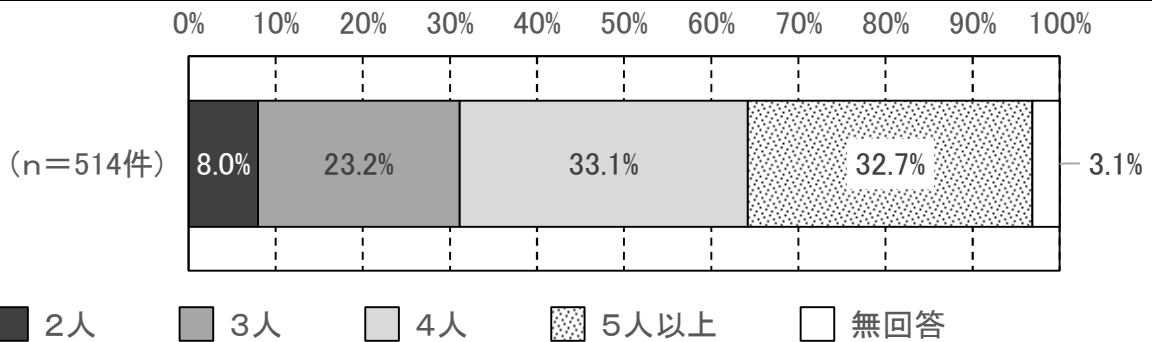


母親の就業形態も、「正社員・正規職員」が40.1%でもっとも多いものの、「パート・アルバイト等」も36.0%を占めています。

⑥世帯の構成

問6 現在同居されているご家族全員の人数をお答えください。(回答欄に人数を記入・本人を含む)

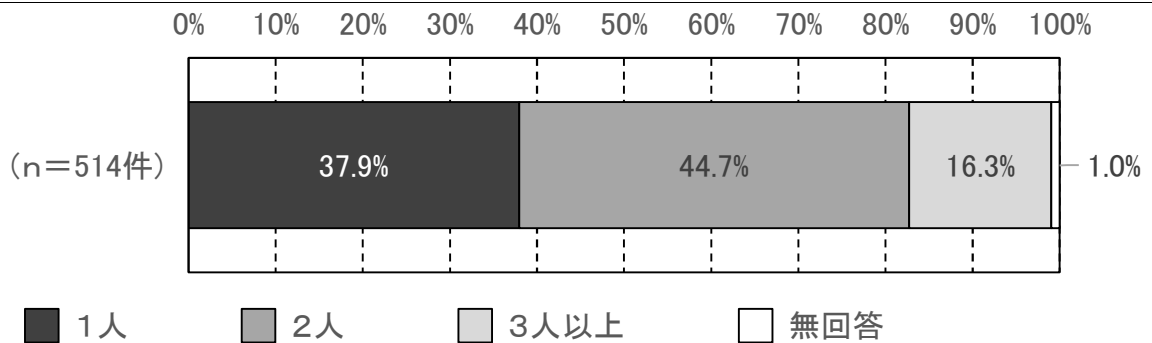
<世帯の人数>



世帯の人数は「4人」が33.1%、「5人」が32.7%で、4人以上の世帯が6割以上を占めています。

世帯人数は平均で4.1人となっています。

<子どもの人数>



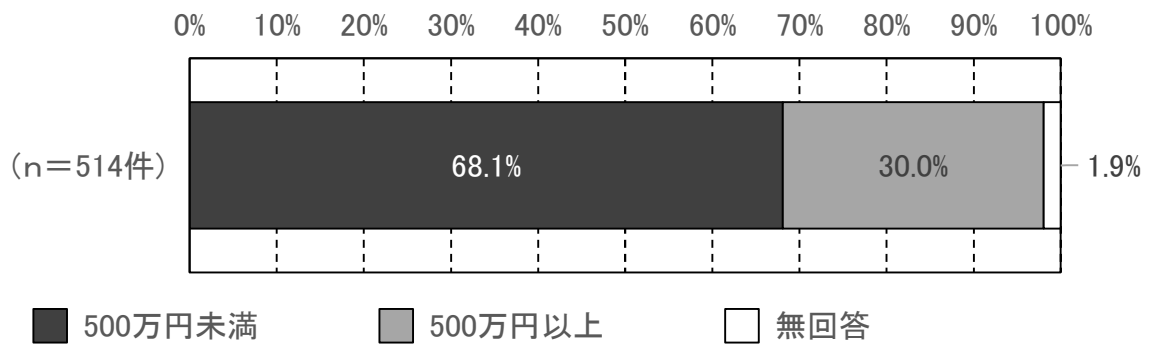
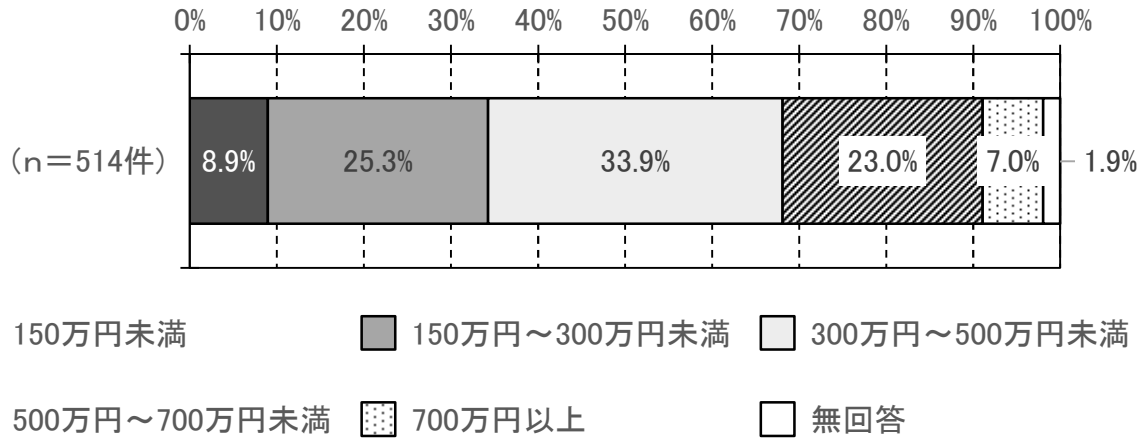
子どもの人数は「1人」が37.9%、「2人」が44.7%で、2人以下が8割以上を占めています。

子どもの人数は平均で1.8人となっています。

2) 世帯の経済状況

①世帯収入

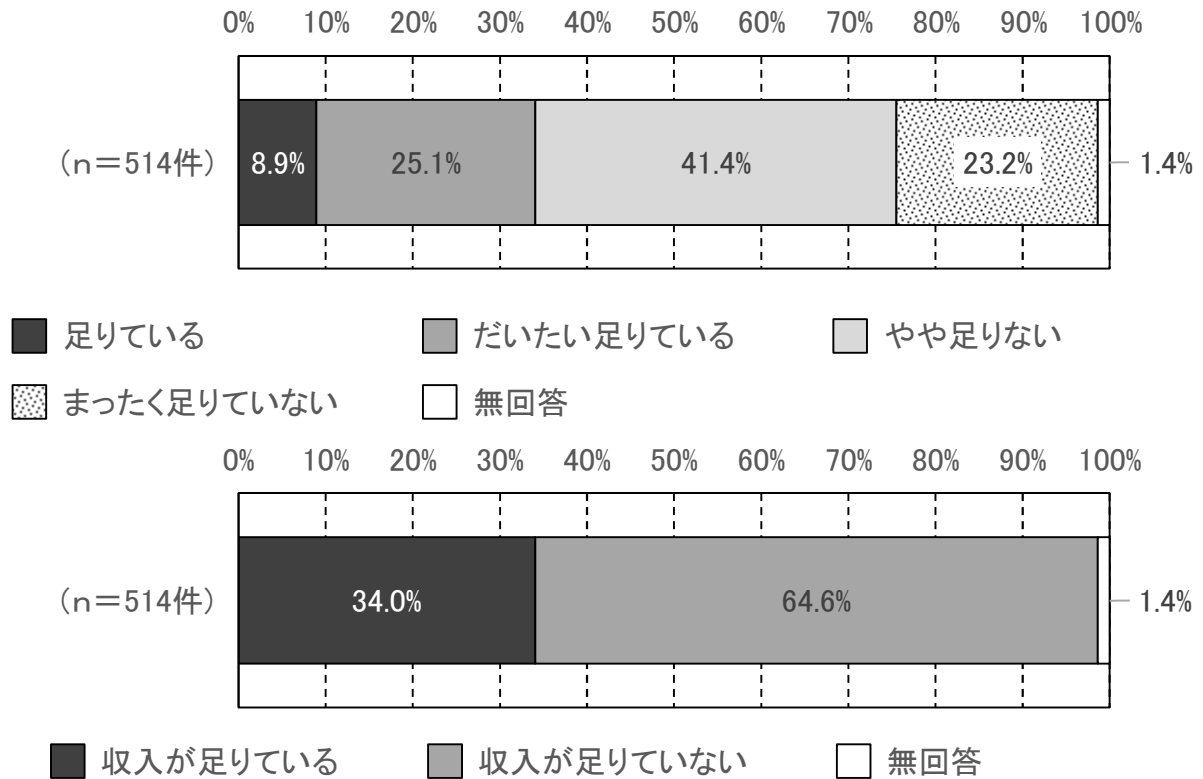
問7 世帯全体の昨年の年間収入（手取り額）は、およそどのくらいですか。（〇は1つ）



世帯の年間収入は「300 万円～500 万円未満」が 33.9%、次いで「300 万円～500 万円未満」が 25.3%となっており、「500 万円未満」が 68.1%と全体の 7 割近くを占めています。

②経済的な充足状況

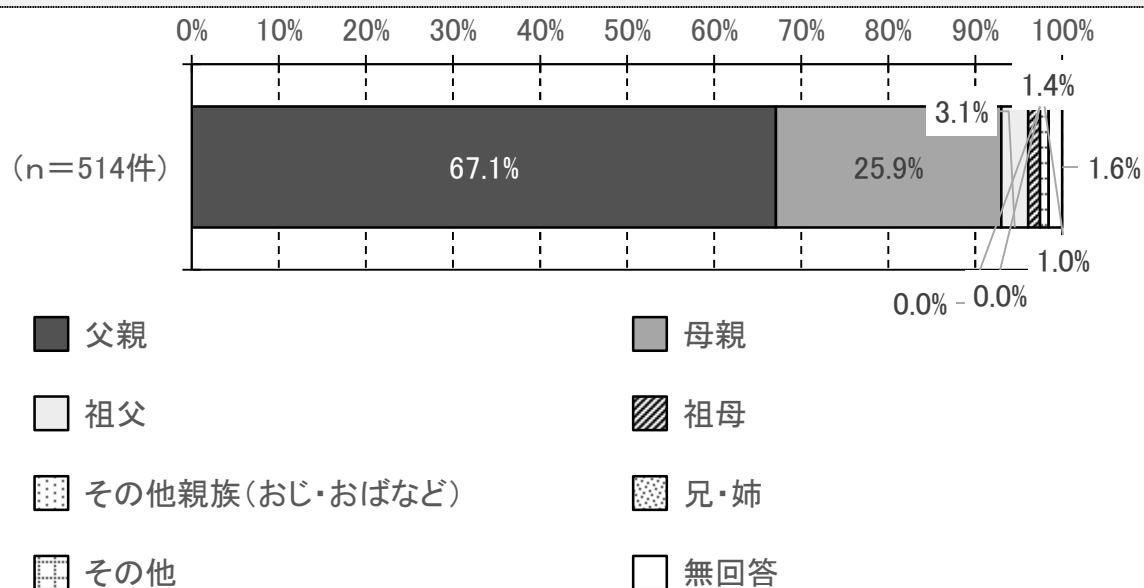
問8 世帯全体の年間収入で、暮らし向きはいかがですか。(○は1つ)



暮らし向きについては「やや足りない」が41.4%でもっとも多く、「まったく足りていない」(23.2%)とあわせると、64.6%が「収入が足りていない」としています。

③生計の担い手

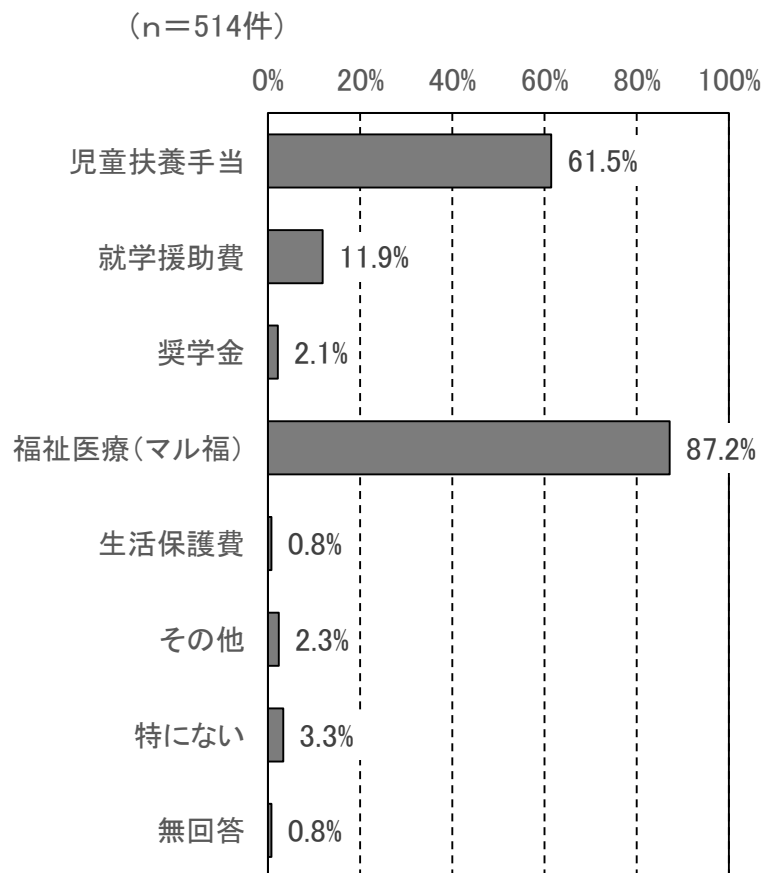
問9 主にご家族の生計を支えている方はどなたですか。お子さまからみた続柄で教えてください。(〇は1つ)



家計を支えているのは「父親」が67.1%ともっとも多くなっていますが、「母親」という回答も25.9%を占めています。

④支援制度の利用状況

問10 現在ご利用の支援制度はありますか。(〇はいくつでも)

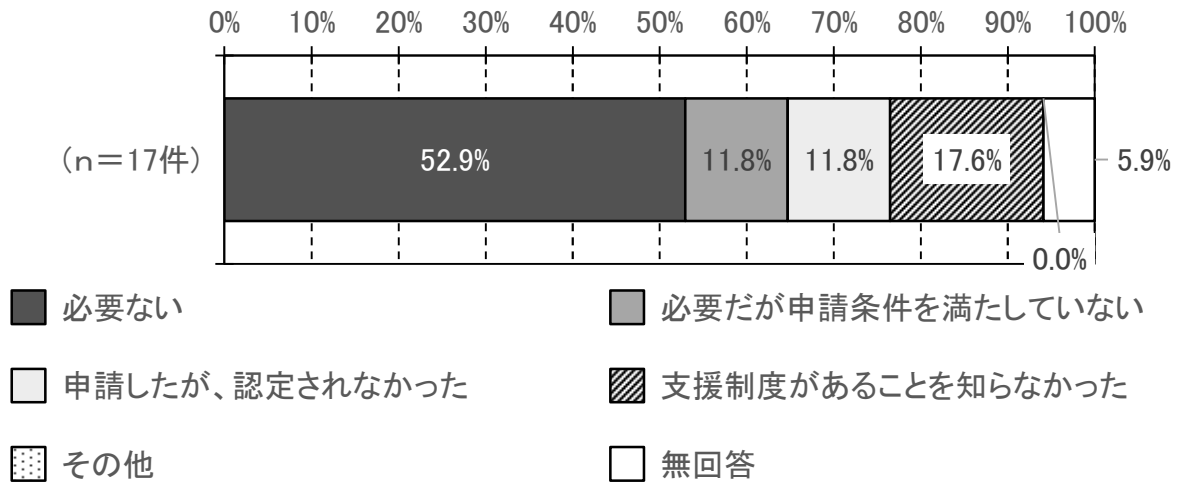


現在利用している支援制度としては、「福祉医療（マル福）」が 87.2% でもっとも多く、次いで「児童扶養手当」が 61.5% となっています。

⑤支援制度を利用していない理由

☆問10で「7 特にない」と回答された方にうかがいます。

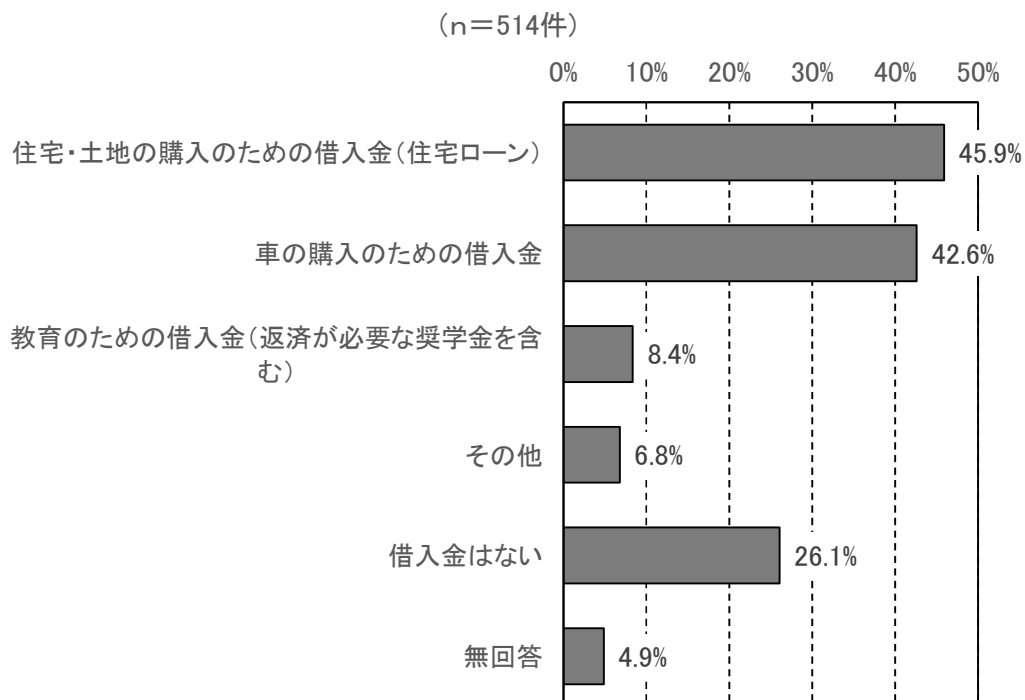
問11 支援制度を利用していない理由を教えてください。(〇は1つ)



支援制度を利用していないという方に、利用していない理由について聞くと、「必要ない」が52.9%と半数以上を占めています。

⑥借入金の状況

問12 あなたの世帯では、次のような借入金がありますか(〇はいくつでも)

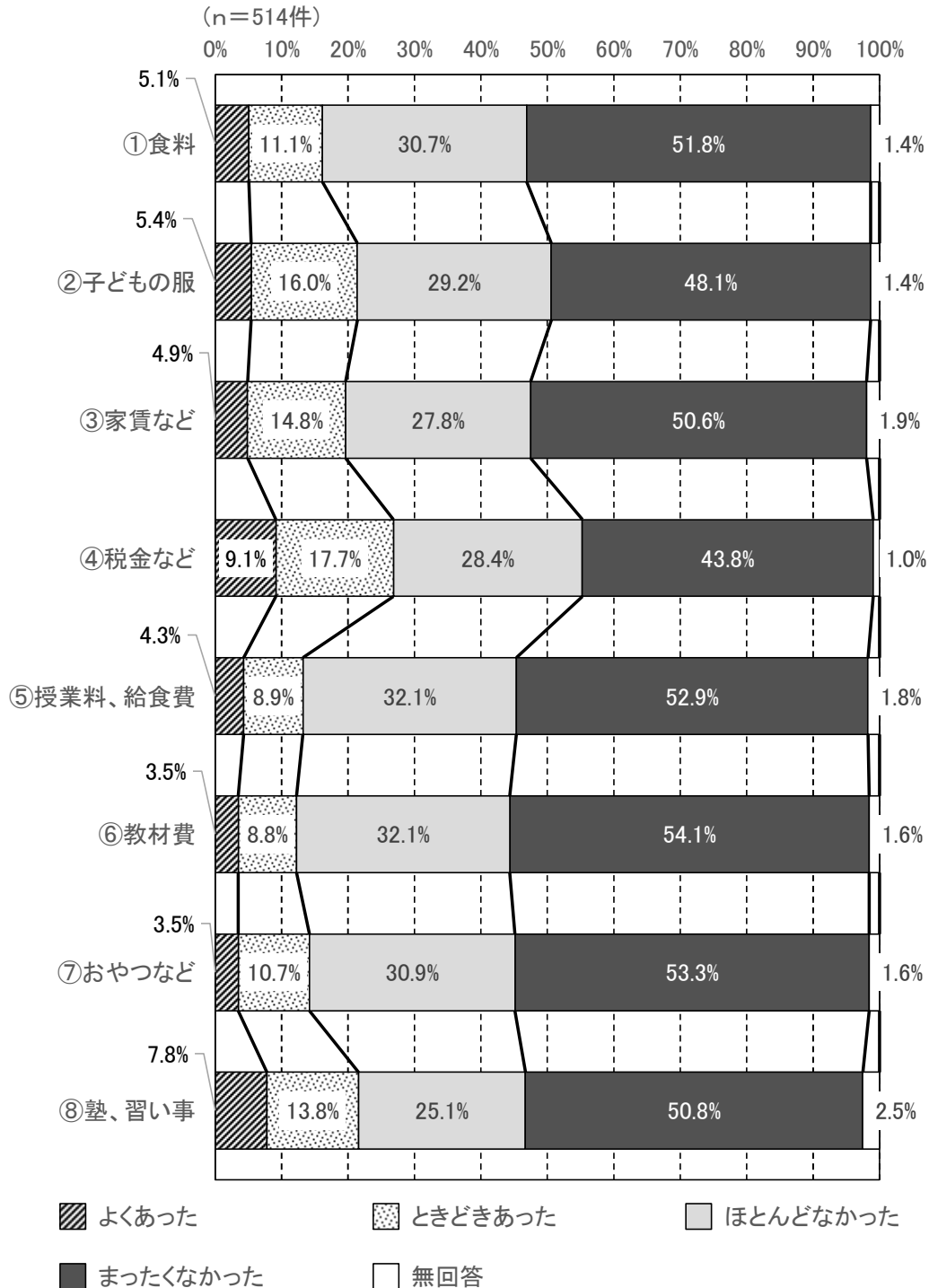


借入金の状況を見ると、「借入金はない」という回答は26.1%で、借入金としては「住宅・土地の購入のための借入金(住宅ローン)」(45.9%)、「車の購入のための借入金」(42.6%)が多くなっています。

⑦経済的な困窮経験

問13 この1年間に、お金が足りなくて困ったことはありますか。(それぞれ〇は1つ)

<経済的な困窮経験>

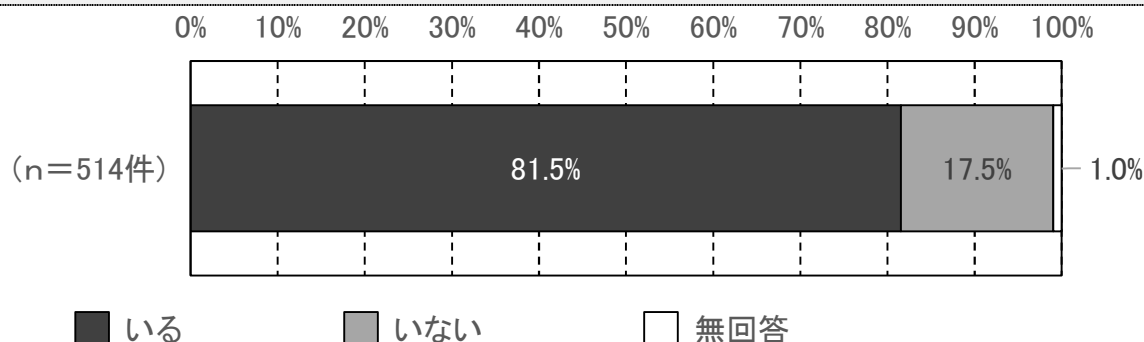


①～⑧の場面ごとに、この1年間にお金が足りなくて困ったことがあったかどうかについて聞いたところ、「よくあった」、「ときどきあった」をあわせると、④税金などの支払いに困ることが26.8%でもっとも多く、②子どもの服(21.4%)、⑧塾、習い事(21.6%)などへの回答も2割を超えています。

3) 相談環境

①相談相手の有無

問14 あなたには安心して相談できる方はいますか。(○は1つ)

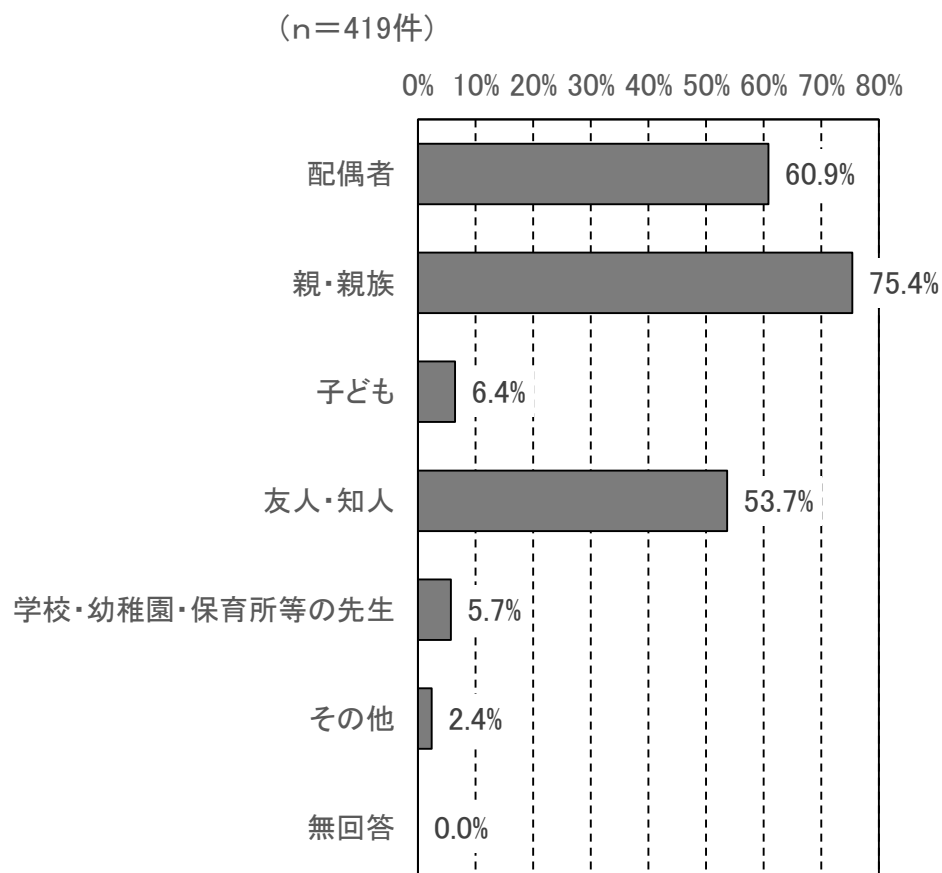


相談相手については「いる」が81.5%と8割を超えています。

②主な相談相手

☆問14で「1 いる」と回答された方にうかがいます。

問15 あなたの主な相談相手はどなたですか。(○はいくつでも)

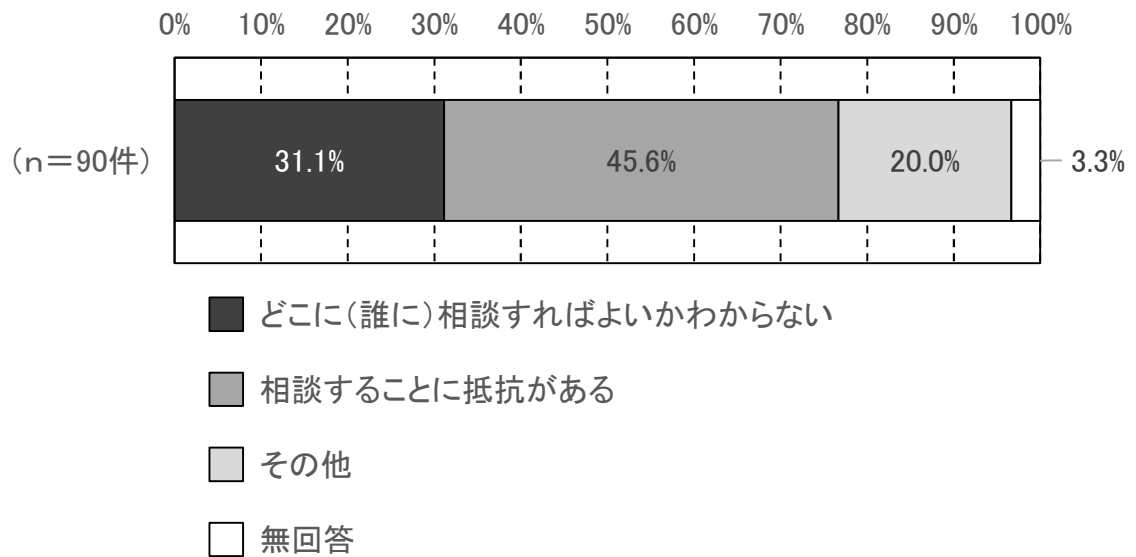


相談相手がいるという回答者に相談相手について聞くと、「親・親族」が75.4%でもっとも多く、次いで「配偶者」が60.9%となっています。

③相談相手がいない理由

☆問14で「2 いなし」と回答された方にうかがいます。

問16 相談できる相手がいない理由を教えてください。(○は1つ)



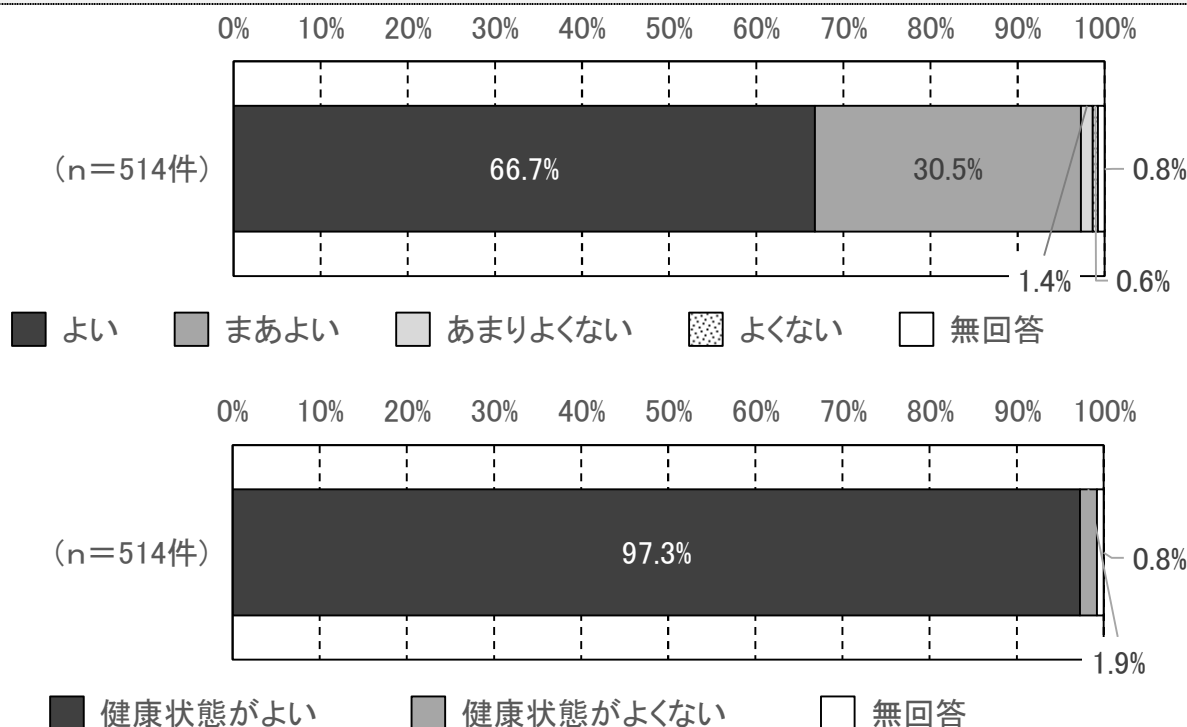
相談相手がいないという回答者にその理由について聞くと、「相談することに抵抗がある」が45.6%でもっとも多く、「どこに(誰に)相談すればよいかわからない」という回答も31.1%と3割を超えています。

(2) 子どもの生活環境

1) 子どもの健康状態

①回答対象の子どもの健康状態

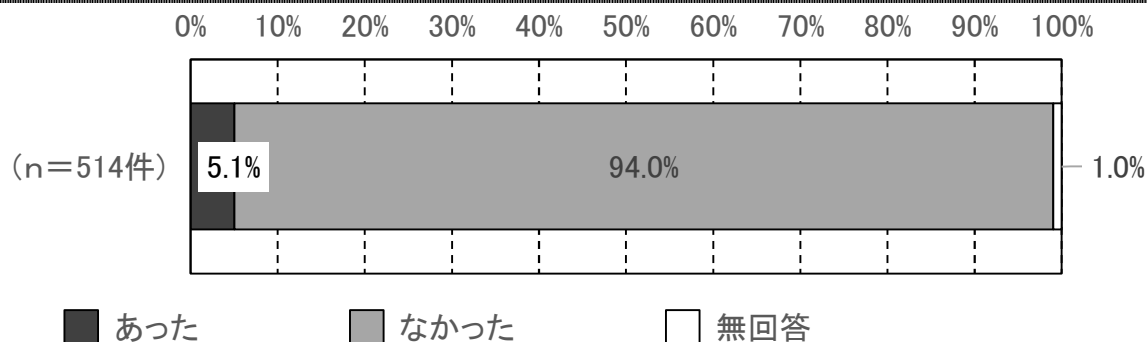
問17 あなたから見て、お子さまの健康状態はいかがですか。(〇は1つ)



子どもの健康状態については「よい」が 66.7%と 6 割を超え、「まあよい」(30.5%)とあわせると、回答者のほとんどは子どもの健康状態はよいとしています。

②医療機関の受診状況

問18 過去1年間に、お子さまが病気の時、医療機関を受診させなかったことはありましたか。(〇は1つ)

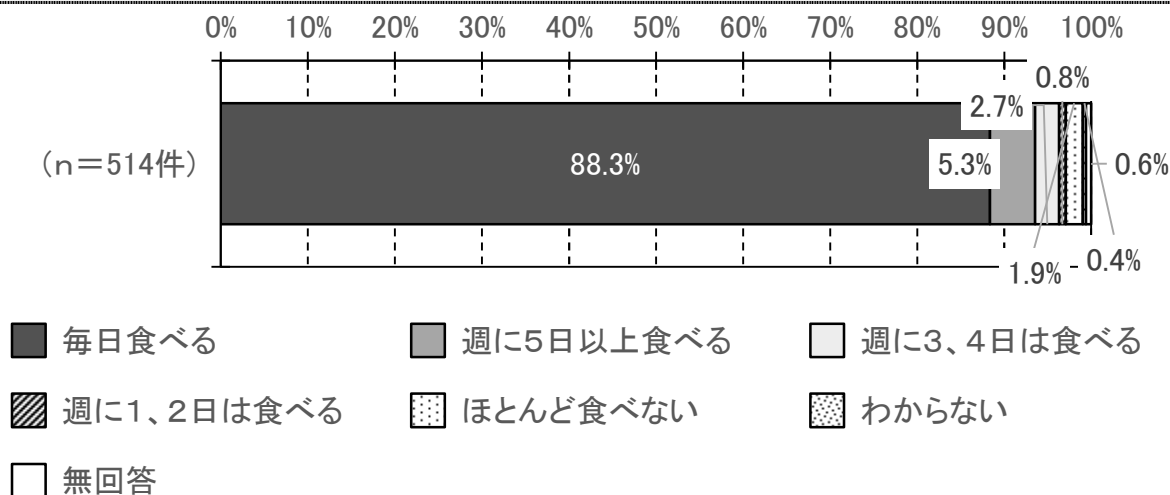


過去1年間に、調査対象の子どもが病気の際に医療機関に受診させなかったことが「あった」は 5.1%、「なかった」が 94.0%となっています。

2) 子どもの食生活

①朝食の摂取状況

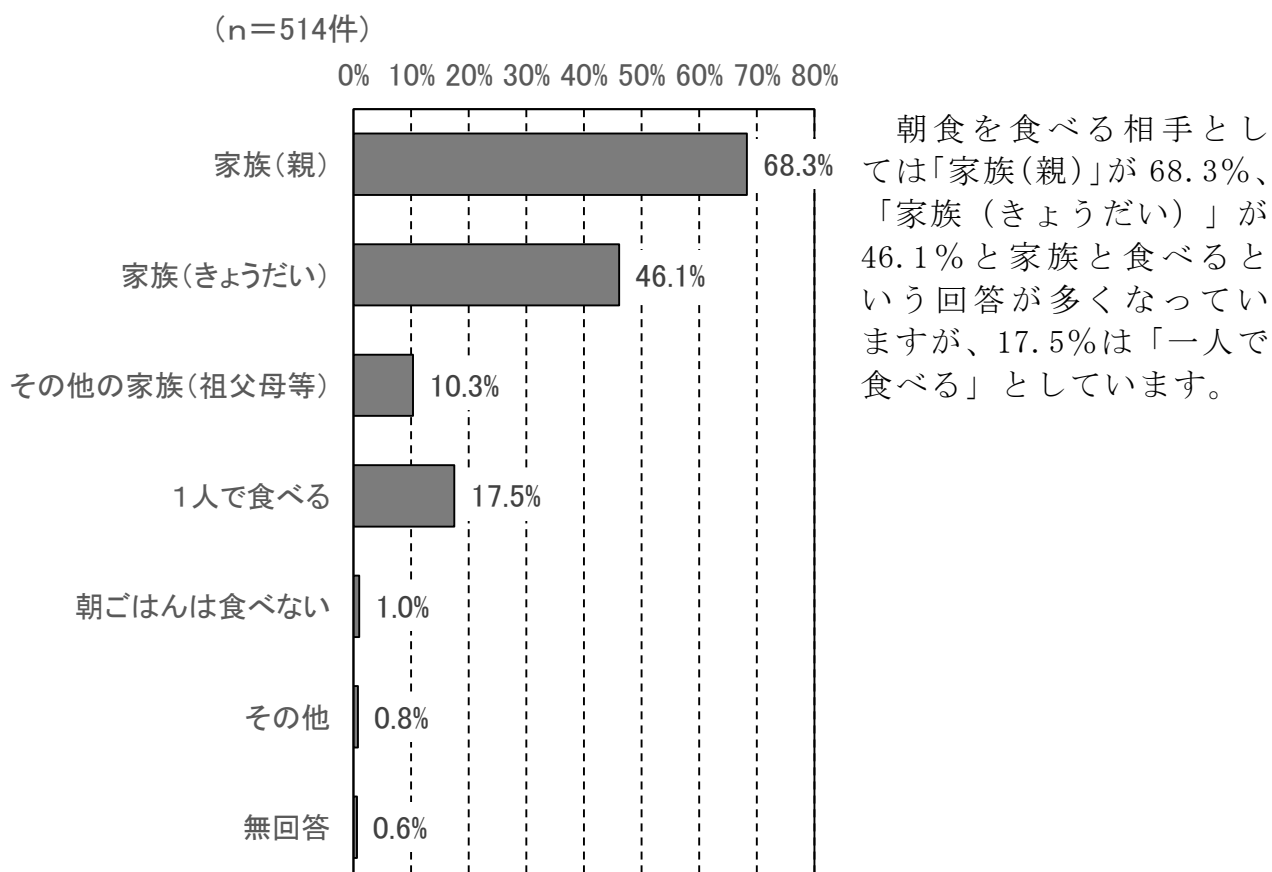
問19 お子さまは1週間に、朝ごはんをどれくらい食べますか。(〇は1つ)



子どもの朝食の頻度をみると、「毎日食べる」が88.3%と9割近くを占めていますが、「ほとんど食べない」(1.9%)といった回答もゼロではありませんでした。

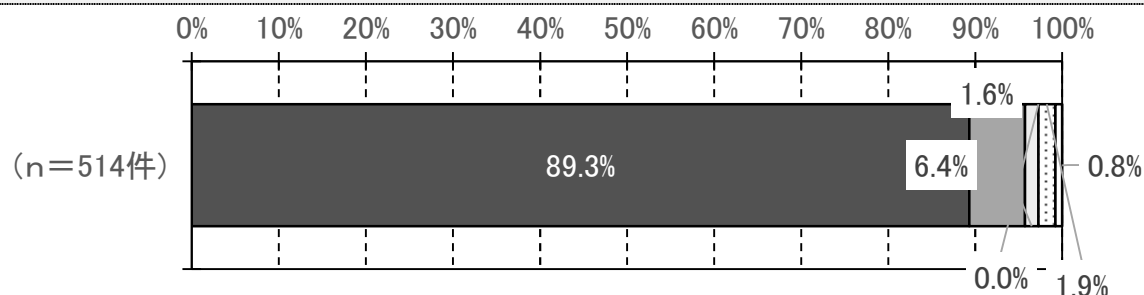
②朝食を食べる相手

問20 お子さまは、朝ごはんを誰と食べますか。(〇はいくつでも)



③夕食の摂取状況

問21 お子さまは夕ごはんをどのように食べますか。(〇は1つ)



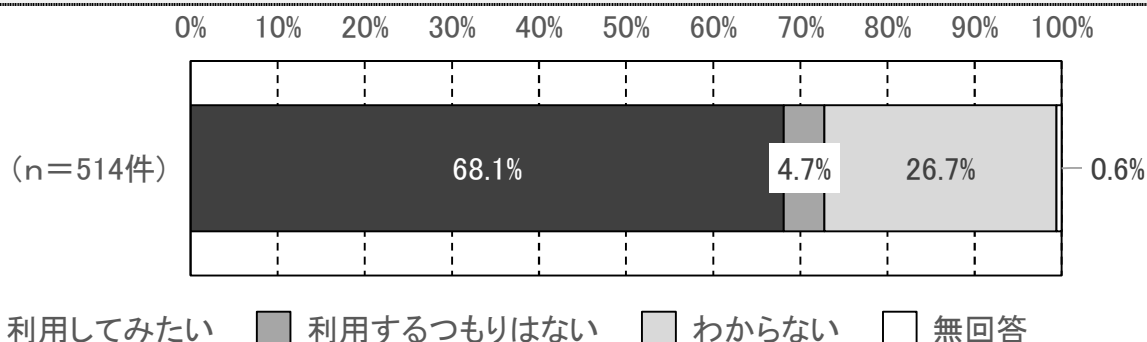
- ☒ 家族と一緒に食べており、手作りのものを食べることが多い
- ☒ 家族と一緒に食べているが、インスタントや出来合いのものを食べるが多い
- ☐ 家族と一緒に食べる日が少ない(食事を作っておくか、買って用意している)
- ☐ お金を渡し、子どもが買って食べるが多い(子どもだけで食べている)
- ☐ その他
- ☐ 無回答

夕食については「家族と一緒に食べており、手作りのものを食べるが多い」が 89.3%と約 9 割を占めています。

3) 子どもの教育

①無料の学習支援制度の利用意向

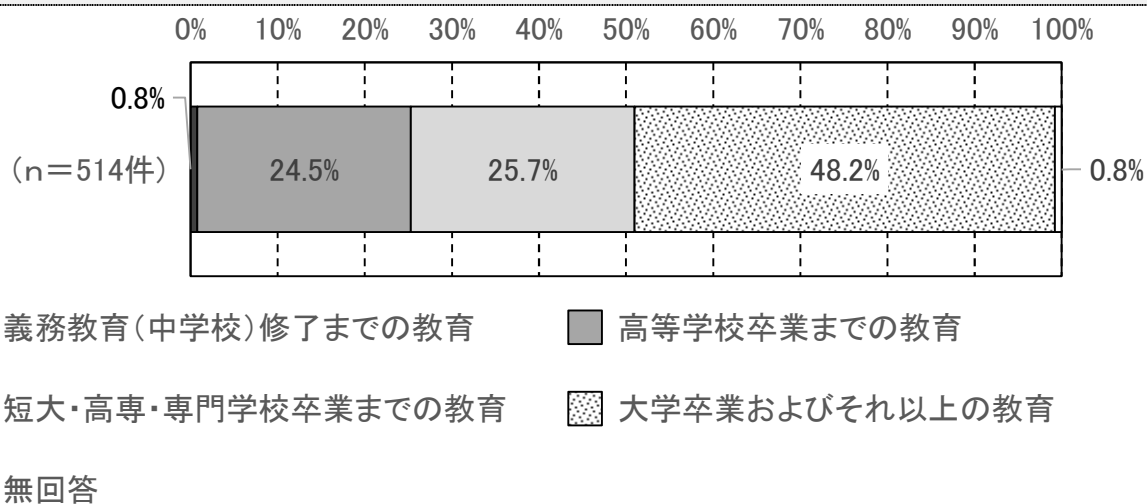
問22 お子さまのための無料学習支援制度があった場合、利用したいですか。(〇は1つ)



無料の学習支援制度については「利用してみたい」が68.1%と約7割を占めています。

②子どもに希望する教育水準

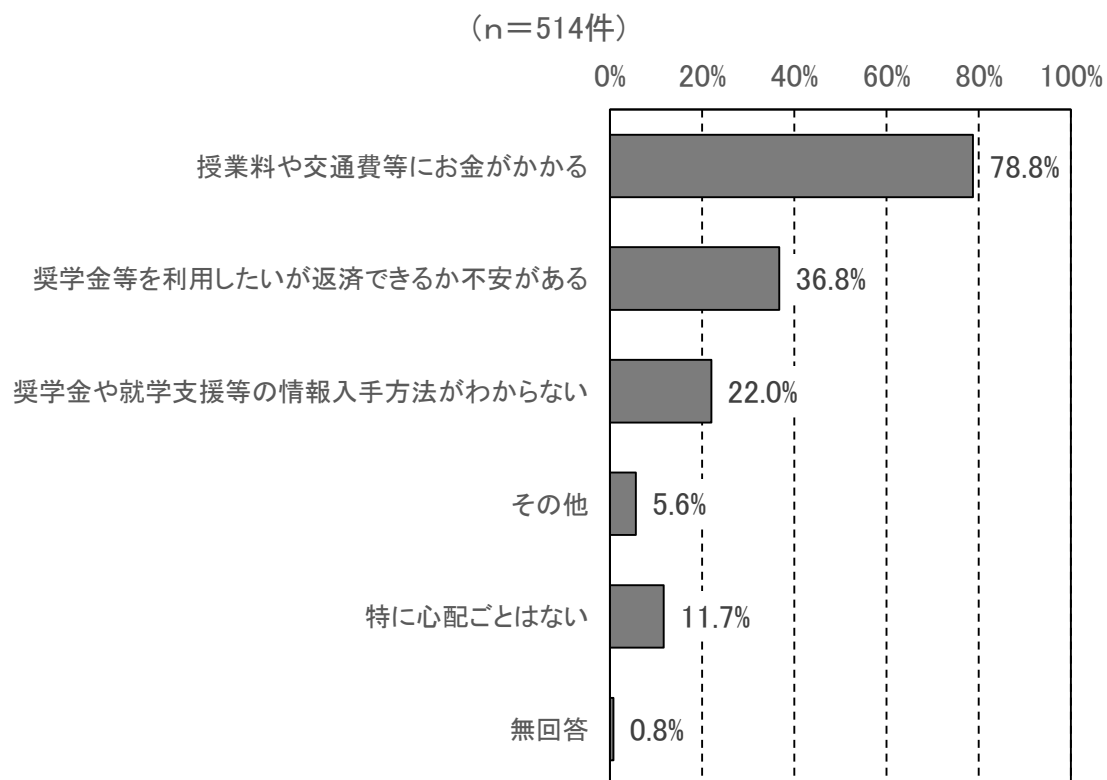
問23 お子さまにはどの段階までの教育を受けさせたいですか。(〇は1つ)



子どもに希望する教育水準としては「大学卒業およびそれ以上の教育」が48.2%と約半数を占め、「短大・高専・専門学校卒業までの教育」(25.7%)と「高等学校卒業までの教育」(24.5%)がそれぞれ1/4程度を占めています。

③子どもの進学に関する心配事

問24 お子さまの進学についての心配ごとはありますか。(〇はいくつでも)



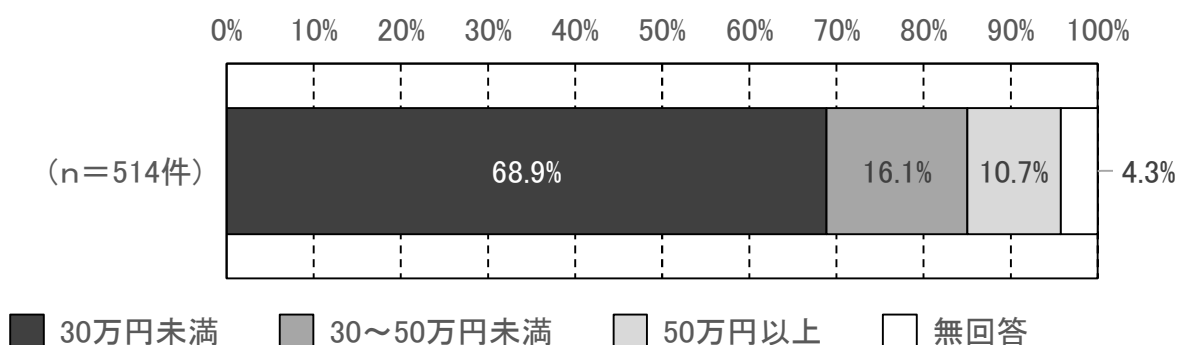
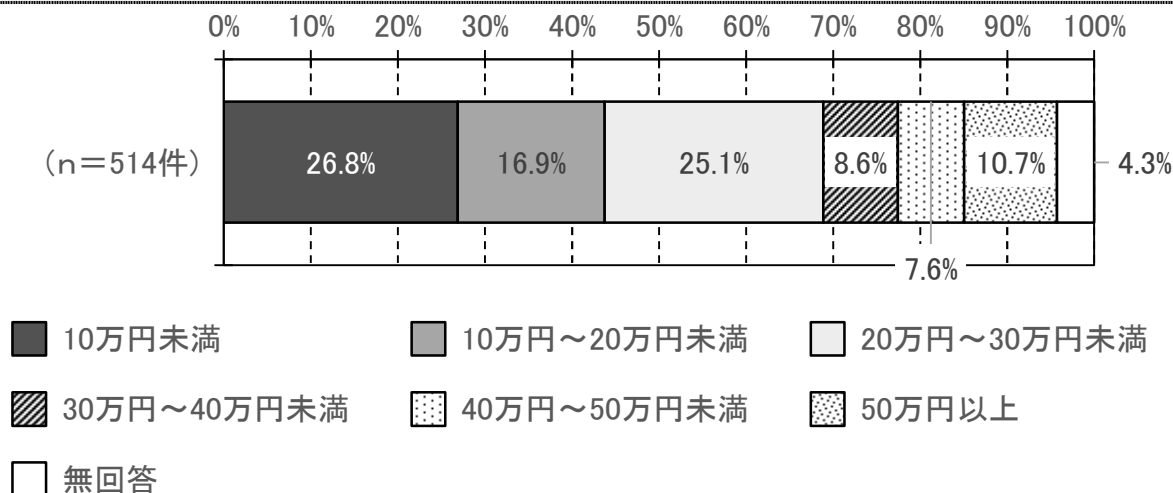
子どもの進学に関する心配としては「授業料や交通費等にお金がかかる」が78.8%でもっとも多く、次いで「奨学金等を利用したいが返済できるか不安がある」が36.8%となっています。

「特に心配ごとはない」は11.7%と1割程度となっています。

4) 子育てにかかる費用

①子どもの教育にかかる費用

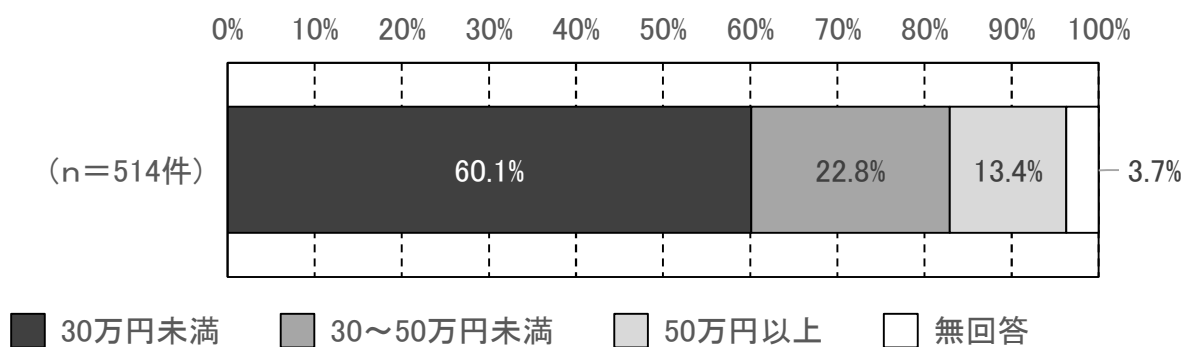
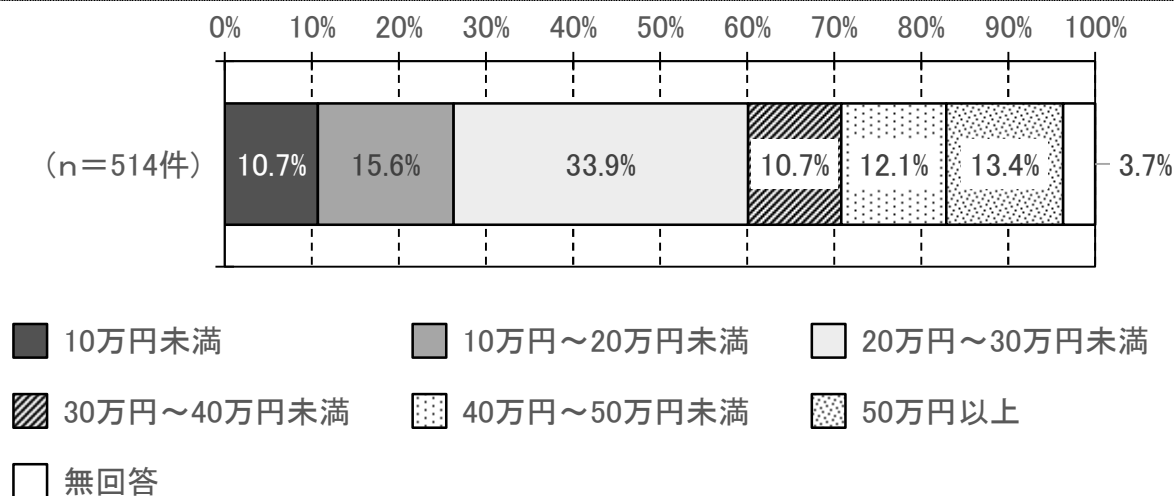
問25 お子さまの教育にかかる費用は年間でおよそいくらぐらいですか。(〇は1つ)



子どもの教育にかかる費用は「10 万円未満」(26.8%)と「20 万円～30 万円未満」(25.1%)が多くなっており、全体では 30 万円未満が 68.9%と約 7 割を占めています。

②子どもの生活にかかる費用

問26 お子さまの生活にかかる費用は年間でおよそいくらぐらいですか。(〇は1つ)

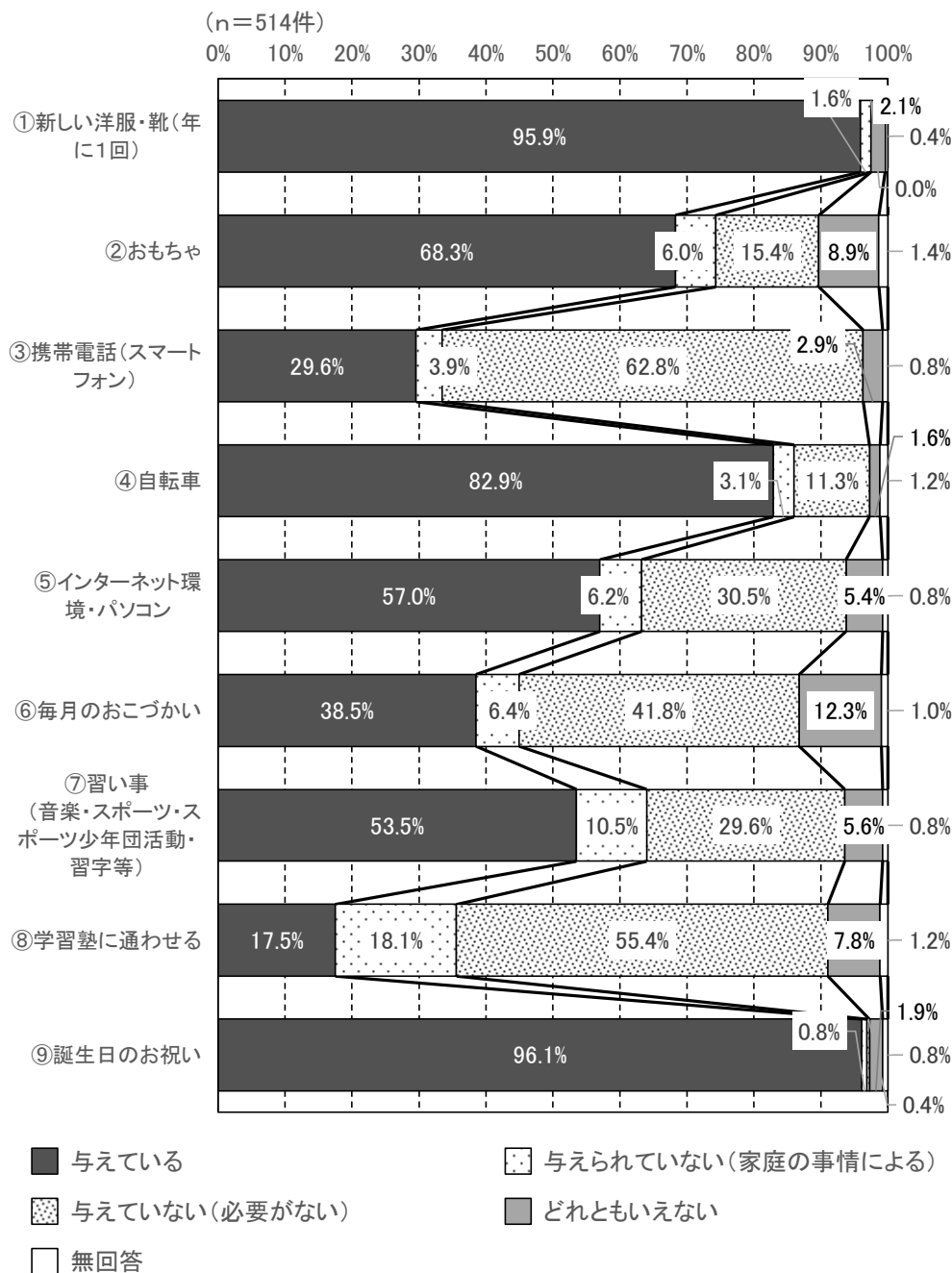


教育費を除いてその他の子どもの生活にかかる費用に付いてみると、「20万円～30万円未満」（33.9%）が多くなっており、全体では30万円未満が60.1%と6割を占めています。

5) 子どもの生活環境

①子どもに提供しているモノ・コト

問27 あなたの世帯では、お子さまに対して以下のことをしていますか。（それぞれ〇は1つ）



①新しい洋服・靴（年に1回）と⑨お誕生日のお祝いをするについては「与えている」という回答が9割を超えています。

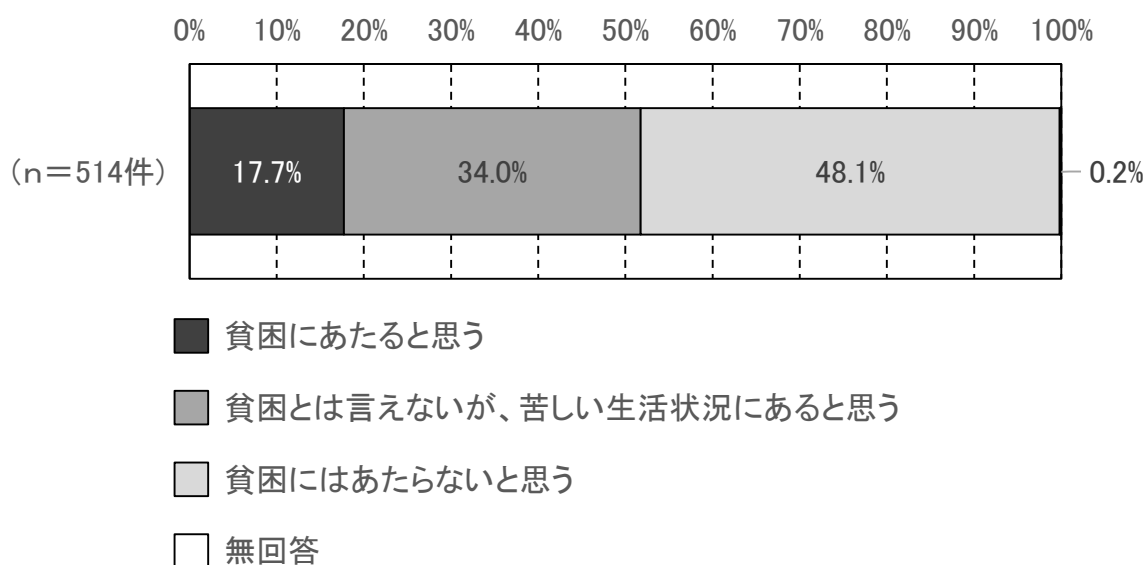
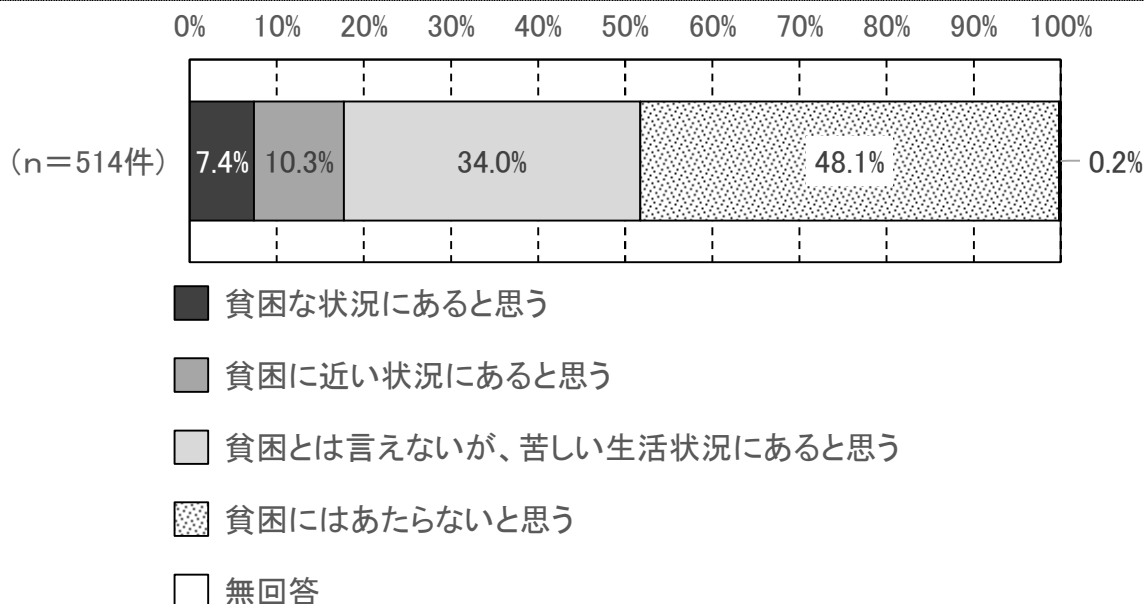
③携帯電話（スマートフォン）と⑧学習塾に通わせるについては「与えていない（必要がない）」という回答が6割前後を占めています。

また⑦習い事と⑧学習塾に通わせるについては「与えていない（家庭の事情による）」という回答が1割を超えています。

6) 貧困に対する認識

① 貧困に対する認識

問28 現在、あなたのご家庭は“貧困”とされる状況にあると思いますか。(○は1つ)

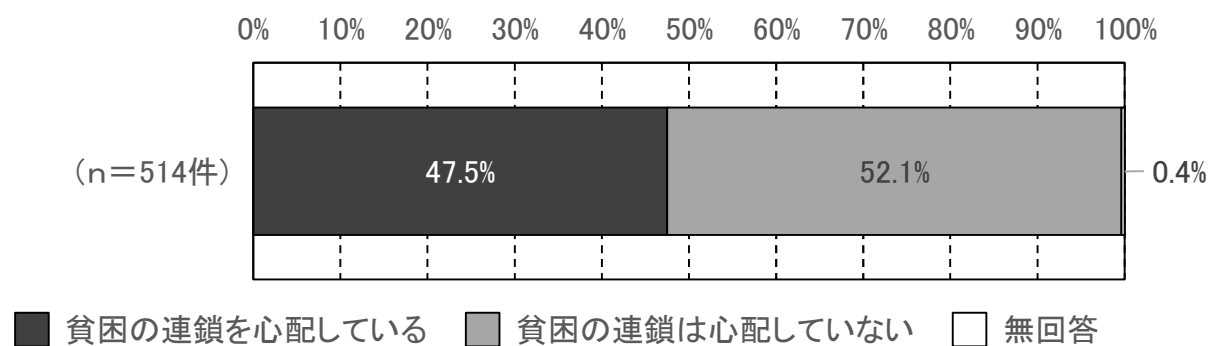
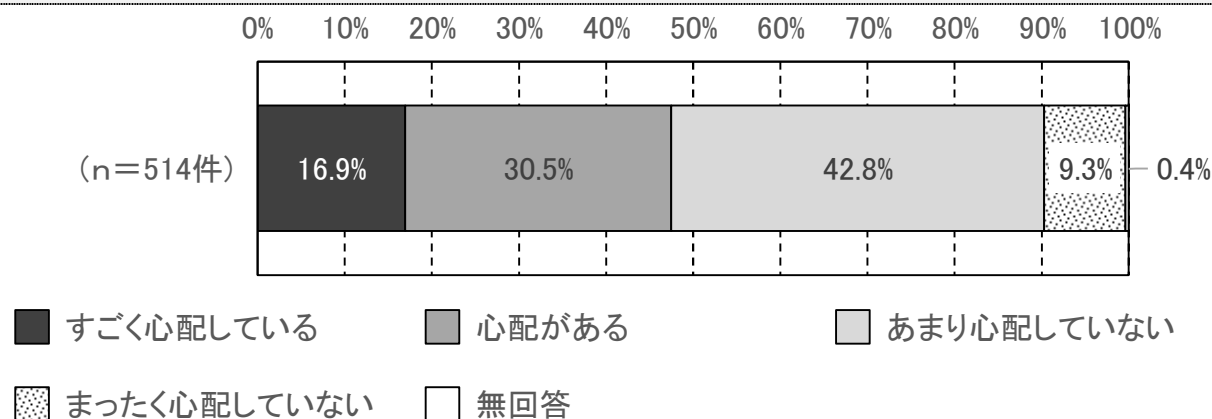


現在、“貧困”とされる状況にあるかどうかという認識について聞いたところ、「貧困にはあたらないと思う」が48.1%と半数近くを占め、34.0%は「貧困とは言えないが、苦しい生活状況にあると思う」としています。

「貧困な状況にあると思う」(7.4%)、「貧困に近い状況にあると思う」(10.3%)をあわせると、貧困にあたると思うと認識している回答者は2割近くを占めています。

②貧困の連鎖に対する不安

問29 子どもへの貧困の連鎖に対する不安はありますか。(○は1つ)

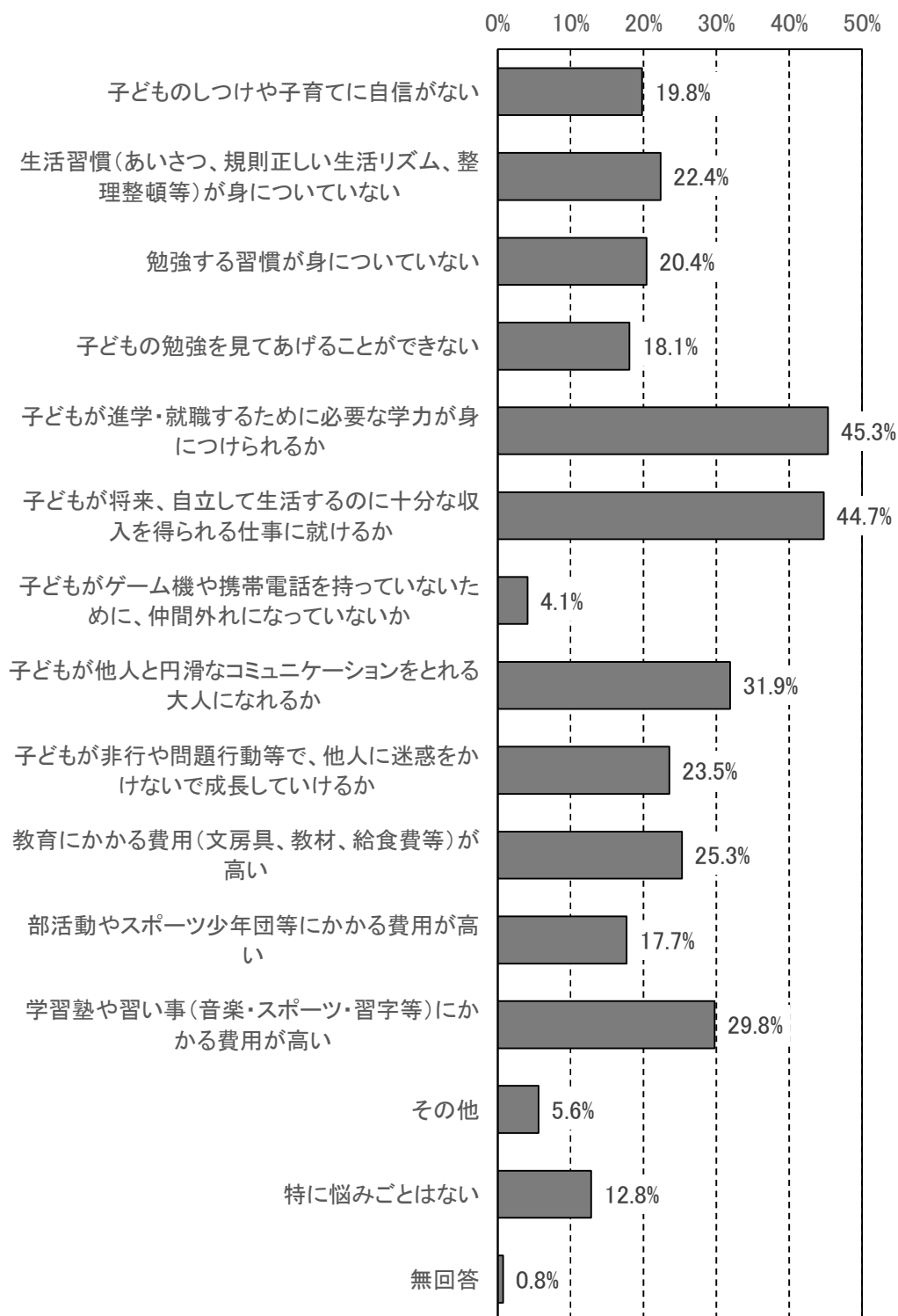


子どもへの貧困の連鎖については、「すごく心配している」（16.9%）と「心配がある」（30.5%）をあわせると、4割以上が「貧困の連鎖を心配している」としています。

③子どものことで悩んでいること

問30 お子さまのことについて、現在悩んでいることはありますか。（〇はいいくつでも）

（n=514件）



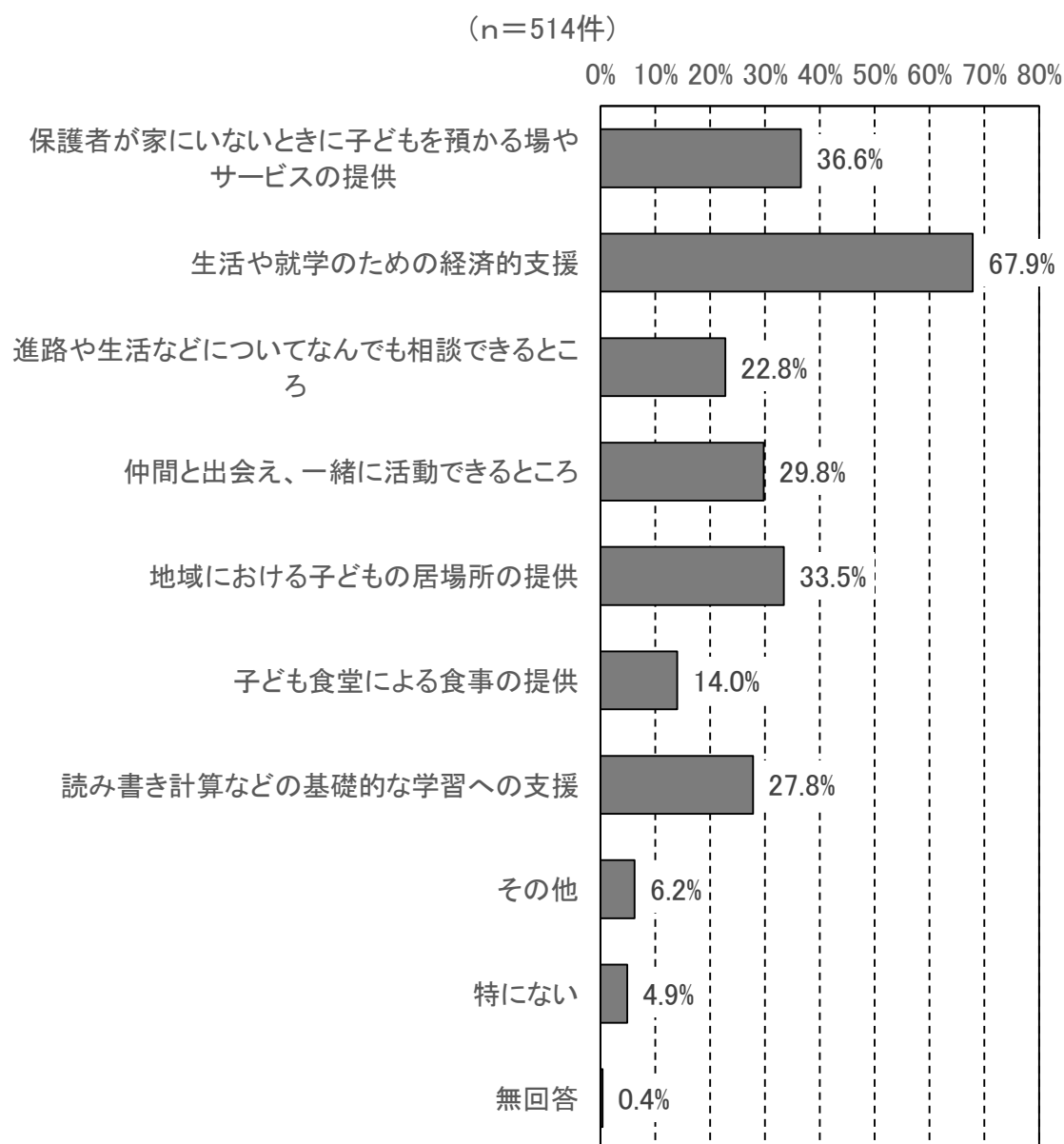
子どものことについての悩みごととしては、「子どもが進学・就職するために必要な学力が身につけられるか」（45.3%）と「子どもが将来、自立して生活するのに十分な収入を得られる仕事に就けるか」（44.7%）への回答がともに4割を超えて多くなっています。

(3) 市の施策への要望

1) 今後の子どものために必要なこと

①必要と思われる支援策

問31 今後、本市の子どものために必要と思われる支援はどのようなことだと思いますか。(〇は
いくつでも)



子どものために必要と思われる支援としては、「生活や就学のための経済的補助」が67.9%でもっとも多くなっています。

その他に「保護者が家にいないときに子どもを預かる場やサービスの提供」(36.6%)、「地域における子どもの居場所の提供」(33.5%)への回答が3割を超えています。

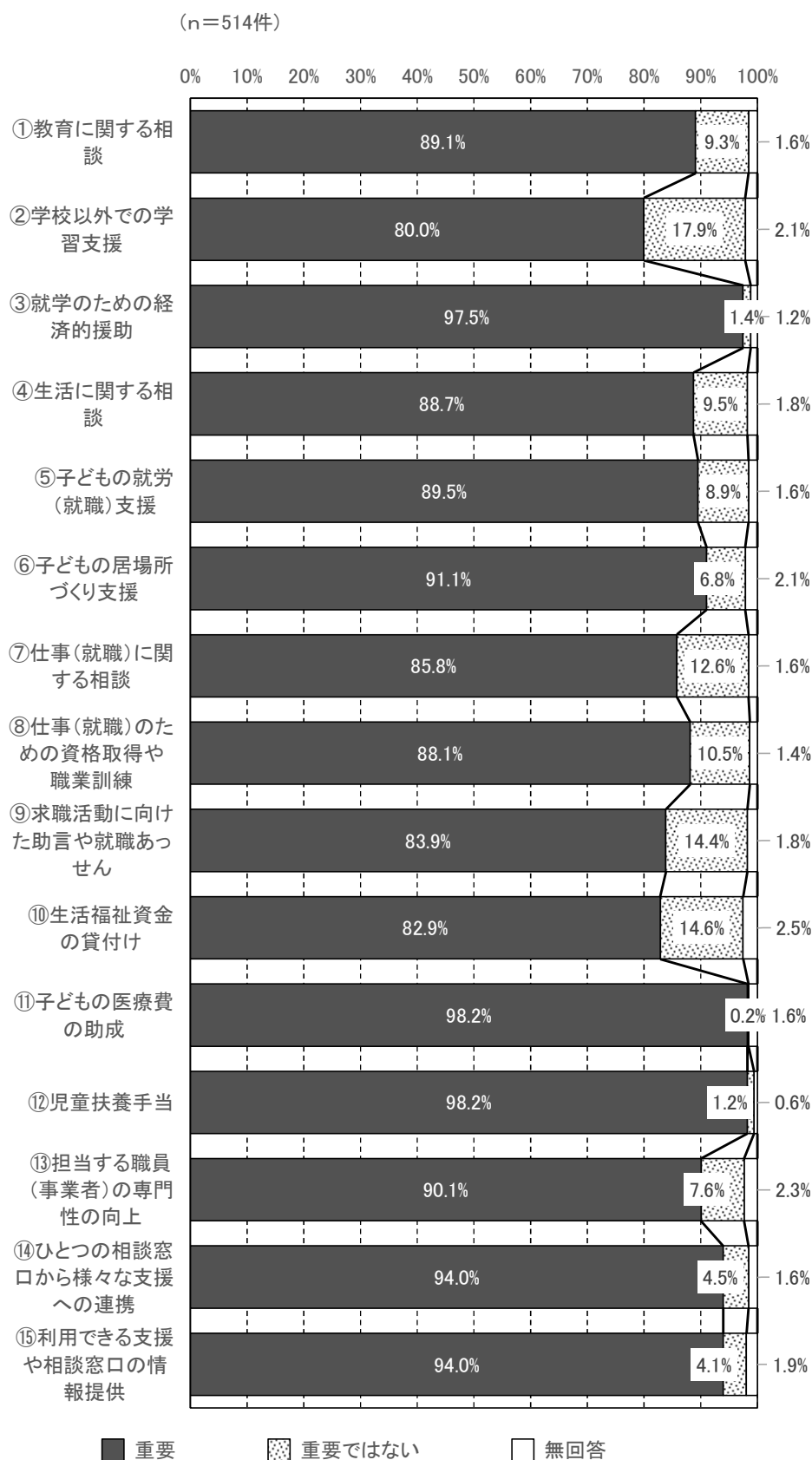
②貧困対策事業の重要性

問32 子どもの貧困対策における支援について、事業ごとにどの程度重要だと思いますか。(①～⑮の事業ごとに〇は1つ)

	n	すごく重要だと思う	重要だと思う	あまり重要ではない	まったく重要ではない	無回答
①教育に関する相談	100.0% 514件	33.9% 174件	55.3% 284件	9.3% 48件	0.0% 0件	1.6% 8件
②学校以外での学習支援	100.0% 514件	23.5% 121件	56.4% 290件	17.7% 91件	0.2% 1件	2.1% 11件
③就学のための経済的援助	100.0% 514件	58.9% 303件	38.5% 198件	1.4% 7件	0.0% 0件	1.2% 6件
④生活に関する相談	100.0% 514件	30.7% 158件	58.0% 298件	9.1% 47件	0.4% 2件	1.8% 9件
⑤子どもの就労(就職)支援	100.0% 514件	39.5% 203件	50.0% 257件	8.6% 44件	0.4% 2件	1.6% 8件
⑥子どもの居場所づくり支援	100.0% 514件	36.2% 186件	54.9% 282件	6.8% 35件	0.0% 0件	2.1% 11件
⑦仕事(就職)に関する相談	100.0% 514件	29.4% 151件	56.4% 290件	12.5% 64件	0.2% 1件	1.6% 8件
⑧仕事(就職)のための資格取得や職業訓練	100.0% 514件	35.2% 181件	52.9% 272件	10.3% 53件	0.2% 1件	1.4% 7件
⑨求職活動に向けた助言や就職あっせん	100.0% 514件	30.9% 159件	52.9% 272件	13.2% 68件	1.2% 6件	1.8% 9件
⑩生活福祉資金の貸付け	100.0% 514件	31.1% 160件	51.8% 266件	13.6% 70件	1.0% 5件	2.5% 13件
⑪子どもの医療費の助成	100.0% 514件	82.7% 425件	15.6% 80件	0.2% 1件	0.0% 0件	1.6% 8件
⑫児童扶養手当	100.0% 514件	77.4% 398件	20.8% 107件	1.2% 6件	0.0% 0件	0.6% 3件
⑬担当する職員(事業者)の専門性の向上	100.0% 514件	42.2% 217件	47.9% 246件	7.4% 38件	0.2% 1件	2.3% 12件
⑭ひとつの相談窓口から様々な支援への連携	100.0% 514件	50.8% 261件	43.2% 222件	4.5% 23件	0.0% 0件	1.6% 8件
⑮利用できる支援や相談窓口の情報提供	100.0% 514件	45.5% 234件	48.4% 249件	4.1% 21件	0.0% 0件	1.9% 10件

子どもの貧困対策における支援事業について、「すごく重要だと思う」という回答は、⑪子どもの医療費の助成(82.7%)と⑫児童扶養手当(77.4%)がともに8割前後と高くなっています。

次いで、③就学のための経済的援助(58.9%)と⑭ひとつの相談窓口から様々な支援への連携(50.8%)への回答が半数を超えています。



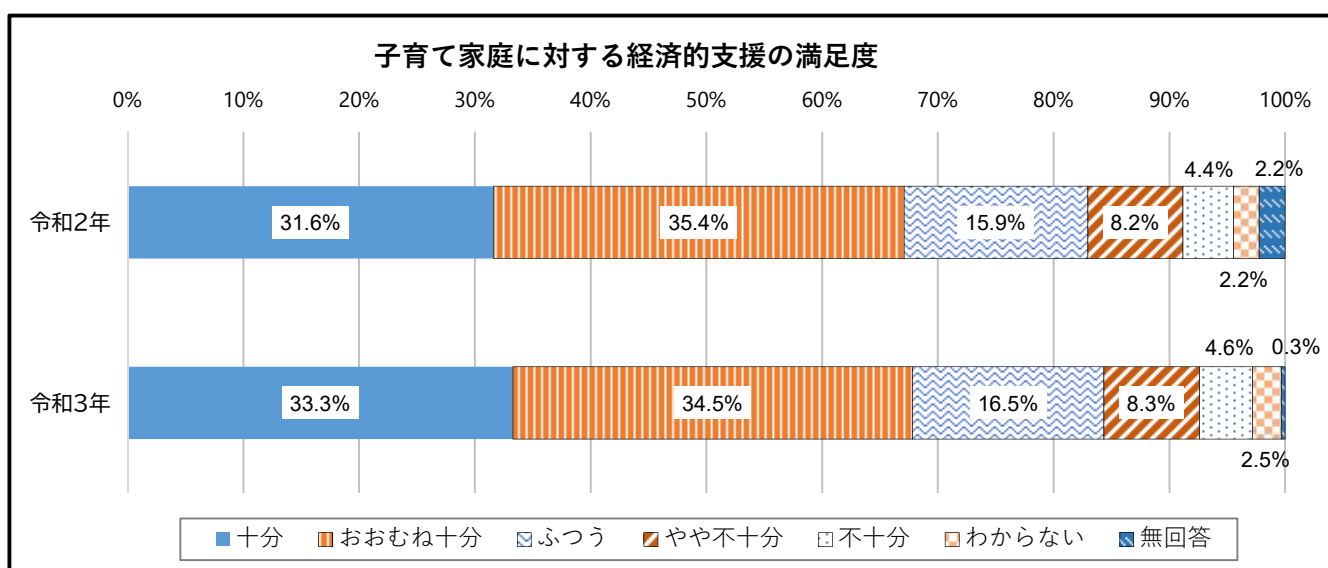
子どもの貧困対策における支援事業について、「すごく重要だと思う」と「重要だと思う」をあわせると、いずれの項目も「重要」と回答する割合が8割を超え、⑪子どもの医療費の助成、⑫児童扶養手当は「重要」とする割合がともに98.2%でもっとも高くなっています。

3 秋田県子育て支援に関するアンケート結果から

秋田県が、県内の未就学児を養育する保護者から抽出して実施した調査（令和3年9月報告）より、一部抜粋して掲載しています。

子育て家庭に対する経済的支援の満足度

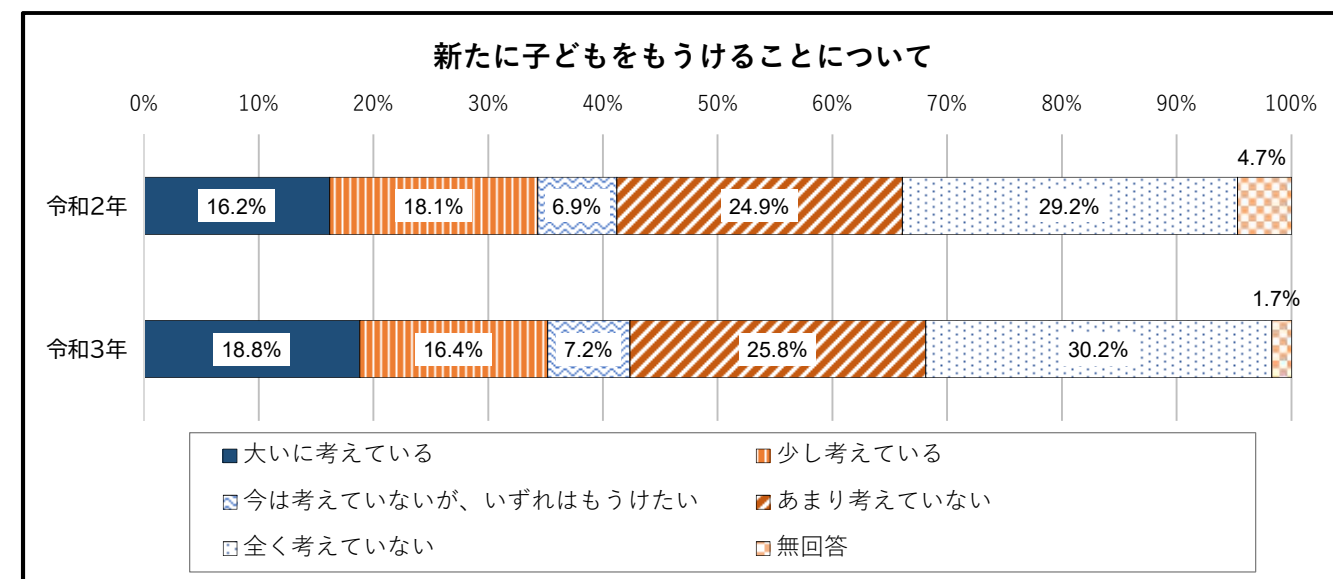
「おおむね十分」が 34.5%と最も高く、次いで「十分」「ふつう」の順に続いている。「十分」「おおむね十分」を合わせた満足度は67.8%となっており、昨年と比較して0.8ポイント増加している。



新たに子どもをもうけることについて

「全く考えていない」が 30.2%と最も高く、次いで「あまり考えていない」が 25.8%となっており、これらを合わせた割合は56.0%となっている。

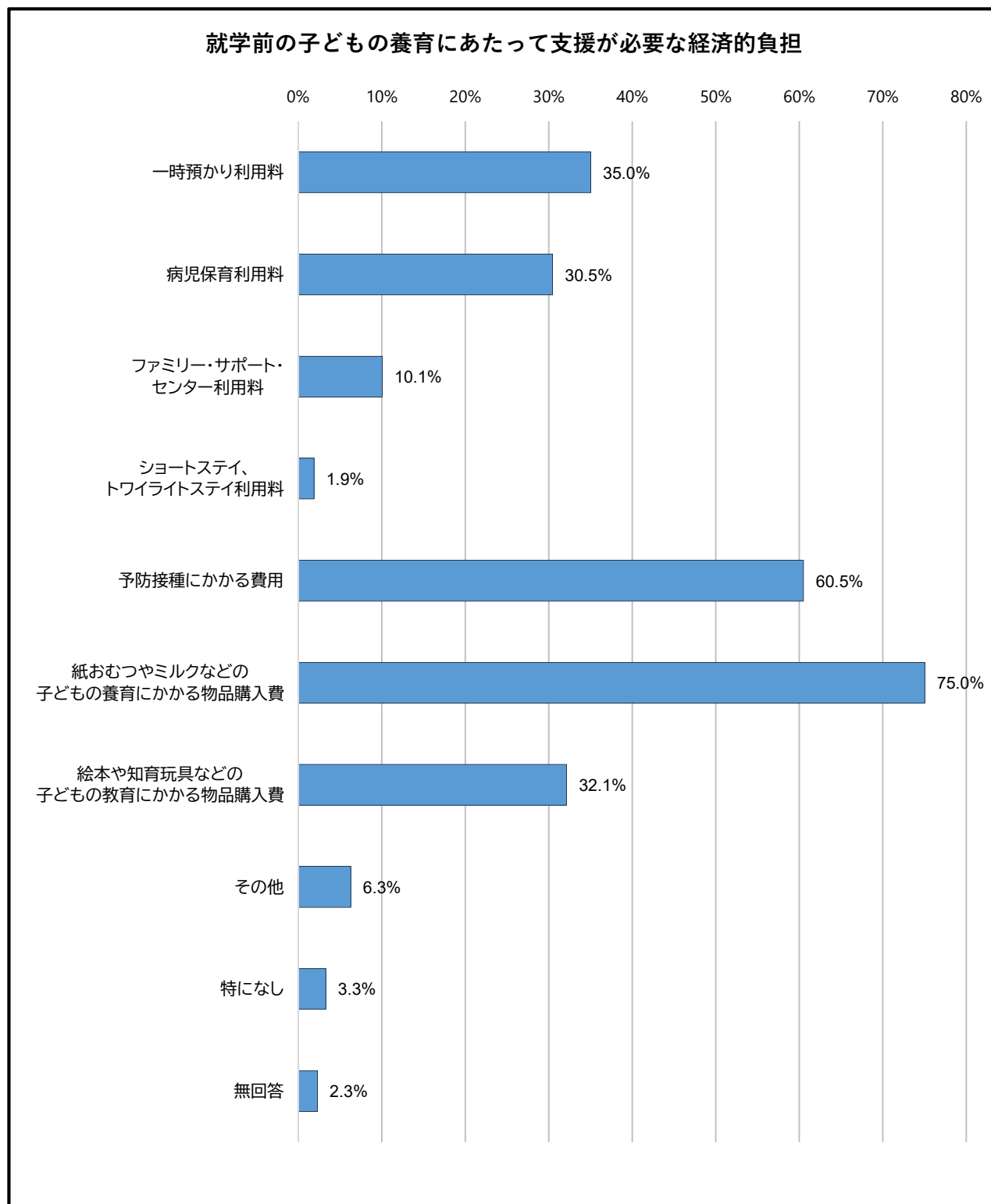
一方で、「大いに考えている」「少し考えている」「今は考えていないが、いずれはもうけたい」を合わせた割合は42.4%となっており、昨年と比較して1.2ポイント増加している。



就学前の子どもの養育にあたって支援が必要な経済的負担

「紙おむつやミルクなどの子どもの養育にかかる物品購入費」が75.0%と最も高く、次いで「予防接種にかかる費用」が60.5%、「一時預かり利用料」「絵本や知育玩具などの子どもの教育にかかる物品購入費」「病児保育利用料」が30%台で続いている。

「その他」の内容（記述）では、「医療費」という回答が最も多く、他には「保育料」などといった回答があった。



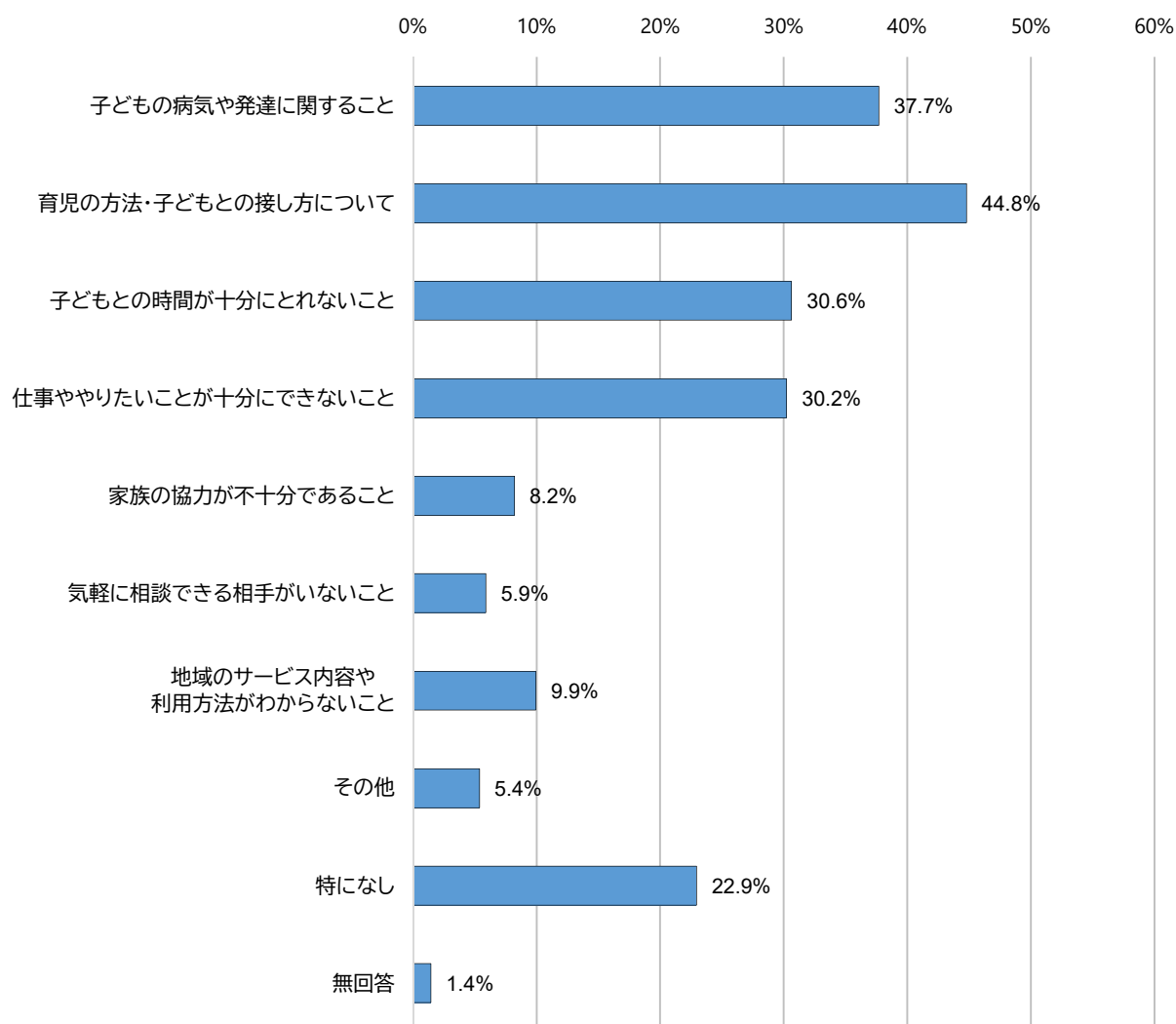
子育てに関して日ごろ悩んでいることや不安なこと

「育児の方法・子どもとの接し方について」が44.8%と最も高く、次いで「子どもの病気や発達に関すること」「子どもとの時間が十分にとれないこと」「仕事ややりたいことが十分にできないこと」が30%台で続いている。

「その他」の内容（記述）では、「経済的な負担」という回答が最も多く、他には「育児と仕事の両立が難しい」「病院や預かり先が近くにない」などといった回答があった。

一方で、「特になし」は全体の22.9%であった。

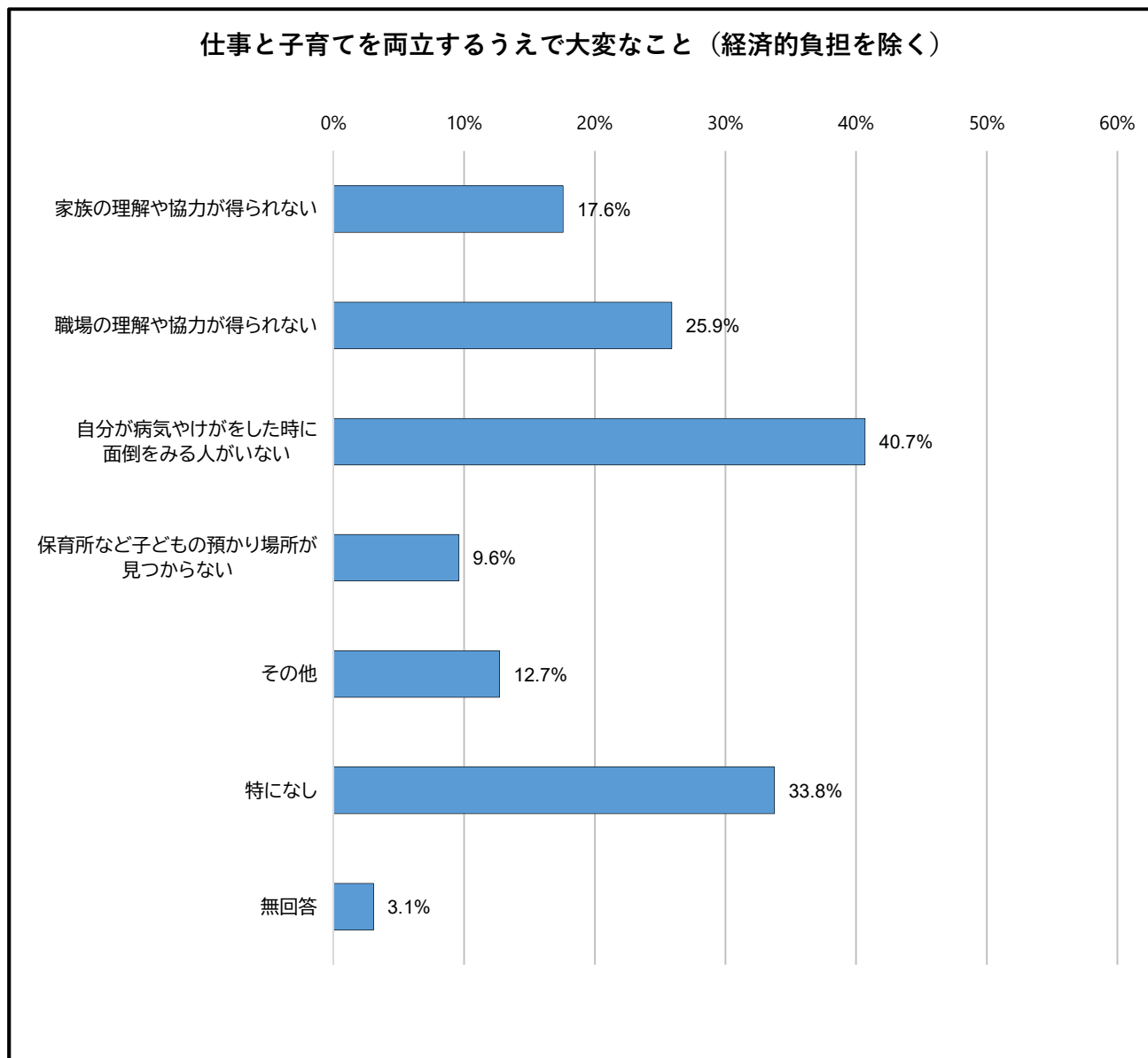
子育てに関して日ごろ悩んでいることや不安なこと



仕事と子育てを両立するうえで大変なこと（経済的負担を除く）

「自分が病気やけがをした時に面倒をみる人がいない」が40.7%と最も高く、次いで「特になし」が33.8%となっている。

「その他」の内容（記述）では、「職場の理解はあるが休みづらい」が最も多く、他には「時間が足りない」「体力がない」「心に余裕がない」「病児保育が近くにない」といった回答があった。



4 進捗状況からみた課題

第1期計画においては、4つの柱に沿って各種事業に取り組むとともに、毎年度の進捗状況等を把握しながら、計画の着実な推進に努め、全体的には、概ね計画どおりに進めることができました。

基本的には、本市の子どもの貧困状況については、全国的な傾向に準ずる状況と考えています。現在の貧困対策として、教育・福祉・保健・医療等の分野で文部科学省・厚生労働省等が進める放課後児童クラブや生活困窮者自立支援事業その他関係機関が様々な事業を展開しています。

今後はそれらのセーフティーネットから抜け落ちる子育て家庭が存在しないよう、適切な支援と結び付けていくことが重要な施策になってくるものと考えています。

【1 教育の支援】

● 現 状 ●

子どもの学習支援の参加率については、年度によりばらつきがありますが、該当者全ての方に通知、必要な方へは声かけを行っており、今後も継続することで目標値を達成できるのではないかと推測されます。

●今後の方向性●

貧困の連鎖を解消するためには、全ての子どもがその置かれた家庭環境に左右されることなく教育を受ける機会が確保され、その可能性を伸ばしていくことができる社会的環境を整備・構築していくことが重要であると考えます。

学校はスクールソーシャルワーカーを配置するとともに、放課後児童クラブをはじめとした地域の子育て支援団体等と連携をし、苦しい家庭環境にある子どもを早期に発見して適切な支援につなげるという重要な役割を担っていると同時に、引き続き、学校をプラットフォームとした総合的な支援や就学支援の推進など教育の支援に努めていく必要があります。

【2 生活の支援】

● 現 状 ●

乳児家庭全戸訪問実施率・乳幼児健康診査受診率について、訪問や未受診の家庭には個別に保健師が対応しており、目標の100%には届いていませんが、全ての子どもに対し電話等でフォローをしています。

●今後の方向性●

子どもの健やかな生育を図るうえでは、親の妊娠・出産期からの継続的な支援が欠かせません。

しかしながら、苦しい家庭環境にある子どもは経済的に不利な状況に置かれるだけでなく、行政や地域の目が届きにくいということも懸念されます。

今後も関係機関と連携を密にし、保育者の自立支援や子どもの健康と生活の支援に努めていく必要があります。

【3 保護者に対する就労の支援】

● 現 状 ●

ひとり親の就業支援講習会（県ひとり親家庭就業・自立支援センター主催）受講者数、母子家庭等自立支援教育訓練給付金・高等職業訓練促進給付金受給者数共に目標値に届いていませんが、同じような制度がハローワークにもあり、そちらを受講している方もいるものと思われます。

●今後の方向性●

保護者の就労を支援していくことは、家庭における安定した経済的基盤の形成を図るために重要なものであると考えられます。また、家庭が安心して子育てできる環境であることは、健やかな子どもの成長を促すうえでも欠かせないものです。

今後も、就労に関する相談や必要な情報の提供・資格や技能の取得に向けた支援に取り組んでいく必要があります。

【4 経済的支援】

● 現 状 ●

高校入学時母子父子寡婦福祉資金（修学・就学支度）の利用率が低い背景には、他制度の高校授業料無償化や児童扶養手当支払方法が4ヵ月に1回から2ヵ月に1回に変更されたことから手当が使いやすくなったことなどがあげられます。今後も支援を必要とする方に支援が届くよう配慮していきます。

●今後の方向性●

家庭の経済的な安定を図るためには、他の支援と組み合わせた経済的支援を実施していくことが望ましいと考えます。

今後も関連事業を通じて経済的支援に努めていく必要があります。

現在から将来にわたる子どもの貧困解消に向けて
効果的な取組を目指します。

第3章 計画の基本的な方向性

1 基本理念

「第2次潟上市総合計画後期基本計画」（令和3年度～令和7年度）では、まちづくりの基本理念として、

「市民と行政がともに築くまち」
「豊かな自然と調和した住みよいまち」
「市民がしあわせを実感できるまち」

を掲げており、この基本理念を踏まえた市の将来像として、

みんなで創る しあわせ実感都市 潟上
～ 文化の風薫る 笑顔あふれるまち ～

を目指しています。

そして、「第2次潟上市総合計画後期基本計画」の中で、「基本目標6 次代の人が育つ、生涯学習都市」を基本方向の柱の一つとしており、

- ・子育て家庭の経済的な負担の軽減と心身の健康の保持と生活の安定を図ること
- ・多種多様な社会情勢の変化の中、十分な学力や能力を備えているにも関わらず、経済的・金銭的な理由により進学が困難な学生が増加してきており、経済的支援が求められている

といった課題認識や方向性が示されており、本計画はこれらの課題に対応した取組について整理した計画となっています。

秋田県においては、国の「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、令和3年3月に「第2次秋田県子どもの貧困対策推進計画」（令和3年度～令和7年度）を策定し、

手を伸ばせばすぐ届くところに、いつでも、子どもたちを見守る目と支えようとする人の輪（和）があり、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長することができる地域社会の実現

を目指し、子どもの貧困対策を推進しており、本計画も県の計画と整合性を図りながら推進していくものとなっています。

本計画は、国の「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、県の「第2次秋田県子どもの貧困対策推進計画」と整合性を図りながら、「第2次潟上市総合計画後期基本計画」で示された課題に対応するために、すべての子どもたちが生まれ育った環境に左右されることなく、夢と希望を持って成長していくことができるように支援していくためのものです。

そこで、本計画の基本理念については以下のように設定します。

**みんなでともし見守り、
すべての子どもと子育て世帯が夢と希望を持って成長しながら、
しあわせを実感できるまちの実現**

2 基本方針

秋田県においては、経済的に厳しい状況にある子どもとその家庭に対する支援として、以下の5項目の柱に沿って取り組んでいます。

- (1) 教育の支援
- (2) 子育て家庭の生活の安定に資するための支援
- (3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労支援
- (4) 経済的支援
- (5) ネットワークによる網羅的支援

本市では、秋田県の事業の窓口として取り組んでいる事業もあり、県の計画との整合性を図りながら計画を推進していくため、本計画の基本理念の実現に向けて、以下の4つの基本方針に沿って取り組んでいくこととします。

基本方針1：教育の支援

すべての子どもたちが家庭の経済状況に左右されることなく、夢と希望を持って成長していくためには、すべての子どもに教育の機会均等が確保され、質の高い教育が受けられる環境を整備することが必要です。

将来、子どもたちが希望に沿った進学を行い、多様な職業の選択ができるようになり、能力や可能性を最大限に生かせるように、学校を子どもの貧困対策のプラットホームとして位置付け、学習環境の整備や教育費の負担軽減など総合的な対策を進めます。

基本方針2：生活の支援

経済的に厳しい状況にある子どもやその家庭が、日常生活において心理的、社会的に孤立し、より一層困難な状況に陥ることがないように、また、家庭の経済状況によって健康や健やかな成長が損なわれることがないように、安定した生活の確保や自立の促進など、子どもの保護者も含めた総合的な生活面の支援を行っていきます。

基本方針3：保護者に対する就労の支援

子どもとその家庭が安定した生活を送るためには、保護者が一定の収入を得ることが必要となります。

また、保護者の働く姿を子どもに示すことは、子どもたちに将来の就労への意欲や、自立心の助長等を育み、貧困の連鎖の防止にあたり大きな教育的意義があります。

社会情勢の変化や保護者が置かれている環境、保護者自身が抱えている課題などのために就労の機会や十分な就労収入が得られないことも少なくありません。

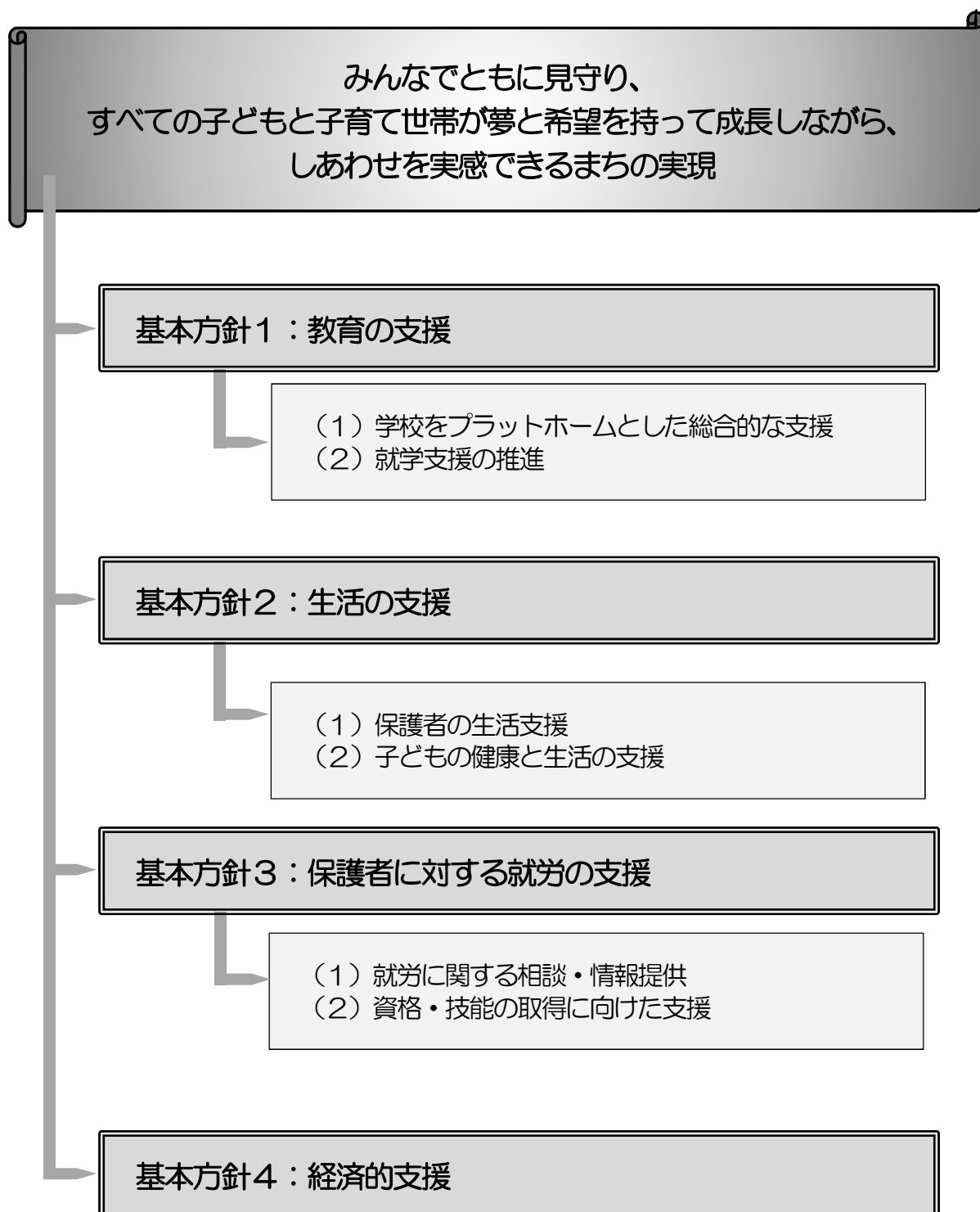
特に、ひとり親家庭では、就職経験が乏しく、十分な技能がないまま、不安定な就労形態にある家庭も多く、子どもたちが安定した生活を送ることができるように、ひとり親家庭を含め、それぞれの家庭の状況に応じた就労の支援を行っていきます。

基本方針4：経済的支援

経済的に厳しい状況にある子どもやその家庭にとって、生活基盤の安定に資する経済的支援は非常に重要なものです。

生活保護や各種の手当、助成や貸付等に関する諸制度について、活用促進のための制度周知や相談支援を推進し、経済的支援を必要とする人たちに適切な支援が行われるようにしていきます。

3 施策の体系



第4章 施策の展開

基本方針１：教育の支援

（１）学校をプラットフォームとした総合的な支援

１）学校、関係機関との連携による相談体制の充実

事業名	スクールカウンセラー配置		
主管課	学校教育課	関係課	—
事業内容	子どもたちの学校や家庭における悩み事や、相談に対応するため、各学校にスクールカウンセラーを配置して、子どもたちの心のケアに努めています。		
方向性	これまで通りに継続 これまで、子どもの不登校や学校への行き渋りの改善を図ることができているため、今後も引き続き、取り組んでいきます。		

事業名	心の教室、子どもと親の相談員の配置		
主管課	学校教育課	関係課	—
事業内容	不登校やいじめ問題に対応するため、各校に相談員を配置し、子どもたちの学級の居場所づくりや学校への復帰を支援するとともに、児童生徒や保護者が相談しやすい体制づくりを進めます。		
方向性	これまで通りに継続 子どもたちの学校・学級での居場所づくりに効果があるため、今後も引き続き、取り組んでいきます。		

事業名	広域カウンセラー、SSWの活用		
主管課	学校教育課	関係課	—
事業内容	県内３か所の広域カウンセラーやSSW（スクールソーシャルワーカー）との連携により、いじめや不登校などの問題の早期発見・早期対応に努めています。		
方向性	これまで通りに継続 連携によって問題の早期発見・早期対応ができているため、今後も円滑な連携を図り、引き続き取り組んでいきます。		

2) 地域による学習支援

事業名	学校・家庭・地域連携総合推進事業		
主管課	学校教育課	関係課	—
事業内容	学校、家庭、地域の連携協力のもとこれまで以上に教育を進めていくために、学校の求めに応じて、必要な支援を地域のボランティアが行うことができるように体制を構築します。 学校支援地域本部の体制を構築していくことで、子どもたちの教育をよりよいものとし、地域の方々の生涯学習の成果を生かす場を提供し、地域の教育力の向上につなげていきます。		
方向性	これまで通りに継続 ボランティアとして地域住民の皆様にご教育活動支援に貢献していただいております、今後も地域とのつながりを深めながら、地域の教育力の向上を図ってまいります。		

(2) 就学支援の推進

1) 生活困窮世帯等への学習支援

事業名	子どもの学習・生活支援事業		
主管課	社会福祉課	関係課	学校教育課
事業内容	生活に困窮している家庭の子どもへの貧困が世代を超えて連鎖することのないように、受験期に合わせた居場所づくりと受験期に必要な学習を提供し、子どもの悩みや不安に対する心のケアも行いながら夢と希望を持って成長することができるよう支援を行っています。 【対象者】 市内の3中学校に在籍し、就学援助を受けている中学3年生であって、来春に高校受験を希望（予定）している方となっています。 【会場】 市内の3中学校区（3会場）において実施しています。 【内容】 国・数・英を中心に週2回（1回あたり2時間）実施しています。 【実施主体】 NPO法人男鹿潟上南秋教育会館へ事業の委託を行っています。退職した元教師や現役大学生が講師となって、個別形式による学習支援を実施しています。 本事業の実施により、週2回（1回あたり2時間）はきちんと学習の場が確保され、自宅以外で机に向かってきちんと学習を行う習慣が身につく、実際に学習（勉強）の仕方を学ぶことができたことで、中学校のテストで成績が向上している生徒もいるため、少しずつですが効果が現れてきています。また、学習会場には主任スタッフ（退職した元教師）及び学生スタッフ（大学生）がおり、子どもたちの悩みや不安に対する心のケアも行っているため、学習面以外での支援も行われています。 秋田市内の大学から潟上市内の各会場まで、スタッフとなる学生が通うことにはなりますが、交通の便があまりよくないため、講師となる大学生スタッフの確保が難しいことが課題となっています。		
方向性	これまで通りに継続 高校入学後は、高校中退防止のためサポートを行います。 希望する高校への入学後、無事に高校卒業に結びつくように定期的に面談を重ねながら、高校生活における子どもたちの悩みや不安の解消につなげながら、高校中退の防止を図ります。		

2) 就学のための支援

事業名	要保護・準要保護児童生徒の援助		
主管課	学校教育課	関係課	社会福祉課
事業内容	小・中学校の児童生徒で、経済的な理由で就学が困難な場合に、その保護者に対して必要な援助（給食費の免除、学用品費・修学旅行費等の支給）を行っています。		
方向性	これまで通りに継続 援助を必要とする児童生徒が義務教育を受けることができるように、今後も引き続き実施していきます。		

事業名	特別支援学級児童生徒の援助		
主管課	学校教育課	関係課	—
事業内容	小・中学校の特別支援学級へ就学している児童生徒の保護者に対して、経済的負担の軽減を図るため、就学に必要な経費の一部を補助しています。		
方向性	これまで通りに継続 今後も引き続き実施していきます。		

事業名	育英会奨学金貸与事業（対象：高校生及び大学生等）		
主管課	潟上市育英会（学校教育課）	関係課	—
事業内容	潟上市育英会では、優良な学生であって、経済的な理由で高校や大学等への就学が困難な方に対し、奨学金の貸与を行っています。		
方向性	これまで通りに継続 優秀な学生が経済的な理由で進学や就学を断念することがないように、今後も継続して実施していきます。		

事業名	母子父子寡婦福祉資金の修学資金等の貸付		
主管課	社会福祉課	関係課	秋田県中央福祉事務所
事業内容	ひとり親や寡婦もしくはひとり親家庭の子に対して、修学資金及び就学支度資金の貸し付けを行っています。市で受け付けを行い、秋田県中央福祉事務所で審査、貸し付けを実施しています。		
方向性	これまで通りに継続 今後も円滑に相談受付、事務処理を実施していきます。		

事業名	施設型給付		
主管課	幼児教育課	関係課	—
事業内容	子ども・子育て支援法に基づき、小学校就学前の子どもに対して施設型給付費等を給付するものです。		
方向性	これまで通りに継続 子ども・子育て支援新制度に基づき、今後も継続して実施します。		

3) 就学継続のための支援

事業名	生活福祉資金（教育支援資金）の貸付		
主管課	潟上市社会福祉協議会	関係課	秋田県社会福祉協議会
事業内容	低所得世帯の生徒（高校生以上）、学生（専門学校、大学等）対して、修学資金及び就学支度資金の貸し付けを行うものです。 潟上市社会福祉協議会で受け付けを行い、審査決定貸付は秋田県社会福祉協議会で実施しています。		
方向性	これまで通りに継続 今後も引き続き実施していきます。		

基本方針２：生活の支援

（１）保護者の生活支援

１）保護者の自立支援

事業名	生活福祉資金（総合支援資金・福祉資金）の貸付		
主管課	潟上市社会福祉協議会		秋田県社会福祉協議会
事業内容	生活に困窮する者に生活資金を貸し付けするものです。 潟上市社会福祉協議会で受け付けを行い、審査決定貸付は秋田県社会福祉協議会で実施しています。		
方向性	これまで通りに継続 今後も引き続き実施していきます。		

事業名	たすけあい資金の貸付		
主管課	潟上市社会福祉協議会	関係課	—
事業内容	市社協で低所得世帯に上限 50,000 円まで貸し付けするものです。 学用品の購入、修学旅行等の経費、就学・進学等の支度費等の貸付を実施しています。また、保護者の治療・往診費等に関しても貸付を実施しています。		
方向性	これまで通りに継続 今後も引き続き実施していきます。		

事業名	ひとり親家庭等日常生活支援事業		
主管課	社会福祉課	関係課	—
事業内容	日常生活を営むのに大きな支障が生じている方や、自立するための就職活動などにより、一時的に生活援助、保育サービスが必要なひとり親家庭に対して、家庭生活支援員を派遣して生活援助等を支援しています。		
方向性	これまで通りに継続 ひとり親家庭の生活の安定に役立っているため、今後も継続して実施していきます。 事業の周知不足からか利用者が少なく、そのため家庭生活支援員を増員することができないという課題があるため、ファミリーサポート事業の協力会員等に協力を求め、保育サービスが実施できる人材の確保に努めるとともに、制度の周知を図っていきます。		

事業名	母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業 母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業		
主管課	社会福祉課	関係課	—
事業内容	ひとり親家庭の母または父が、就職に有利になる講座を受講する際に、受講料の一部を助成したり、看護師等の資格取得養成修業期間に給付金を支給しています。		
方向性	これまで通りに継続 受講者は受講した講座や取得した資格を生かして就職につなげることができているため、今後も引き続き実施していきます。		

事業名	母子・父子自立支援員・家庭児童相談員による相談対応の充実		
主管課	社会福祉課	関係課	—
事業内容	児童の養育やひとり親家庭の保護者の子育て・就業など生活一般について相談を受けた場合、母子・父子自立支援員や家庭児童相談員が話を聞き、助言等を行っています。		
方向性	これまで通りに継続 相談の中で生活困窮への取り次ぎなど必要な対応ができているため、今後も継続して実施していきます。		

事業名	母子生活支援施設への措置		
主管課	社会福祉課	関係課	—
事業内容	母子を保護するとともに、その自立を促すため、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所措置し、施設職員とともに生活の安定や自立を支援しています。		
方向性	これまで通りに継続 母子生活支援施設で生活することにより、生活が安定し、問題も解決、自ら新しい住居を探し、自立につなげることができているため、今後も継続して実施していきます。		

事業名	母子父子寡婦福祉資金の転宅資金や生活資金等の貸付		
主管課	社会福祉課	関係課	秋田県中央福祉事務所
事業内容	ひとり親や寡婦に対して、転宅資金や生活資金の貸し付けを行っています。 市で受け付けを行い、秋田県中央福祉事務所で審査、貸し付けを実施しています。		
方向性	これまで通りに継続 今後も円滑に相談受付、事務処理を実施していきます。		

事業名	生活困窮者自立支援事業		
主管課	社会福祉課	関係課	—
事業内容	生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護に至る前の段階の方々の悩みや困りごとに関する相談を受けて、相談内容に応じて必要な支援を図りながら各関係機関等への紹介（つなぎ）や同行支援により、問題解決に向けた支援を行っています。 相談者がより相談しやすいように、自宅等への訪問型による相談対応を積極的に実施しています。		
方向性	これまで通りに継続 早期に問題解決となるよう、可能な限り伴走型の支援により支援を図っていきます。		

事業名	住居確保給付金の支給		
主管課	社会福祉課	関係課	—
事業内容	生活困窮者自立支援法に基づき、失業等によりアパート等の家賃が支払えず住居を失う恐れのある方に住居確保給付金を支給し、住まいを確保したうえで、安心して就労活動に励んでもらえるよう、本事業を実施しています。		
方向性	これまで通りに継続 相談業務を通じて、必要な方を事業の利用に繋げていきます。		

事業名	家計改善支援事業		
主管課	社会福祉課	関係課	—
事業内容	家計管理に精通した専門の相談員（ファイナンシャルプランナー等）が個々の相談に応じて、ファイナンシャルプラン等の作成により、相談世帯の収入に見合った家計管理の見直し・改善を図ることで、生活困窮からの脱却と事前の予防を図ります。		
方向性	これまで通りに継続 生活に困窮している世帯の多くは、家計管理がうまくできずに家計収支のバランスが取れなくなり、生活困窮に陥っている傾向にあるため、家計に関する問題の改善に繋がるように専門の相談員と連携を図って対応していきます。		

2) 子育てに関わる支援

事業名	子育て支援短期利用（ショーツステイ事業）		
主管課	社会福祉課	関係課	—
事業内容	保護者の疾病等により、一時的に子どもを養育することが困難になった場合に児童福祉施設において養育、保護を行っています。		
方向性	これまで通りに継続 ひとり親家庭であっても住民税課税世帯では自己負担額が高いため、利用しにくい側面があるように思われます。 今後は事業の周知を図るとともに、利用条件の緩和などの可能性についても検討していきます。		

事業名	多様な保育サービスの提供		
主管課	幼児教育課	関係課	—
事業内容	多様化する保育需要に対応できるよう、保護者の就労形態や児童の状況に応じて、延長保育、預かり保育、一時預かり、障がい児保育を行っています。		
方向性	内容(規模)を拡大して継続 働き方の多様化、一時的に保育を必要とする利用者が増加しています。保護者のニーズに対応し、引き続き多様な保育サービスを実施します。		

事業名	地域子育て支援拠点事業		
主管課	幼児教育課	関係課	—
事業内容	主に未就園児とその保護者が交流できる常設の「ひろば」を無料で開放し、子育てについての相談、情報提供、サークル支援などを行います。		
方向性	これまで通りに継続 孤立した子育てをして不安や悩みを抱えている保護者に対して、親子で交流できる場があることを広く周知し、子育ての悩みや不安を解消できる場としての機能を果たします。また、相談内容に応じてきめ細やかな対応ができるよう、関係機関や地域のボランティア等との連携を深めていきます。		

事業名	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）		
主管課	幼児教育課	関係課	—
事業内容	地域において育児の援助を行いたい人（協力会員）と育児の援助を受けたい人（依頼会員）が会員として組織する育児の相互援助事業です。 平成29年度から、一般家庭に対して半額、ひとり親家庭等に対して2／3の利用料助成を行っています。		
方向性	これまで通りに継続 地域の中での相互の助け合いとして定着しており、一定の需要があるため今後も継続して実施していきます。		

事業名	就学前の教育・保育事業の充実		
主管課	幼児教育課		—
事業内容	小学校就学前の子どもが利用している認定こども園・保育園・幼稚園・小規模保育施設・事業所内保育施設・家庭的保育施設の利用者負担額の軽減を図ります。		
方向性	これまで通りに継続 施設利用料は保護者の経済的負担に配慮されており、今後も同様に実施します。 市内では地域型保育事業所が、2園開設されましたが、今後も民間事業所を主体とした事業所の掘り起こしに取り組んでいきます。		

事業名	すこやか子育て支援事業		
主管課	幼児教育課	関係課	—
事業内容	保護者負担となっている保育料、副食費の助成制度です。 児童の属する世帯の所得状況に応じて、助成割合が異なります。		
方向性	これまで通りに継続 多子世帯及び、ひとり親家庭の世帯状況に応じて、今後も保育料等の負担軽減をします。		

事業名	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）		
主管課	幼児教育課	関係課	—
事業内容	保護者の子育てと仕事の両立支援のため、ひとり親家庭、両親の共働きなど日中留守になる家庭の小学生を対象に、放課後の児童の安心安全な居場所づくりに努め、健全な育成を図っています。		
方向性	これまで通りに継続 今後も保護者が仕事などにより日中、家庭にいない児童に放課後や長期休業時に家庭に代わって子どもをお預かりし、児童の安全・安心な生活の場を提供していきます。		

事業名	湯上市子どもの学習・生活支援事業（再掲）		
主管課	社会福祉課	関係課	学校教育課
事業内容	生活に困窮している家庭の子どもたちの貧困が世代を超えて連鎖することのないように、受験期に合わせた居場所づくりと受験期に必要な学習を提供し、子どもの悩みや不安に対する心のケアも行いながら夢と希望を持って成長することができるよう支援を行っています。 【対象者】 市内の3中学校に在籍し、就学援助を受けている中学3年生であって、来春に高校受験を希望（予定）している方となっています。 【会場】 市内の3中学校区（3会場）において実施しています。 【内容】 国・数・英を中心に週2回（1回あたり2時間）実施しています。 【実施主体】 NPO法人男鹿湯上南秋教育会館へ事業の委託を行っています。退職した元教師や現役大学生が講師となって、個別形式による学習支援を実施しています。 本事業の実施により、週2回（1回あたり2時間）はきちんと学習の場が確保され、自宅以外で机に向かってきちんと学習を行う習慣が身につく、実際に学習（勉強）の仕方を学ぶことができたことで、中学校のテストで成績が向上している生徒もいるため、少しずつですが効果が現れてきています。また、学習会場には主任スタッフ（退職した元教師）及び学生スタッフ（大学生）がおり、子どもたちの悩みや不安に対する心のケアも行っているため、学習面以外での支援も行われています。 秋田市内の大学から湯上市内の各会場まで、スタッフとなる学生が通うことにはなりますが、交通の便があまりよくないため、講師となる大学生スタッフの確保が難しいことが課題となっています。		
方向性	これまで通りに継続 高校入学後は、高校中退防止のためサポートを行います。 希望する高校への入学後、無事に高校卒業に結びつくように定期的に面談を重ねながら、高校生活における子どもたちの悩みや不安の解消につなげながら、高校中退の防止を図ります。		

（２）子どもの健康と生活の支援

事業名	学校での食育推進事業		
主管課	学校教育課	関係課	—
事業内容	年間計画を作成し、特別活動、保健体育、生活科、家庭科など、あらゆる教科で栄養教諭を活用して食に関する指導を行っています。ふるさと教育の趣旨を生かし、創意ある教育課程の中で食育をテーマにし、発達段階に応じた学習計画作成の支援・援助や、学習支援のための情報提供を行っています。		
方向性	これまで通りに継続 学校などにおける食育活動を通じて、正しい食習慣を身につけることや食に関する知識を習得することができ、子どもの健康保持・増進、健康管理につなげることができているため、今後も引き続き取り組んでいきます。		

事業名	助産施設への措置		
主管課	社会福祉課	関係課	—
事業内容	経済的理由により入院助産を受けることが困難な妊産婦に対して、助産施設への入所措置を行い、安心して出産していただけるよう助産費を負担しています。		
方向性	これまで通りに継続 経済的に困難な状況にある方が安心して出産できるため、今後も継続して実施していきます。		

事業名	妊娠・出産への健康づくり支援事業		
主管課	健康推進課	関係課	—
事業内容	妊娠の届出にきた妊婦全員を対象に面談の実施と、妊婦健康診査及び産婦健康診査受診券等を配付し、健康づくりへの意識付けと、現状の把握、問題の早期発見に努めています。 妊婦健康診査及び健康診査受診券等があることで、経済的に不安なく健康診査を受診することができています。 また、産科医療機関から要支援妊産婦について情報が入るため、産前・産後の早期支援に結びつけることができています。		
方向性	これまで通りに継続 妊婦健康相談票で情報収集しているため、本人からの申告がない場合には問題の把握が難しい現状があります。 妊娠の届出の際には、アンケートのほかにも面談で、経済・精神的に不安定な状況にある方を把握するよう努めています。（入籍の予定がない、収入がない等）		

事業名	乳児家庭全戸訪問（未熟児訪問、低出生体重児訪問含む）		
主管課	健康推進課	関係課	—
事業内容	児童福祉法、母子保健法に基づいて、生後4か月までのすべての乳児とその母親を対象に訪問を実施しています。 全乳児に生後4か月未満で訪問することにより、子育てに関する悩みや不安を軽減することができるとともに、家庭環境や育児状況を確認し、育児支援等を行うことができています。		
方向性	これまで通りに継続 問題の早期発見と対応につなげることができるため、これまでどおり課題のある児及び保護者については、関係機関等と連携し対応していきます。		

事業名	乳幼児健康診査		
主管課	健康推進課	関係課	—
事業内容	4か月児、7か月児、10か月児、1歳半児、2歳半児、3歳半児を対象に、健康診査及び歯科健康診査を実施しています。 医師、歯科医師、臨床心理士等を含めて発達・発育の確認と生活習慣・状況を把握したうえで一人ひとりの状況に対応した保健指導を実施しています。また必要と思われる児及び保護者には継続した支援をしています。		
方向性	これまで通りに継続 乳幼児健康診査では、疾病や異常を早期に発見し、心身ともに健全な発育・発達を支援するとともに、家庭環境や支援の必要な児の把握にも結びついているため、これまでどおり課題のある児及び保護者については、関係機関等と連携し対応していきます。		

事業名	子どもの医療費の助成		
主管課	社会福祉課	関係課	—
事業内容	ひとり親家庭の18歳までの児童、もしくは中学生までの児童の医療費を全額助成しています。		
方向性	これまで通りに継続 経済的理由から医療機関の受診ができなかったという問題が解消され、子どもの健康保持や保護者の経済的負担の軽減につながっているため、今後も継続して実施していきます。		

事業名	利用者支援事業		
主管課	健康推進課	関係課	—
事業内容	妊娠期から子育て期にわたるまでの子育てに関する様々な悩みに円滑に対応するため、切れ目のない体制を構築します。		
方向性	新規事業 妊娠届出時に助産師等が面談を行い、妊婦の健康や経済面や家族構成を含めた生活状況を確認し、個々に合わせたケアプランを作成するとともに、支援を必要とする者が利用できるサービスが提供できるよう関係機関へ繋がります。		

事業名	産後ケア事業		
主管課	健康推進課	関係課	—
事業内容	出産後1年を経過しない女子及び乳児に対し、心身の状態に応じた保健指導、療養に伴う世話または育児に関する指導や相談等を専門的ケアを実施する施設において実施します。		
方向性	新規事業 母子に対して母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに母親自身がセルフケア能力を育み母子の愛着形成を促し母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援します。		

基本方針３：保護者に対する就労の支援

（１）就労に関する相談・情報提供

事業名	ひとり親または寡婦等を対象とした講習会の開催募集情報の情報提供		
主管課	社会福祉課	関係課	秋田県ひとり親家庭就業・自立支援センター
事業内容	秋田県ひとり親家庭就業・自立支援センターが開催する就職に有利になる技能等の講習会の開催募集情報を広報誌などで周知、情報提供しています。		
方向性	これまで通りに継続 秋田県の事業ですが、受講者のスキルアップに効果が期待されるため、今後も引き続き、開催情報等の周知に努め、より多くの方の参加につなげていきます。		

事業名	求職中のひとり親または寡婦等への情報提供		
主管課	社会福祉課	関係課	秋田県ひとり親家庭就業・自立支援センター、ハローワーク
事業内容	求職中のひとり親家庭の父または母、寡婦等に、求人情報の提供が受けられる秋田県ひとり親家庭就業・自立支援センターへの登録をすすめたり、ハローワークによる巡回相談への参加をすすめています。		
方向性	これまで通りに継続 時間や交通手段がなくハローワークへ通うことが出来ない人に求人情報を提供したり、就職試験合格の秘訣などをレクチャーすることができ、求職活動に有益な情報が得られるため、今後も積極的に情報提供を行っていきます。		

事業名	生活困窮者や生活保護受給者に対する就労支援員による支援		
主管課	社会福祉課	関係課	—
事業内容	ハローワーク秋田で実施している就労自立促進事業により、専属の相談支援ナビゲーターが相談者に対してマンツーマンで就労支援にあたり、早期の就労に向けて支援を行っています。 ハローワーク巡回相談等の利用を含め、積極的にハローワークの就労支援員と面談のうえ、就労意欲の強い方については、実際に早期の就労となったケースも見られます。		
方向性	これまで通りに継続 予約どおりに面談に行かずに、土壇場でキャンセルとなるケースも多く、実際の就労に結びつかないこともあるため、定期的に面談希望者と連絡をとりながら、就労活動状況を確認のうえ、早期の就労に結びつくよう、声掛けを促していきます。		

(2) 資格・技能の取得に向けた支援

事業名	母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業 母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業 (再掲)		
主管課	社会福祉課	関係課	—
事業内容	ひとり親や寡婦が、就職に有利になる講座を受講する際に、受講料の一部を助成したり、看護師等の資格取得養成修業期間に給付金を支給しています。		
方向性	これまで通りに継続 受講者は受講した講座や取得した資格を生かして就職につなげることができているため、今後も引き続き実施していきます。		

事業名	母子父子寡婦福祉資金の技能習得資金や生活資金等の貸付		
主管課	社会福祉課	関係課	秋田県中央福祉事務所
事業内容	ひとり親や寡婦に対して、技能習得資金や生活資金の貸し付けを行っています。市で受け付けを行い、秋田県中央福祉事務所で審査、貸し付けを実施しています。		
方向性	これまで通りに継続 今後も円滑に相談受付、事務処理を実施していきます。		

基本方針４：経済的支援

事業名	母子父子寡婦福祉資金の貸付事業		
主管課	社会福祉課	関係課	秋田県中央福祉事務所
事業内容	秋田県の事業として、ひとり親や寡婦等に対して、各種資金の情報提供及び貸し付けを行っています。利用に際しては、市で受け付けを行い、秋田県中央福祉事務所で審査、貸し付けを実施しています。		
方向性	これまで通りに継続 今後も円滑に相談受付、事務処理を実施していきます。		

事業名	生活保護事業の適正な運用		
主管課	社会福祉課	関係課	—
事業内容	小中学校、高校での就学に係る費用について、教育扶助及び生業扶助により支給することで、対象者の生活の安定を図るものです。 また、高校生における就労収入の認定については、自立更生に充てる費用を除外して認定することができます。 小中学校については、入学時の費用や教材費、毎月の給食費などを支給し、高校は教材費等のほか、通学に係る費用を支給することで、就学に支障がないように対応しています。 また、就労収入から自立更生費を確保することで、就職や進学時に係る費用への補填が可能となっており、経済的な負担が軽減されています。		
方向性	これまで通りに継続 教育扶助及び生業扶助の支給については、対象者を的確に把握し、引き続き行っていきます。 就労収入にともなう自立更生に充てる費用については、対象者へパンフレットを配布しながら説明するなど、きめ細かい情報提供に努めます。		

事業名	児童扶養手当の支給		
主管課	社会福祉課	関係課	—
事業内容	児童福祉の推進を図り、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進するために、児童扶養のための手当を支給する事業です。 父母の離婚等で父または母と生計をともにしていない18歳の年度末までの児童を監護している父または母、もしくは父または母に代わってその児童を養育している方に児童扶養手当を支給しています。 所得制限がありますが、対象児童の心身に一定の障がいがある場合は、児童が20歳になるまで支給の対象となります。父または母が重度の障かゐを有する児童も支給の対象となります。ただし年金受給者は手当の一部または全部が停止される場合があります。		
方向性	これまで通りに継続 ひとり親家庭の生活の安定に役立てられていることから、今後も引き続き、ひとり親家庭に対する児童扶養手当の支給を行っていきます。		

事業名	修学旅行助成事業		
主管課	潟上市社会福祉協議会	関係課	—
事業内容	要保護・準要保護家庭の小・中学生に対する修学旅行に係る費用に対する助成金給付しています。助成金額は、小学生で5千円、中学生で1万円となっています。		
方向性	これまで通りに継続 …………… 今後も継続して実施していきます。		

事業名	子どもの就学支援事業		
主管課	潟上市社会福祉協議会	関係課	—
事業内容	要保護・準要保護世帯の小・中学生に対して、新入学のお祝い金を交付しています。交付額は、小学生で5千円、中学生で1万円となっています。		
方向性	新規事業 …………… 小・中学校の入学時における家庭の経済的負担を軽減するとともに、児童・生徒の健全な育成を支援します。		

計画の目標値

計画の推進状況を評価するため、以下のとおり目標値を設定します。

基本方針：1 教育の支援

(1) 就学支援の推進

指標の項目	担当課	現状 (R2 実績)	目標 (R8 年度)
子どもの学習支援の参加率	社会福祉課	53.8%	60.0%
ひとり親家庭の子どもの高等学校在学率 ※高校3年の8月時点	社会福祉課	98.1%	98.5%
就学援助制度チラシの配布率 (要保護・準要保護児童生徒の援助制度の周知)	学校教育課	100.0%	100.0%

基本方針：2 生活の支援

(1) 保護者の生活支援

指標の項目	担当課	現状 (R2 実績)	目標 (R8 年度)
放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業） の待機児童数	幼児教育課	0人	0人

(2) 子どもの健康と生活の支援

指標の項目	担当課	現状 (R2 実績)	目標 (R8 年度)
乳児家庭全戸訪問実施率	健康推進課	100.0%	100.0%
乳幼児健康診査受診率	健康推進課	94.9%	100.0%

基本方針：3 保護者に対する就労の支援

(1) 就労に関する相談・情報提供

指標の項目	担当課	現状 (R2 実績)	目標 (R8 年度)
ひとり親の就業支援講習会（県ひとり親家庭就業・ 自立支援センター主催）受講者数	社会福祉課	0人	5人

(2) 資格・技能の習得に向けた支援

指標の項目	担当課	現状 (R2 実績)	目標 (R8 年度)
母子家庭等自立支援教育訓練給付金受給者数、 高等職業訓練促進給付金受給者数	社会福祉課	・自立支援0人 ・高等職業1人	・自立支援4人 ・高等職業2人
母子家庭の母の就職率	社会福祉課	85.7%	87.0%

基本方針：4 経済的支援

指標の項目	担当課	現状 (R2 実績)	目標 (R8 年度)
母子父子寡婦福祉資金（修学・就学支度）の 利用率 ※高校入学時	社会福祉課	7.9%	10.0%

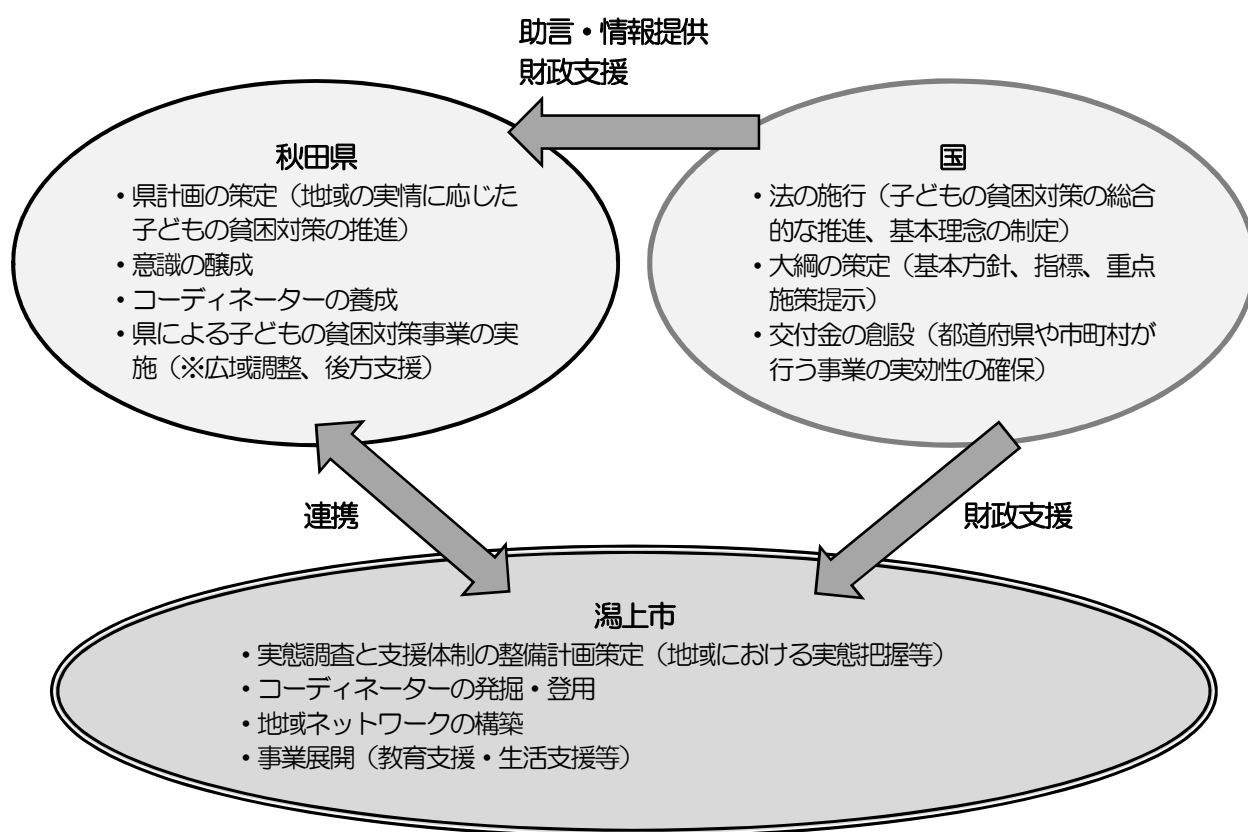
第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

すべての子どもたちが夢と希望を持って成長することができる地域社会の実現を目指すためには、潟上市だけではなく、国や秋田県との連携や、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域で活動する様々な関係団体など、様々な関係者が幅広く連携し、貧困や家庭環境の問題など多様な問題を抱えている子どもや家庭をいち早く把握し、適切な支援につなげていくことが重要となります。

潟上市は困難な状況にある子どもや家庭にもっとも身近な立場にあるため、様々な関係者の間で、支援のための連携や調整を行い、実情に即した適切な支援を効果的に行っていくための中心的な役割を担っていきます。

<国、秋田県、潟上市の連携>



潟上市が地域の様々な関係者の間の中心となって推進していく連携体制については、秋田県が切れ目のないきめ細やかな支援に向けた地域体制として想定している「子どもの未来応援地域ネットワーク（自治会、地域企業、関係機関等の連携・協力による支援体制）」に準じて、本市が関係者の間で、効果的な支援のための“つなぎ”を円滑に行うことができるように取り組んでいきます。

＜子どもの未来応援地域ネットワーク（イメージ）＞



3つの「つなぎ」

- 子どもの発達・成長段階に応じた切れ目のない「つなぎ」
- 教育と福祉等の「つなぎ」
- 関係行政機関、地域の企業やNPO、自治会その他の関係者間の「つなぎ」

また、支援の的確な調整を図るため、生活困窮者自立支援事業における「支援調整会議」や、福祉事務所等の参加を得て学校が開催する「ケース会議」などを活用することも検討していきます。

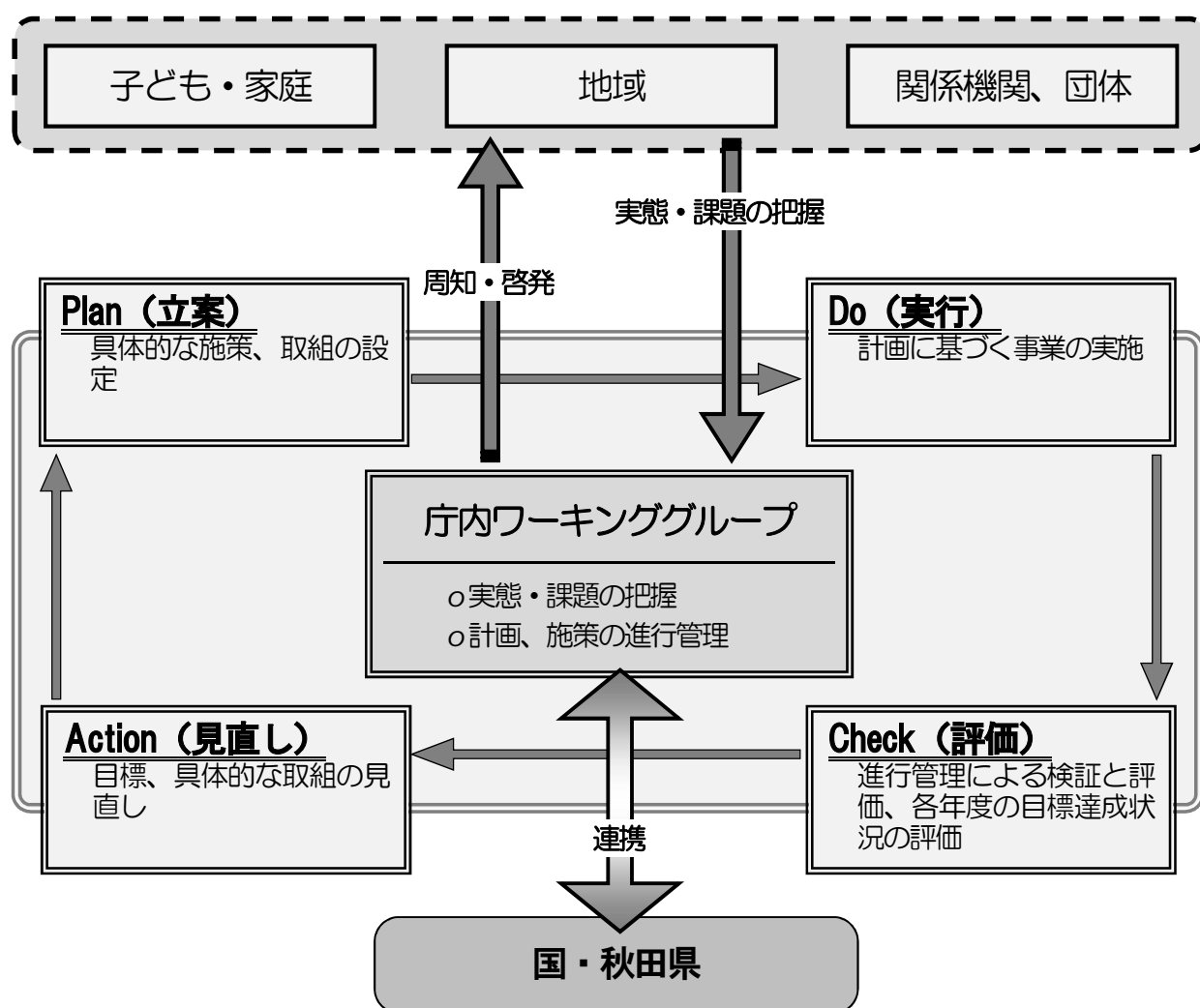
2 進捗管理の仕組み

子どもたちを取り巻く環境や社会情勢は日々変化し、必要とされる取組も変わっていきます。

効果的な支援を実施するためには、実態を把握し、計画の進捗について検証を行い、必要に応じて柔軟に計画を見直すことが重要となります。

そこで、実態を把握し、計画の適切な進捗管理を行うため、庁内の関係課によるワーキンググループにより、進捗を管理していきます。

<計画の進捗管理体制>



計画に記載している事業の進捗について、庁内ワーキンググループの場において、毎年、事業ごとに、実施状況や課題、成果などを確認し、計画通りに進行していない場合や、問題等が生じた場合には、取組内容の見直しや新規事業の必要性などを検討し、計画内容の見直しを行っていきます。

潟上市 子どもの貧困対策整備計画（案）

令和4年2月

発行

潟上市福祉保健部 社会福祉課

〒010-0201

秋田県潟上市天王字棒沼台226番地1

TEL 018-853-5314

FAX 018-853-5233

E-mail shakaifukushi@city.katagami.lg.jp